

本章のポイント

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性の割合は、平成23年4月現在、衆議院10.9%、参議院18.2%。
- 国家公務員の管理職に占める女性の割合は増加傾向にあるが、平成20年度で2.2%となお低水準。なお、採用者に占める女性の割合は着実に増加し、I種試験等事務系区分は平成22年度では25.7%。
- 国の審議会等における女性委員の割合は着実に増加し、平成22年では33.8%。女性の専門委員等の割合は17.3%。

第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- 地方議会における女性議員の割合はおおむね横ばい。最も高い特別区議会では24.6%。
- 地方公務員管理職に占める女性の割合はおおむね増加傾向にあるがなお低く、平成22年では都道府県6.0%、政令指定都市9.1%、市区9.8%、町村9.6%。
- 地方公共団体の審議会等における女性委員の割合は着実に増加し、平成22年では都道府県33.9%、政令指定都市32.4%、市区27.1%、町村23.2%。

第3節 様々な分野における女性の参画

- 司法分野における女性割合は着実に増加。裁判官16.5%、検察官13.6%、弁護士16.3%。
- 新聞、放送業界における女性の参画は徐々に進展している。
- 2010年の日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は134か国中94位。（2010年のジェンダー不平等指数（GII）は138か国中12位）

第1節

国の政策・方針決定過程への女性の参画

（国会議員に占める女性割合）

国会議員に占める女性割合について、その推移を見ると、衆議院においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移していた。その後、平成8年（第41回選挙）に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降増加し、23年4月現在、10.9%（52名）となっている。

また、参議院においては、昭和22年（第1回選挙）の4.0%からおおむね増加傾向にあり、平成23年4月現在では18.2%（44名）となっている。

（候補者、当選者に占める女性割合）

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性割合について見ると、昭和61年以来、共に

着実に増加していたが、平成15年11月執行の総選挙では減少した。しかし、17年9月執行の総選挙では若干増加し、直近の21年8月執行の総選挙では、候補者に占める女性割合は更に増加して過去最高の16.7%となり、当選者に占める女性割合も過去最高の11.3%となった（第1-1-1図）。

また、参議院議員通常選挙では、候補者に占める女性割合はおおむね着実に増加していたが、直近の平成22年7月執行の通常選挙では22.9%となり、前回24.1%から減少した。当選者に占める女性割合は19年7月執行の通常選挙では過去最高の21.5%となったが、22年7月執行の通常選挙では14.0%となり、前回から大きく減少した（第1-1-2図）。

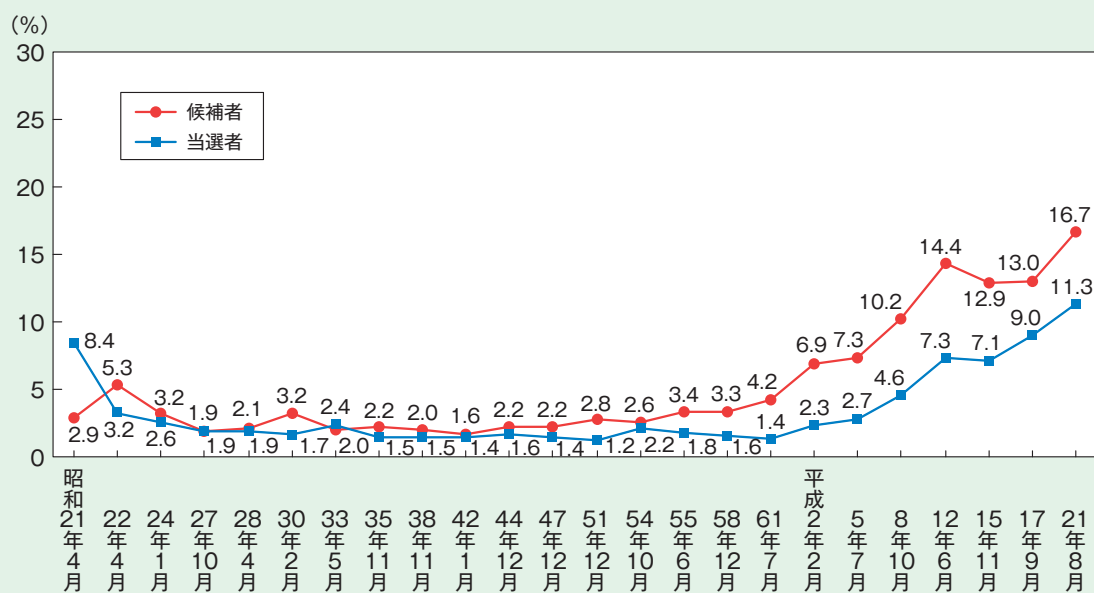
（国家公務員採用者に占める女性割合）

総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」（平成22

年)によると、国家公務員採用I種試験等(国家公務員採用I種試験、防衛省職員採用I種試験その他I種試験に準ずる試験をいう。)について、平成22年度の採用者に占める女性の割合は21.2%となっている。また、このうち事務系区分については、女性の割合が25.7%となっている。また、国家公務員採用I種試験等、II種試験等及びIII種試験等の採用者に

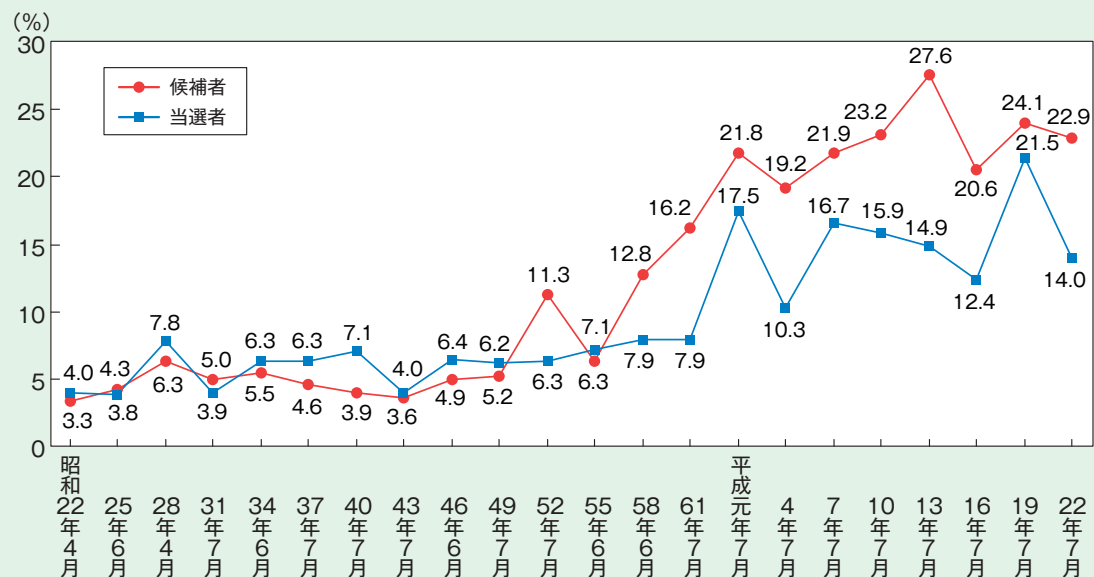
占める女性割合は、III種、II種、I種の順で高くなっており、22年度は、II種試験においては、前年に比べ増加しているが、I種・III種試験では減少している(第1-1-3図、第1-1-4図)。

第1-1-1図 衆議院議員総選挙候補者、当選者に占める女性割合の推移



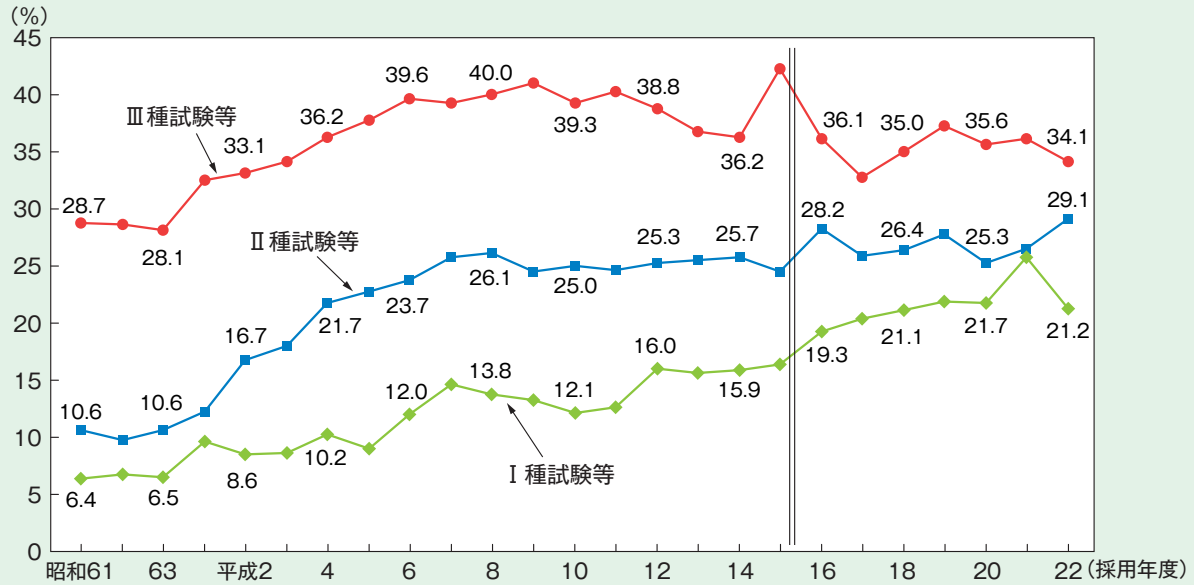
(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

第1-1-2図 参議院議員通常選挙候補者、当選者に占める女性割合の推移



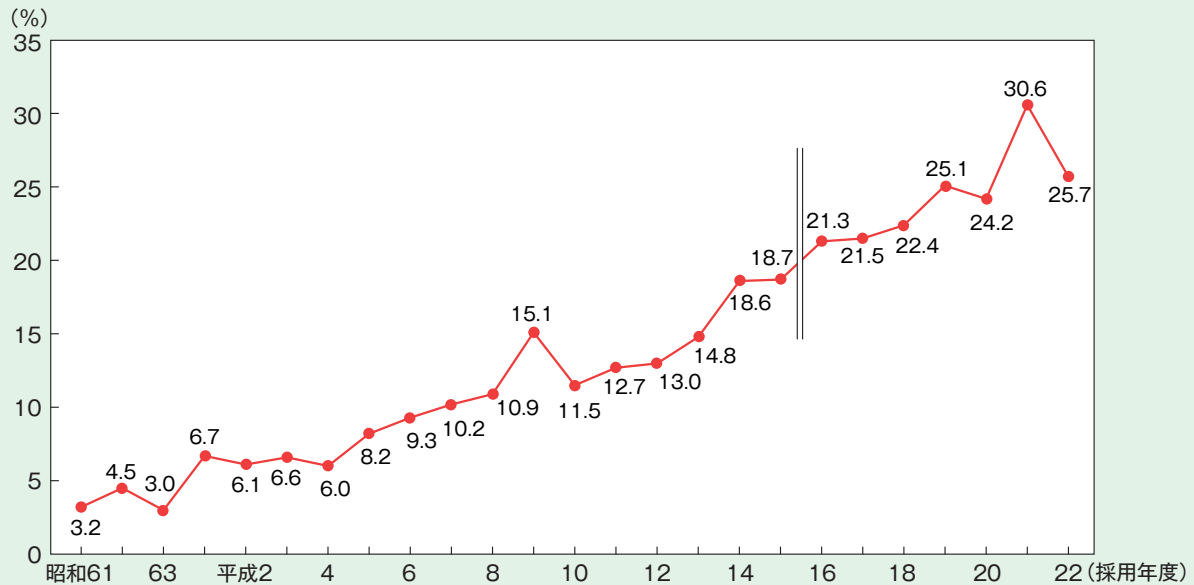
(備考) 総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

第1-1-3図 国家公務員採用者に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 人事院資料、総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
 2. 平成15年度以前（二重線の左側）における採用の割合は、国家公務員採用I、II、III種試験に合格して採用されたもの（独立行政法人に採用されたものを含む。）のうち、防衛省又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
 3. 平成16年度以降（二重線の右側）における採用の割合は、国家公務員採用I、II、III種試験に合格して採用されたもの（独立行政法人又は国会に採用されたものを除く。）に、防衛省職員採用I、II、III種試験若しくはその他準ずる試験又は平成20年度以降については国家公務員中途採用者選考試験に合格して採用されたもの（皇宮護衛官、刑務官、入国警備官を除く。）を加えた数の割合。
 4. 平成17年度以降の採用の割合は、当該年度の4月30日現在の割合。

第1-1-4図 I種試験等事務系（行政・法律・経済）区分の採用者に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 平成15年度以前は人事院資料、16年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
 2. 平成15年度以前（二重線の左側）における採用の割合は、国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験に合格して採用されたもの（独立行政法人に採用されたものを含む。）のうち、防衛省又は国会に採用されたものを除いた数の割合。平成16年度以降（二重線の右側）における採用の割合は、国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験に合格して採用されたものうち、独立行政法人又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
 3. 採用者は、平成16年度以前は当該年度採用者数（旧年度合格者数等を含む。）の割合であり、平成17年度以降は当該年度の4月30日現在の割合。

（上位の役職ほど低い国家公務員在職者に占める女性割合）

行政職（一）俸給表適用者に占める女性割合について、役職段階別に見ると、それぞれ増加傾向にある。平成21年度の在職者について、役職段階別に女性割合を見ると、係長級においては、女性が占める割合は17.1%であるが、役職段階が上がるにつれて女性割合は低くなっている（第1-1-5図）。

（依然として低い国家公務員管理職に占める女性割合）

本省課室長相当級である行政職俸給表（一）7級以上及び指定職において女性が占める割合は、年々増加してはいるものの、平成20年度において2.2%と依然低く、上位の級への女性の登用が課題となっている（第1-1-6図）。

（着実に増加する国の審議会等における女性委員の割合）

内閣府では、毎年定期的に、国の審議会等における女性委員の参画状況について調査を行っているが、平成22年9月30日現在、33.8%となっており、女性委員の割合は着実に増加している。一方、専門

委員等（委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要があるとき、専門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの）に占める女性の割合は、17.3%にとどまっており、18年4月4日男女共同参画推進本部決定に掲げる目標の達成に向けて更なる取組が必要とされる（第1-1-7図、第2部第2章第1節2参照）。

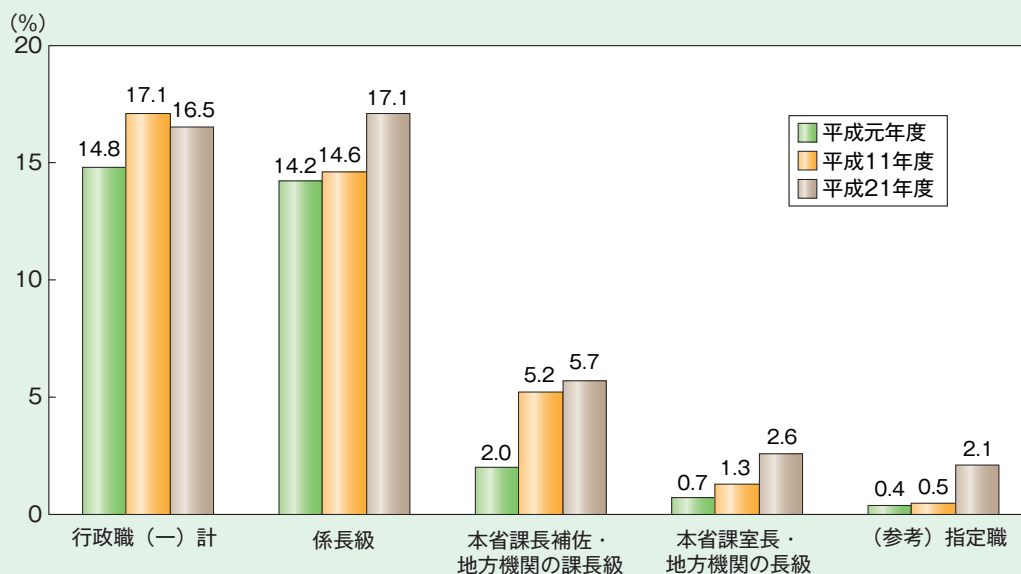
第2節

地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

（大都市ほど高い地方議会における女性の割合）

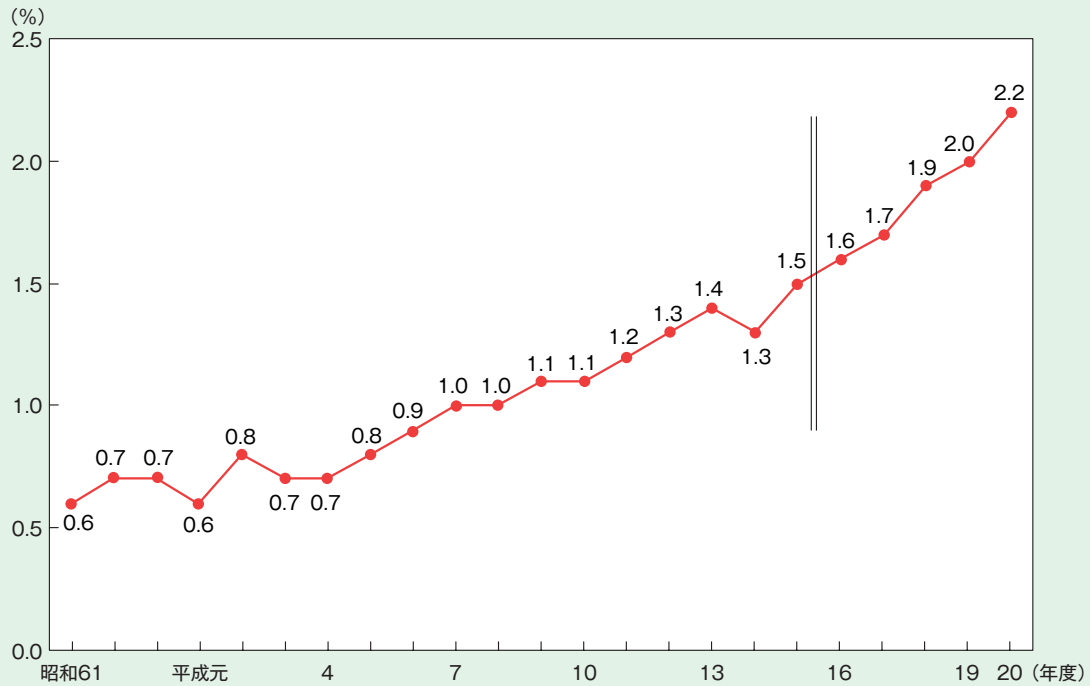
都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会の女性議員の割合を見ると、平成22年12月現在で、女性議員の割合が最も高い特別区議会では24.6%、政令指定都市の市議会は17.6%、市議会全体は12.7%、都道府県議会は8.1%、町村議会は8.1%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある（第1-1-8図）。平成23年4月に執行された統一地方選挙では、改選が行われた41都道府県議会、293市議会（政令指定都市を除く。）の選挙の当選者に占める女性割合が、速報値で7.7%、14.6%とそれぞれ過去最高となった。また、都道府県議会では女性議員のいない議会がなくなった。

第1-1-5図 一般職国家公務員の役職段階別の女性割合（行政職（一））



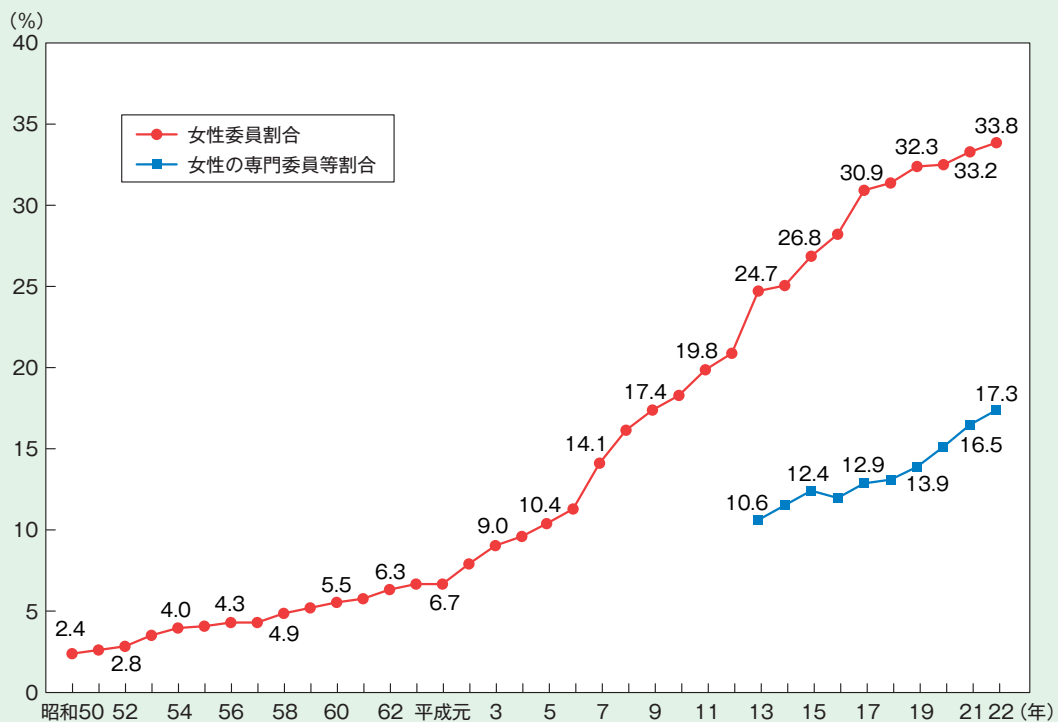
- （備考） 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成。
 2. 平成元年度、11年度は各年度末、21年度は1月15日現在の割合。
 3. 係長級は、行政職俸給表（一）3、4級（平成元年度及び11年度は旧4～6級）、本省課長補佐・地方機関の課長級は、同5、6級（同旧7、8級）、本省課室長・地方機関の長級は、同7～10級（同旧9～11級）の適用者に占める女性の割合。

第1-1-6図 国家公務員管理職に占める女性割合の推移



(備考) 1. 平成15年度以前は人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」、16年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
 2. 調査対象は、平成15年度以前は一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者であり、16年度以降はそれらに防衛省職員(行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給を支給されている者。17年度までは防衛参事官等俸給表適用者を含む。)が加わっている。

第1-1-7図 国の審議会等における女性委員割合の推移



(備考) 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。

（地方公務員採用試験合格者における女性割合）

都道府県及び市区の地方公務員採用試験における合格者に占める女性割合は、平成21年度では、都道府県採用試験の合格者で25.6%、市区採用試験の合格者で45.1%となっており、都道府県より市区で高くなっている。市区では50%程度をほぼ横ばいで推移していたが、16年度以降減少傾向が見られ、都道府県では7年度以降減少傾向にあったが、18年度から回復している（第1-1-9図）。

（地方公務員管理職に占める女性割合）

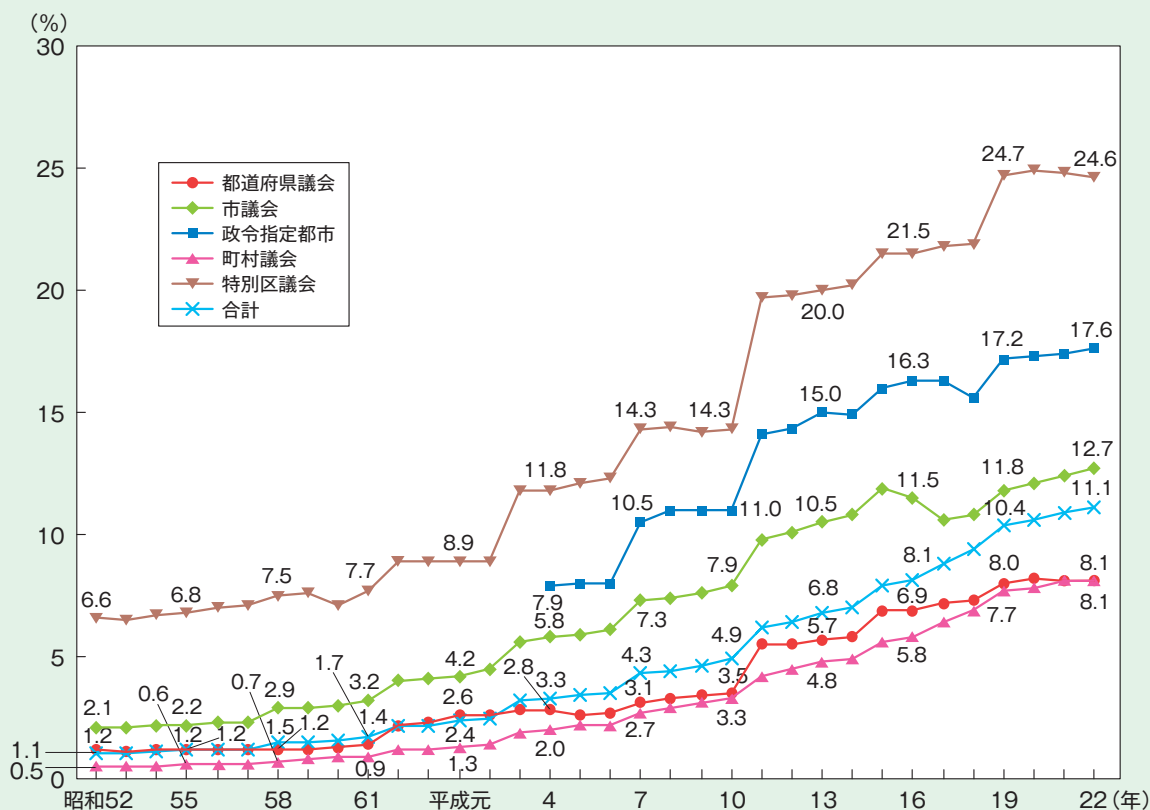
地方公務員管理職に占める女性割合は増加傾向にあるがなお低く、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成22年度）によると、平成22年では、都道府県で6.0%、政令指定都市で9.1%、市区で9.8%、町村で9.6%となっている（第1-1-10図）。また、女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定

を行っているのは都道府県・政令指定都市で24自治体となっており、その他の自治体においても職域拡大等の取組を進めている。

（着実に増加する地方公共団体の審議会等における女性委員の割合）

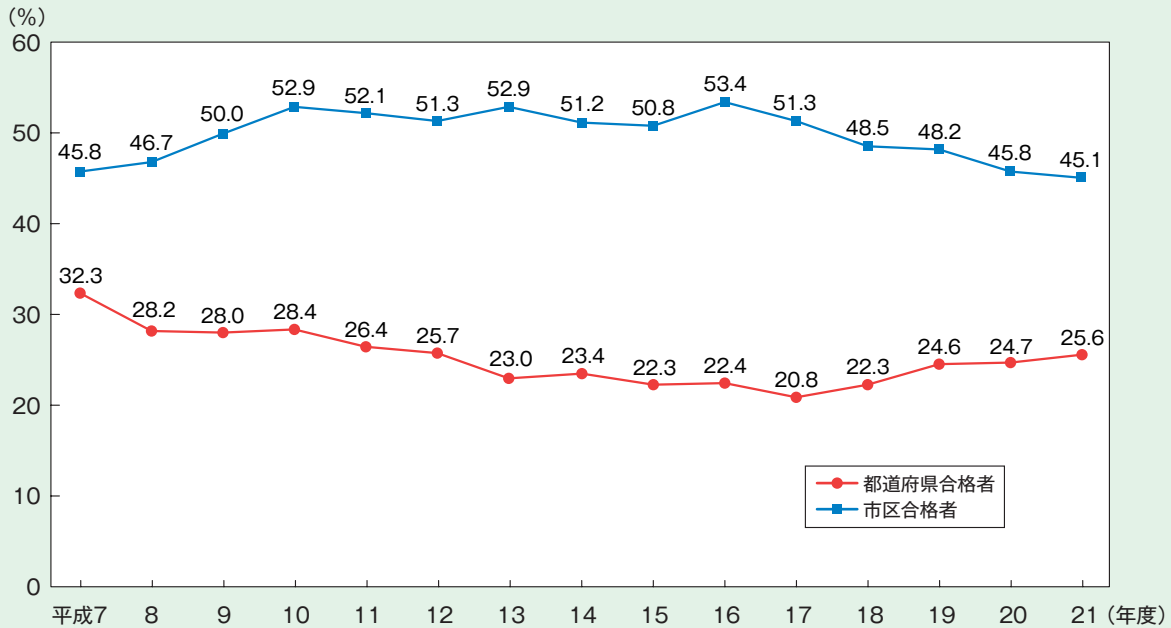
審議会等の女性委員の登用について、都道府県、政令指定都市においては目標値を掲げて女性の登用に努めており、女性委員の割合は着実に増加している。平成22年では、目標の対象である審議会等における女性委員割合は、都道府県で33.9%、政令指定都市で32.4%、市区で27.1%、町村で23.2%となっている（第1-1-11図）。

第1-1-8図 地方議会における女性議員割合の推移



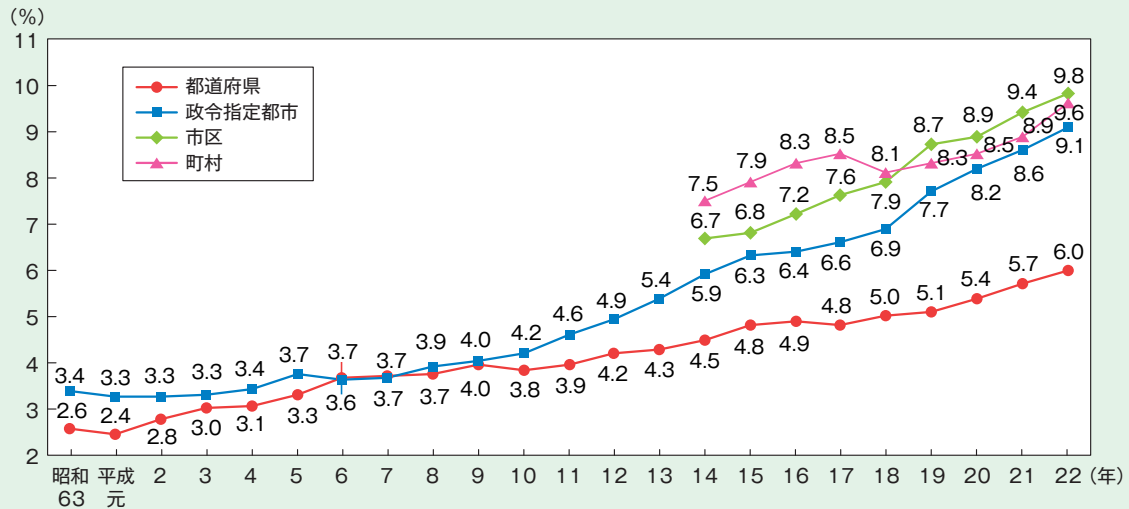
（備考） 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」より作成。
2. 各年12月現在。

第1-1-9図 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」より作成。
 2. 女性合格者、男性合格者のほか、申込書に性別記入欄を設けていない試験があることから性別不明の合格者が存在する。

第1-1-10図 地方公務員管理職に占める女性割合の推移



(備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料（各年6月1日現在）、6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成22年度）」（平成15年までは各年3月31日現在、16年以降は各年4月1日現在）より作成。
 2. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
 3. 市区には政令指定都市を含む。
 4. 本調査における管理職とは、本庁の課長相当職以上の役職及び支庁等の管理職においては、本庁の課長相当職以上に該当する役職を指す。

第3節

様々な分野における女性の参画

(着実に増加する司法分野における女性割合)

裁判官、検察官、弁護士に占める女性割合は、着実に増加している。

司法試験合格者に占める女性割合は、年によって増減があるが、平成22年度は旧司法試験については10.2%、新司法試験については28.5%である。また、法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院である法科大学院において女子学生の比率は約3割を占めていることから、今後の司法分野での女性の参画拡大が期待される(第1-1-12図)。

なお、平成23年1月11日現在、女性2名が最高裁判所の裁判官に、1名が高等裁判所長官に任命されている。

(農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画)

農林水産業に従事する女性は、それぞれの産業の重要な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献している。

しかしながら、農業委員会、農業協同組合、沿海地区出資漁業協同組合など、地域における政策・方

針決定過程への女性の参画は徐々に増加しているものの、その比率はまだ低いものとなっている(第1-1-13表)。

(メディアにおける女性の参画)

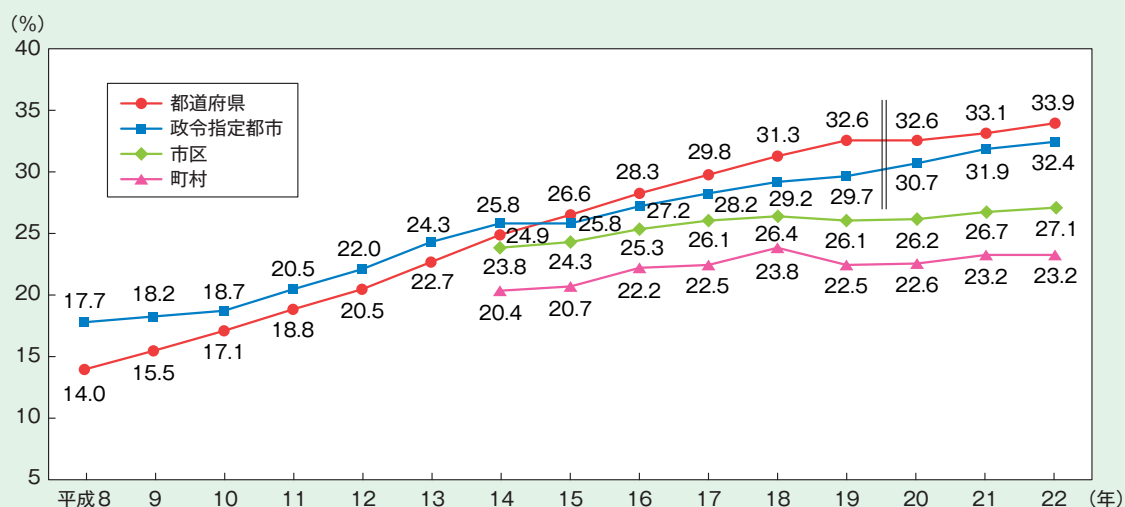
新聞や放送などのメディア分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることを防止したり、性・暴力表現に関する有効な対策等、メディアが自主的に女性や子どもの人権に配慮した表現を行うように取り組んでいく上で重要な役割を果たすものと期待されている。新聞及び放送業界における女性の参画状況について見ると、新聞、民間テレビ・ラジオ、日本放送協会の全従業員に占める女性の割合、女性記者の割合、管理職割合は、全体として徐々にではあるが増加している(第1-1-14図)。

(国際的にみても低い水準にある我が国の状況)

以上見てきたとおり、政策・方針決定過程において「指導的地位」に占める女性の割合は緩やかに増加しているものの、その水準は依然として低く、政府が定める「2020年30%の目標」を達成していないものがほとんどである(第1-1-15図)。

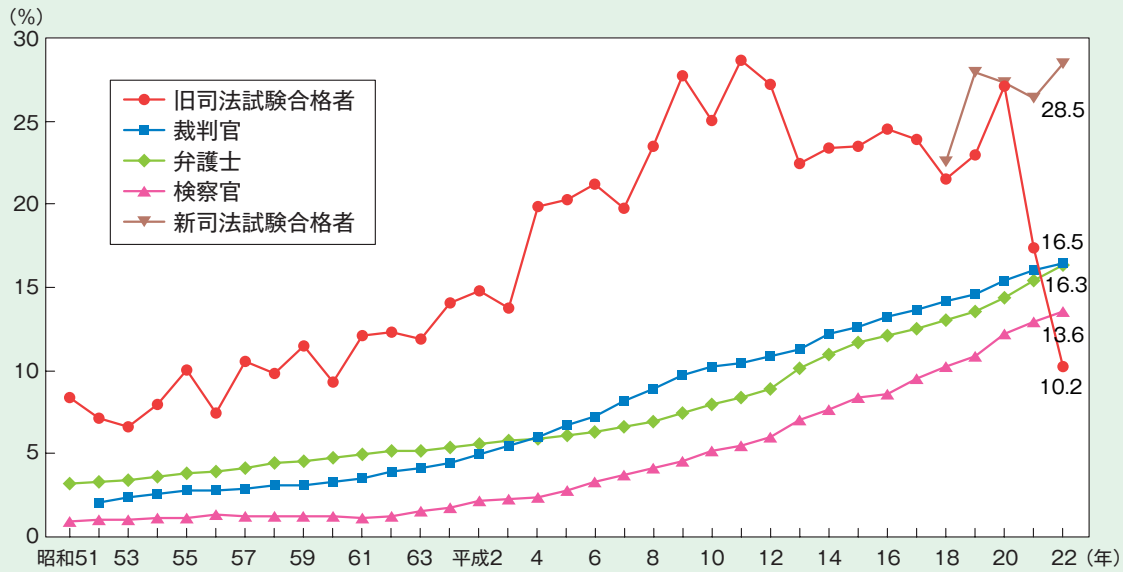
また、国際的には、2010(平成22)年に国連開発計画(UNDP)が発表した「人間開発報告書」による

第1-1-11図 地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移



- (備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成22年度)」より作成。平成15年までは各年3月31日現在。16年以降は4月1日現在。
2. 平成19年以前の各都道府県及び各政令指定都市のデータは、それぞれの女性比率を単純平均。
3. 市区には、政令指定都市を含む。

第1-1-12図 司法分野における女性割合の推移



(備考) 1. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 2. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 3. 検察官、司法試験合格者については法務省資料より作成。
 4. 司法試験合格者は各年度のデータ。

第1-1-13表 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移

(単位：人、%)

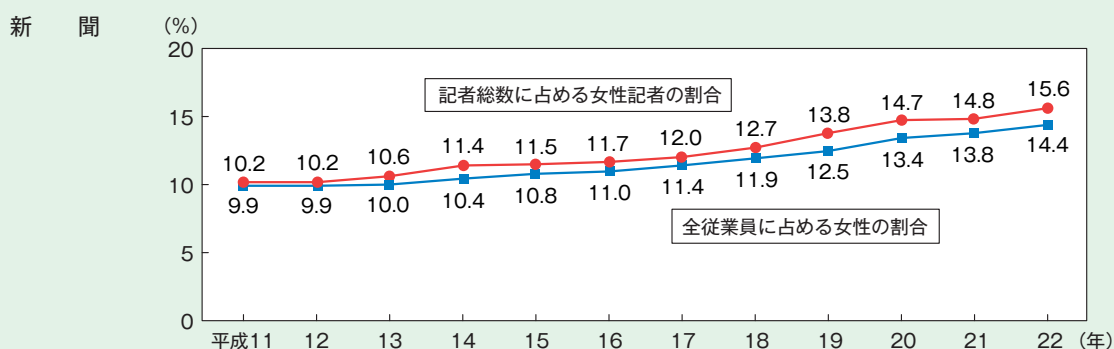
年度	昭和60	平成2	7	12	17	18	19	20	21
農業委員数	64,080	62,524	60,917	59,254	45,379	39,997	38,579	37,456	36,906
うち女性	40	93	203	1,081	1,869	1,682	1,658	1,741	1,791
女性の割合	0.06	0.15	0.33	1.82	4.12	4.21	4.30	4.65	4.85
農協個人正組合員数	5,535,903	5,537,547	5,432,260	5,240,785	4,988,029	4,931,853	4,877,364	4,816,570	—
うち女性	574,353	667,468	707,117	746,719	804,583	812,508	853,238	872,402	—
女性の割合	10.38	12.05	13.02	14.25	16.13	16.47	17.49	18.11	—
農協役員数	77,490	68,611	50,735	32,003	22,799	22,035	21,331	20,074	—
うち女性	39	70	102	187	438	465	525	605	—
女性の割合	0.05	0.10	0.20	0.58	1.92	2.11	2.46	3.01	—
漁協個人正組合員数	381,758	354,116	317,553	275,715	232,414	225,363	217,516	205,843	—
うち女性	21,180	20,425	18,337	15,655	15,830	15,854	12,767	12,523	—
女性の割合	5.55	5.77	5.77	5.68	6.81	7.03	5.87	6.08	—
漁協役員数	22,563	22,022	20,449	17,974	13,861	12,965	12,029	11,215	—
うち女性	13	22	29	43	45	46	45	32	—
女性の割合	0.06	0.10	0.14	0.24	0.32	0.35	0.37	0.29	—

(備考) 1. 農林水産省資料より作成。
 2. 農業委員とは、市町村における独立の行政委員会である農業委員会の委員であり、農業者の代表として公選等により選出される。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進に係る業務を行っている。
 3. 農業委員については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年は8月1日現在。
 4. 農協については、各事業年度末（農協により4月末～3月末）現在。
 5. 漁協については、各事業年度末（漁協により4月末～3月末）現在。
 6. 漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。
 7. 21年度の欄中「—」は数値未確定。

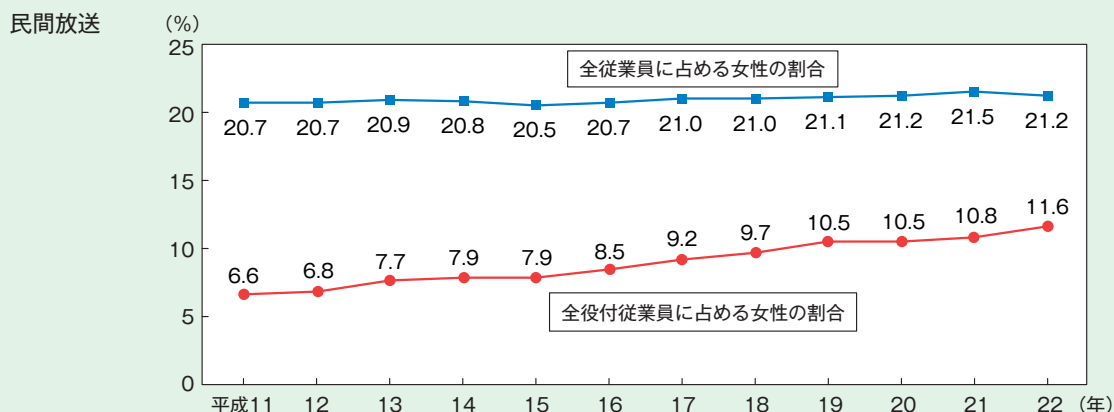
と、日本は人間開発指数（HDI）が測定可能な169か国中11位であり、また、2010年に新たに作成・公表されたジェンダー不平等指数（GII）は測定可能な138か国中12位となっている。一方、世界経済フォーラムが2010年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、測定可能な134か国中94位となっている。

GGIの順位はHDIやGIIの順位に比して著しく低く、我が国は、人間開発の達成度では実績を上げているが、女性が政治・経済活動に参画し、意思決定に参加する機会が不十分であることが分かる（第1-1-16表）。

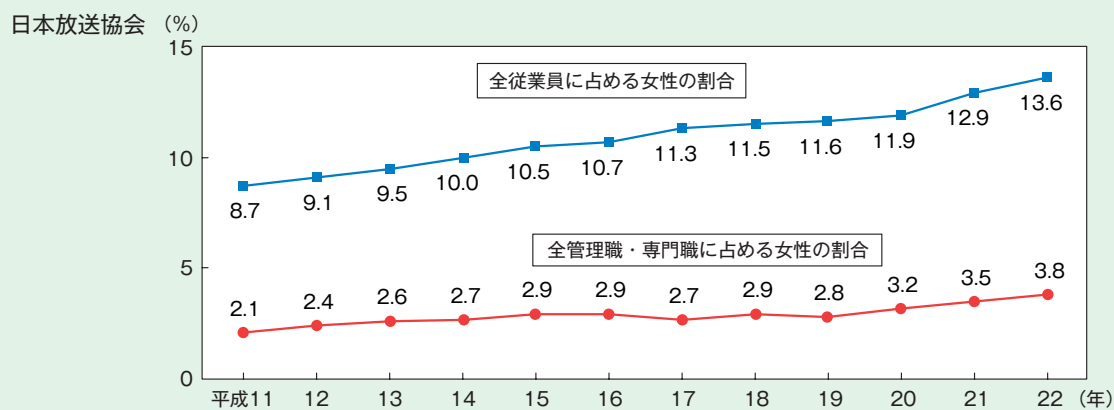
第1-1-14図 各種メディアにおける女性の割合



(備考) (社)日本新聞協会資料より作成。

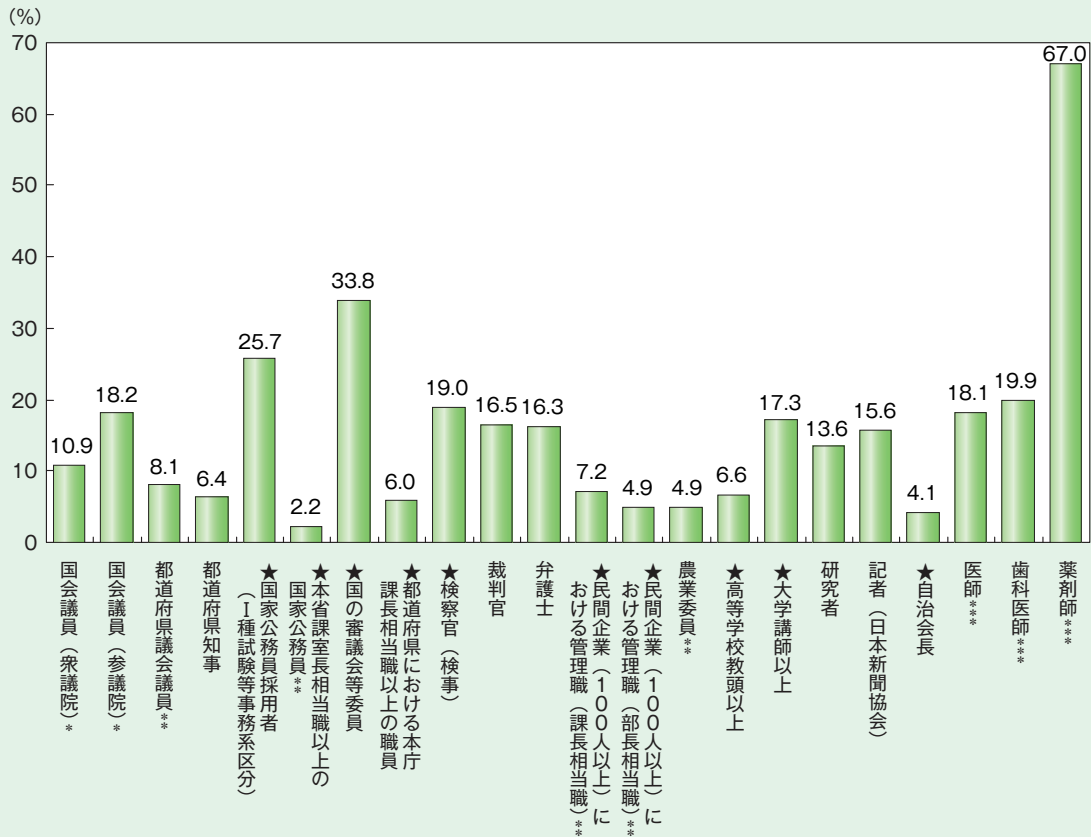


(備考) 1. (社)日本民間放送連盟資料より作成。
2. 役付従業員とは、課長（課長待遇、同等及び資格職を含む）以上の職にある者をいう。



(備考) 1. 日本放送協会資料より作成。
2. 管理職・専門職とは、組織単位の長及び必要に応じて置く職位（チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等）をいう。

第1-1-15図 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



(備考) 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成23年1月)より一部情報を更新。原則として平成22年のデータ。ただし,*は平成23年,**は平成21年,***は平成20年のデータ。
 なお,★印は,第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において当該項目又はまとめた項目が成果目標として掲げられているもの。

第1-1-16表 HDI, GII, GGIにおける日本の順位

(1)HDI
(人間開発指数)

(2)G I I
(ジェンダー不平等指数)

(3)G G I
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	HDI値	順位	国名	GI値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.938	1	オランダ	0.174	1	アイスランド	0.850
2	オーストラリア	0.937	2	デンマーク	0.209	2	ノルウェー	0.840
3	ニュージーランド	0.907	3	スウェーデン	0.212	3	フィンランド	0.826
4	米国	0.902	4	スイス	0.228	4	スウェーデン	0.802
5	アイルランド	0.895	5	ノルウェー	0.234	5	ニュージーランド	0.781
6	リヒテンシュタイン	0.891	6	ベルギー	0.236	6	アイルランド	0.777
7	オランダ	0.890	7	ドイツ	0.240	7	デンマーク	0.772
8	カナダ	0.888	8	フィンランド	0.248	8	レソト	0.768
9	スウェーデン	0.885	9	イタリア	0.251	9	フィリピン	0.765
10	ドイツ	0.885	10	シンガポール	0.255	10	スイス	0.756
11	日本	0.884	11	フランス	0.260	11	スペイン	0.755
12	韓国	0.877	12	日本	0.273	12	南アフリカ共和国	0.754
13	スイス	0.874	13	アイスランド	0.279	13	ドイツ	0.753
14	フランス	0.872	14	スペイン	0.280	14	ベルギー	0.751
15	イスラエル	0.872	15	キプロス共和国	0.284	15	英国	0.746
16	フィンランド	0.871	16	カナダ	0.289	16	スリランカ	0.746
17	アイスランド	0.869	17	スロベニア	0.293	17	オランダ	0.744
18	ベルギー	0.867	18	オーストラリア	0.296	18	ラトビア共和国	0.743
19	デンマーク	0.866	19	オーストリア	0.300	19	米国	0.741
20	スペイン	0.863	20	韓国	0.310	20	カナダ	0.737
21	香港	0.862	21	ポルトガル	0.310	21	トリニダード・トバゴ	0.735
22	ギリシャ	0.855	22	ラトビア共和国	0.316	22	モザンビーク	0.733
23	イタリア	0.854	23	ギリシャ	0.317	23	オーストラリア	0.727
24	ルクセンブルク	0.852	24	ルクセンブルク	0.318	24	キューバ	0.725
25	オーストリア	0.851	25	ニュージーランド	0.320	25	ナミビア	0.724
26	英国	0.849	26	ポーランド	0.325	26	ルクセンブルク	0.723
27	シンガポール	0.846	27	チェコ共和国	0.330	27	モンゴル	0.719
28	チェコ共和国	0.841	28	イスラエル	0.332	28	コスタリカ	0.719
29	スロベニア	0.828	29	アイルランド	0.344	29	アルゼンチン	0.719
30	アンドラ	0.824	30	クロアチア	0.345	30	ニカラグア	0.718
31	スロバキア	0.818	31	スロバキア	0.352	31	バルバドス	0.718
32	アラブ首長国連邦	0.815	32	英国	0.355	32	ポルトガル	0.717
33	マルタ	0.815	33	リトアニア	0.359	33	ウガンダ	0.717
34	エストニア	0.812	34	ハンガリー	0.382	34	モルドバ	0.716
35	キプロス共和国	0.810	35	マルタ	0.395	35	リトアニア	0.713
36	ハンガリー	0.805	36	ブルガリア	0.399	36	パナマ	0.713
37	ブルネイ	0.805	37	米国	0.400	37	オーストリア	0.709
38	カタール	0.803	38	中国	0.405	38	ガイアナ	0.709
39	バーレーン	0.801	39	エストニア	0.409	39	パナマ	0.707
40	ポルトガル	0.795	40	モルドバ	0.429	40	エクアドル	0.707
41	ポーランド	0.795	41	ロシア	0.442	41	カザフスタン	0.706
42	バルバドス	0.788	42	バルバドス	0.448	42	スロベニア	0.705
43	パナマ	0.784	43	クウェート	0.451	43	ポーランド	0.704
44	リトアニア	0.783	44	ウクライナ	0.463	44	ジャマイカ	0.704
45	チリ	0.783	45	アラブ首長国連邦	0.464	45	ロシア	0.704
46	アルゼンチン	0.775	46	モーリシャス	0.466	46	フランス	0.703
47	クウェート	0.771	47	キューバ	0.473	47	エストニア	0.702
48	ラトビア共和国	0.769	48	トリニダード・トバゴ	0.473	48	チリ	0.701
49	モンテネグロ	0.769	49	ルーマニア	0.478	49	マケドニア	0.700
50	ルーマニア	0.767	50	マレーシア	0.493	50	ブルガリア	0.698
51	クロアチア	0.767	51	コスタリカ	0.501	51	キルギス共和国	0.697
52	ウルグアイ	0.765	52	リビア	0.504	52	イスラエル	0.696
53	リビア	0.755	53	チリ	0.505	53	クロアチア	0.694
54	パナマ	0.755	54	ウルグアイ	0.508	54	ホンジュラス	0.693
55	サウジアラビア	0.752	55	バーレーン	0.512	55	コロンビア	0.693
56	メキシコ	0.750	56	チュニジア共和国	0.515	56	シンガポール	0.691
57	マレーシア	0.744	57	モンゴル	0.523	57	タイ	0.691
58	ブルガリア	0.743	58	ベトナム	0.530	58	ギリシャ	0.691
59	トリニダード・トバゴ	0.736	59	モルディブ	0.533	}}		
60	セルビア	0.735	60	アルゼンチン	0.534	94	日本	0.652

(備考) 1. 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書2010」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2010」より作成。
2. 測定可能な国数は、HDIは169か国、GIIは138か国、GGIは134か国。

(注)

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識 (平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得 (GNI) を用いて算出している。

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率 ・15-19歳の女性1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合 (男女別)

【労働市場】・労働力率 (男女別)

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値

・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率

【健康分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の国家元首の在任年数

本章のポイント

第1節 就業者をめぐる状況

- 平成22年の労働力人口に占める女性の割合は42.0%。
- 女性の年齢階級別労働力率は「M字カーブ」を描いているが、カーブは以前よりも浅くなり、M字の底となっている年齢階級も変化している。
- 平成22年の女性の雇用者のうち正規の職員・従業員は46.2%、非正規雇用者は53.7%であり、非正規雇用者が過半数を占める。
- 新規学卒就職者で高学歴化が進展しているものの、平成22年の女性の大学卒業割合は20.2%であり、男性の37.0%よりかなり低い。

第2節 就労の場における女性

- 女性の勤続年数は長期化傾向にあり、10年以上の勤続者割合が約3分の1となっている。
- 管理職に占める女性割合は依然として少ない。平成22年は係長相当職13.7%、課長相当職7.0%、部長相当職4.2%であり、上位の役職では女性の割合が低い。
- 給与所得は男女で大きな差があり、平成22年の男性一般労働者の給与水準を100とすると、女性一般労働者の給与水準は69.3にとどまる。

第3節 雇用環境の変化

- 平成22年度の調査によると、大学生の就職内定率は男女共過去最低の水準。
- 平成9年以降は共働き世帯が片働き世帯を上回っており、22年は、共働き世帯が1,012万世帯、片働き世帯が797万世帯となっている。

第1節 就業者をめぐる状況

(労働力人口の推移)

総務省「労働力調査（基本集計）」（平成22年）によると、労働力人口は平均6,590万人で、前年に比べ27万人減少し、3年連続の減少となった。男女別に見ると、男性が3,822万人（前年比25万人減）で3年連続の減少となり、女性は2,768万人（前年比3万人減）で2年ぶりの減少となった。昭和50年以降で見ると、労働力人口に女性が占める割合は昭和63年に4割を超え、平成22年は42.0%となっている。

労働力人口比率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合。以下「労働力率」という。）を見ると、平成22年平均は59.6%で前年比0.3ポイント低下し、3年連続の低下となった。男女別の労働力率では、

女性は48.5%と前年と同率になった。男性は71.6%で前年比0.4ポイント低下し、13年連続の低下となった。

(女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の変化)

女性の年齢階級別労働力率について昭和50年からほぼ10年ごとの変化を見ると、現在も依然として「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べかなり浅くなっており、M字部分の底となっている年齢階級も変化している。

昭和50年では25～29歳（42.6%）及び30～34歳（43.9%）の2つの年齢階級が底となっていたが、25～29歳の労働力率は次第に上がり、平成22年には、年齢階級別で最も高い労働力率（77.1%）となっている。22年を見ると35～39歳（66.2%）の年齢階級がM字の底となっている。しかしながら、30～34歳

においても、平成7年から15年間で労働力率が14.1ポイントも上昇しており、M字カーブは台形に近づきつつある（第1-2-1図）。

（女性の約8割が第3次産業従事者）

産業別に就業者割合を見ると、男女共に第1次産業はほぼ一貫して低下する一方、第3次産業の割合が高まってきている。女性で特にその傾向が顕著であり、第1次産業、第2次産業の割合はほぼ一貫して低下し、平成22年には8割以上が第3次産業の就業者となっている。これに対し男性は、女性に比して第1次産業、第2次産業共低下が緩やかであり、22年においても第3次産業の就業者は6割程度を占めている（第1-2-2図）。

職業別の就業者割合について見ると、男女共農林漁業作業者の割合が大きく減少してきたことが目立っている。製造・制作・機械運転及び建設作業者の割合は、女性はほぼ一貫して低下している。男性も低下傾向にあるものの女性に比べると低下は緩やかであり、現在でも最も割合が高くなっている。男女共専門的・技術的職業従事者、事務従事者、保安職業・サービス職業従事者の割合は増加傾向にあり、

特に女性において顕著であって、平成22年にはこれら3つの職業で全体の64.8%となっている（第1-2-3図）。

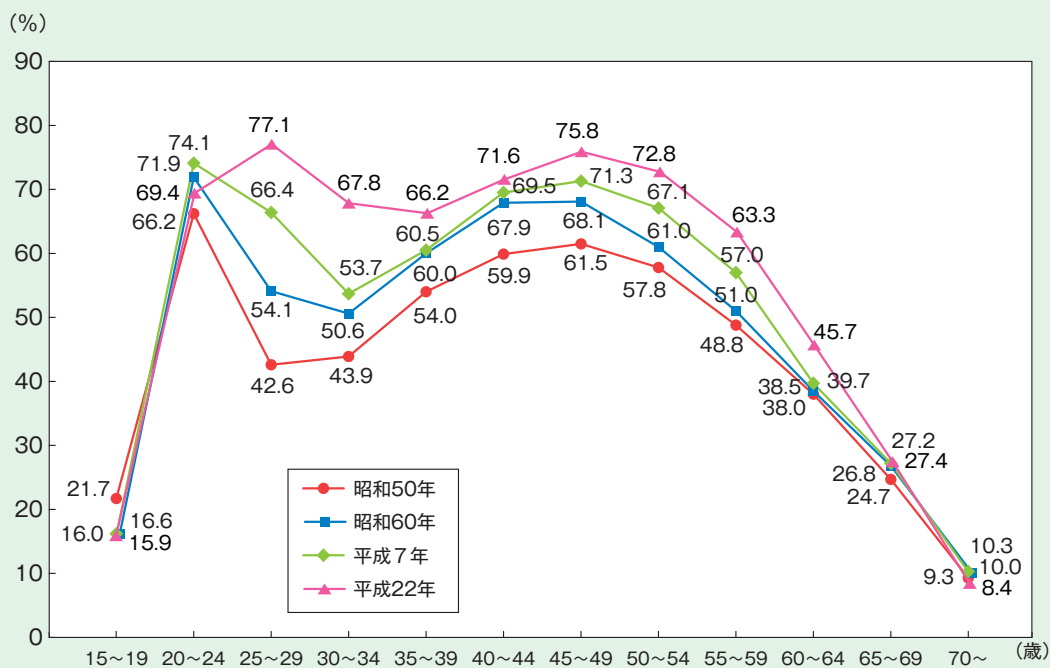
（就業者に占める雇用者割合の上昇）

就業者を従業上の地位別に見ると、就業者に占める雇用者の割合が上昇し続け、自営業者及び家族従業者の割合は低下し続けている。平成22年では、就業者に占める雇用者割合は女性88.2%、男性86.7%となっている（第1-2-4図）。

（増加する女性雇用者数）

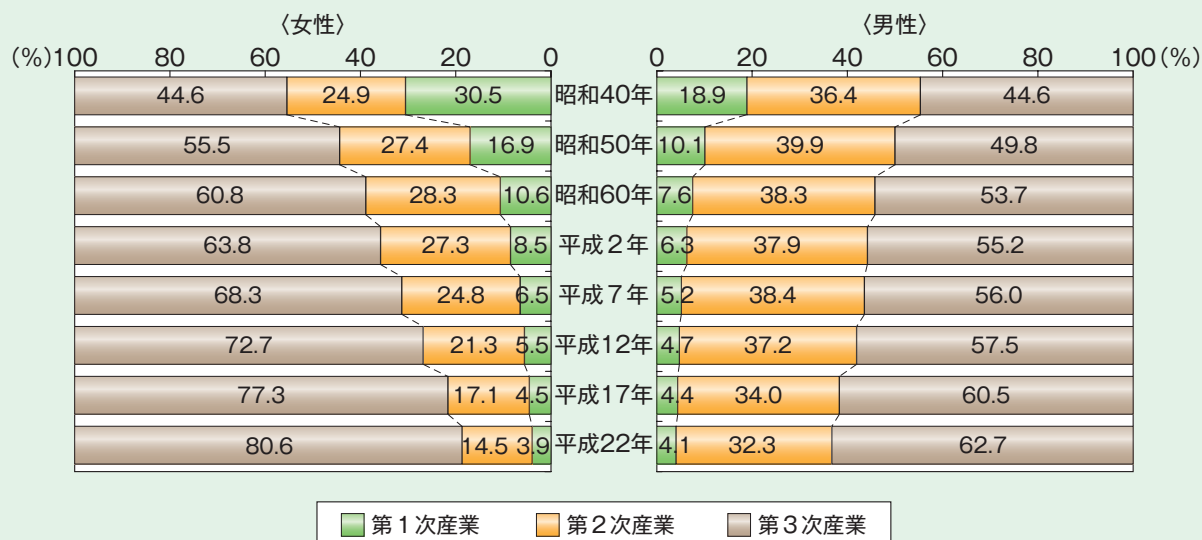
平成14年から22年までの間の男女雇用者数の推移を見てみると、男性雇用者数が約37万人減少している一方で女性雇用者数は約168万人増加している。すなわち、男性雇用者が多い産業では雇用者数が減っているのに対して、女性雇用者が多い産業では雇用者数が増えている（第1-2-5図）。

第1-2-1図 女性の年齢階級別労働力率の推移



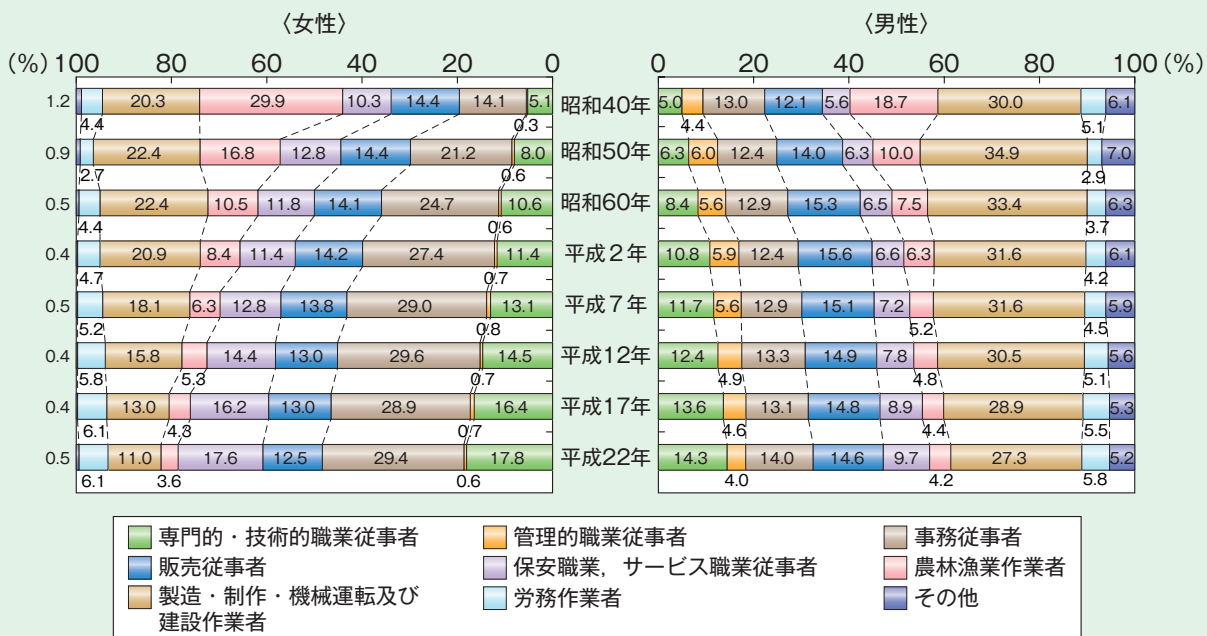
（備考） 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

第1-2-2図 産業別就業者構成比の推移（性別）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
 2. 分類不能の産業を除いているため、合計が100%にならない場合もある。
 3. 第1次産業:「農林業」及び「漁業」, 第2次産業:「鉱業」, 「建設業」及び「製造業」, 第3次産業: 上記以外の産業(分類不能の産業は含まない)。
 4. 日本標準産業分類の改訂に伴い、平成14年以前は製造業の一部として第2次産業に含まれていた「もやし製造業」が15年以降は第1次産業に、同様に製造業の一部として第2次産業に含まれていた「新聞業」及び「出版業」が第3次産業となったので、時系列比較には注意を要する。

第1-2-3図 職業別就業者構成比の推移（性別）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
 2. 職業分類の改訂により、昭和55年以前には「保安職業、サービス職業従事者」に分類されていた「清掃員」は、56年以降は「労務作業員」に含まれるので、時系列比較には注意を要する。

(非正規雇用者率の増加)

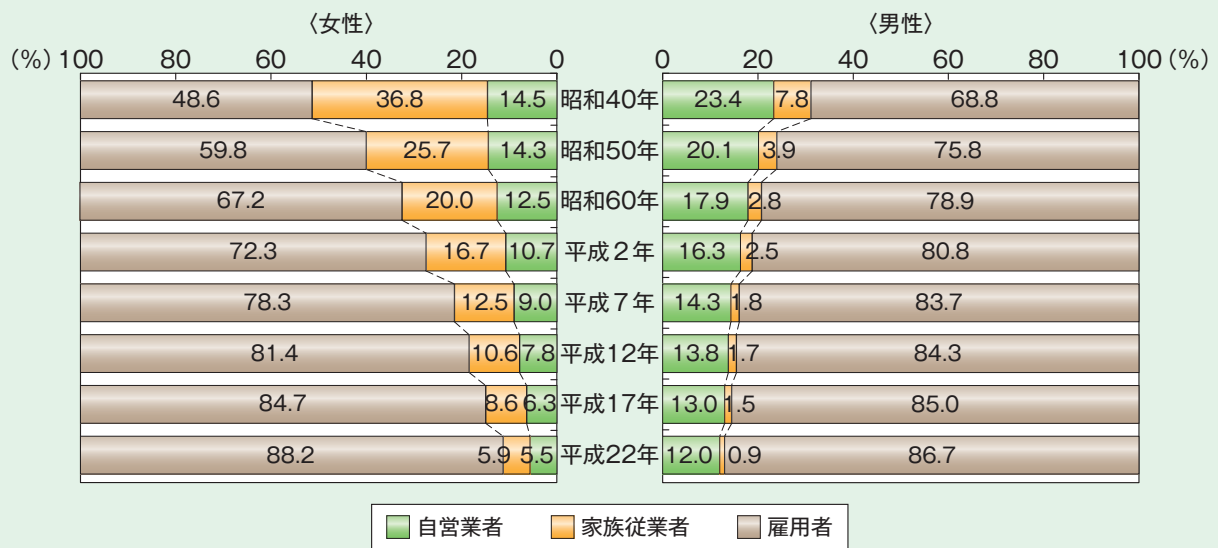
正規の職員・従業員が役員を除く雇用者全体に占める割合を男女別に見ると、女性は昭和60年に67.9%であったが、平成22年には46.2%にまで減少している。男性についても、昭和60年は92.6%であったが、平成22年には81.1%に減少している。男女共パート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合は上昇傾向にあり、特に女性はその割合が昭和60年

の32.1%から平成22年には53.8%にまで上昇しており、過半数を占めるに至っている(第1-2-6図)。

一方で、男女別・年齢階級別に非正規雇用者率の推移を見てみると、女性の35歳以上の層で50%を超えていること、男女の若年層(15~24歳、25~34歳)や女性の高年層(55~64歳)で上昇していることが特徴的である(第1-2-7図)。

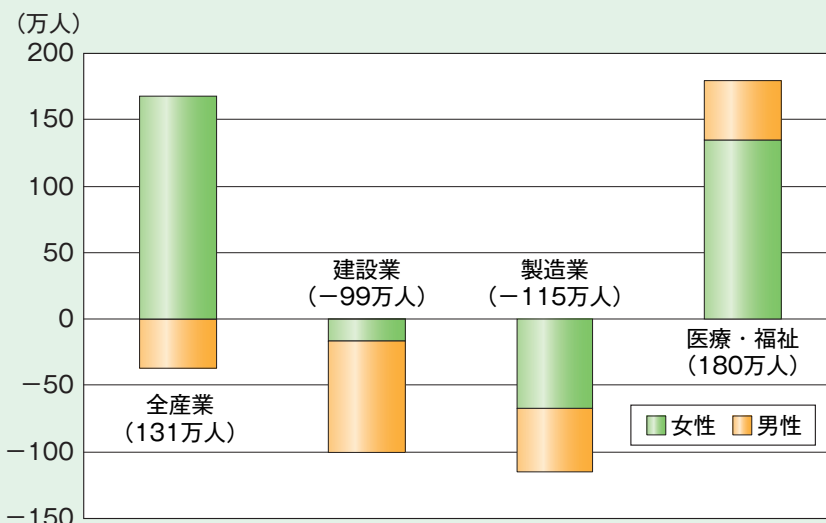
また、総務省「労働力調査」によると、労働者派

第1-2-4図 就業者の従業上の地位別構成比の推移(性別)



(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 他に「従業上の地位不詳」のデータがあるため、合計しても100%にならない。

第1-2-5図 男女別産業別雇用者数の増減(平成14年→22年)



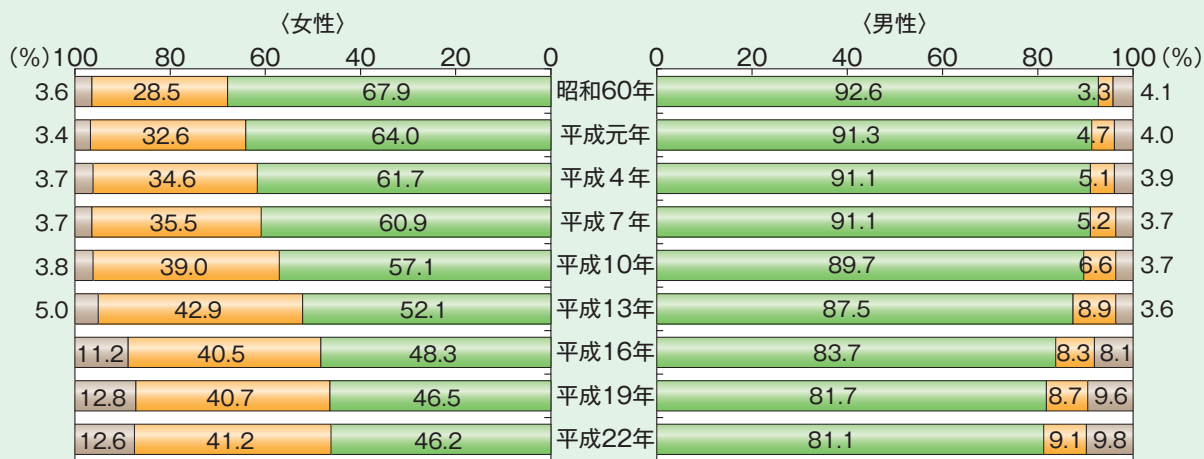
(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. ()内は平成14年から22年の間で当該産業の雇用者数の増減(男女計)。

遣事業所の派遣社員数は平成20年まで増加傾向にあったが、22年には96万人（うち女性は61万人）で、前年より12万人減（うち女性は11万人減）となっている（第1-2-8図）。

（企業が進める非正社員の雇用）

厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成19年）によると、正社員以外の労働者がいる事業所の割合は77.2%となっている。正社員以

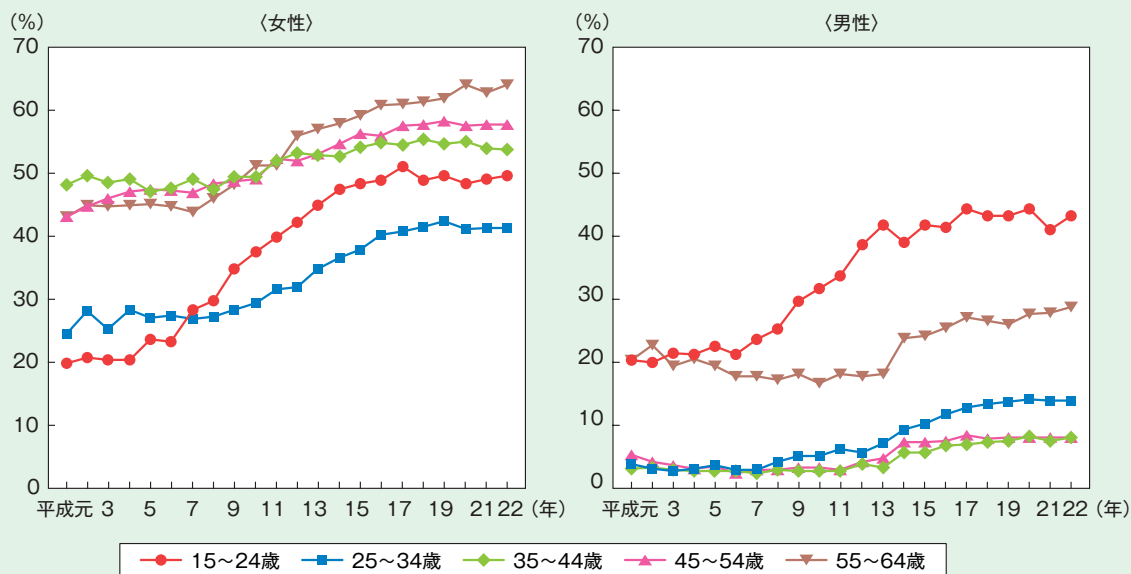
第1-2-6図 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（性別）



■ 正規の職員・従業員
■ パート・アルバイト
■ その他（労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他）

（備考）昭和60年から平成13年は、総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）より、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。

第1-2-7図 男女別・年齢階級別非正規雇用比率の推移

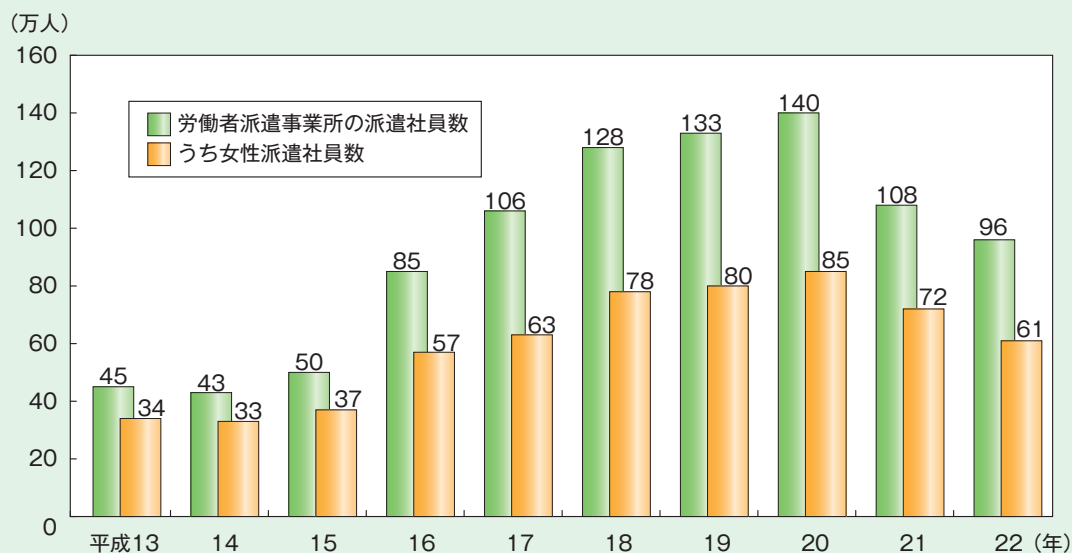


（備考）1. 総務省「労働力調査」より作成。
 2. 非正規雇用比率 = (非正規の職員・従業員) / (正規の職員・従業員 + 非正規の職員・従業員) × 100。
 3. 2001（平成13）年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値、2002（平成14）年以降は「労働力調査詳細集計」の各年平均の数値により作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

外の労働者がいる事業所の割合を就業形態別に見ると、パートタイム労働者がいる事業所の割合が59.0%と最も高く、次いで嘱託社員が12.9%、派遣労働者が11.6%となっている。正社員以外の労働者の活用理由（複数回答3つまで）を見ると、「賃金の

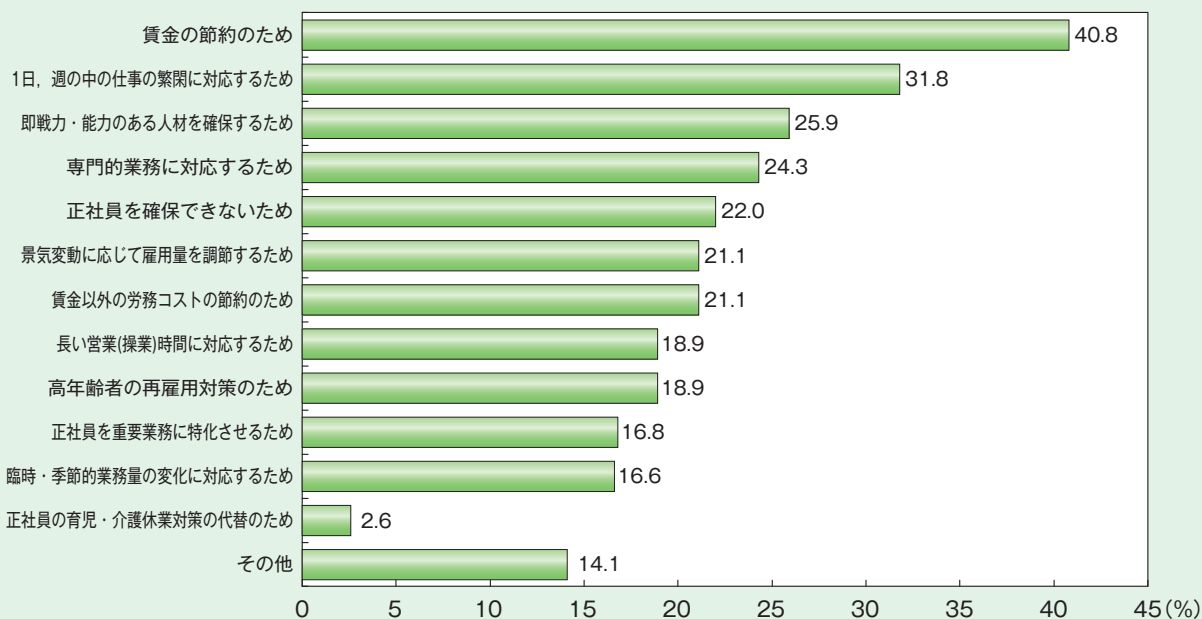
節約のため」が40.8%と最も高く、次いで「1日、週の中の仕事の繁忙に対応するため」31.8%、「即戦力・能力のある人材を確保するため」25.9%の順となっている（第1-2-9図）。

第1-2-8図 労働者派遣事業所の派遣社員数の推移



(備考) 1. 平成13年以前は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月), 14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。
2. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

第1-2-9図 正社員以外の労働者を活用する理由（事業所割合、複数回答3つまで）



(備考) 1. 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成19年)より作成。
2. 正社員以外の労働者がいる事業所を100とした場合。

（雇用者の高学歴化の進展）

雇用者の学歴構成の推移を見ると、男女共に中学卒、高校卒は減少傾向にある一方で高専・短大卒及び大学・大学院卒は増加傾向にある。これは、近年の高等教育機関への進学率上昇に伴い、新規学卒就職者が高学歴化しているためと考えられる。

男女別に見ると、女性については、雇用者に占める大学・大学院卒の割合は上昇傾向にあり、平成22年には20.2%となっている。しかしながら、女性雇用者全体に占める割合は、高専・短大卒の方が大学・大学院卒より依然高くなっている。男性については、大学・大学院卒の割合は22年で37.0%と、女性よりもかなり高くなっている（第1-2-10図）。

第2節 就労の場における女性

（有配偶者で低い女性の労働力率）

女性の年齢階級別労働力率を未婚者、有配偶者別に見ると、20歳代から40歳代にかけて有配偶者の労働力率は未婚者の労働力率よりかなり低くなっている。未婚者は20歳代後半をピークに年齢とともに徐々に下降するのに対し、有配偶者では40歳代後半がピークとなっており、この傾向は昭和50年、平成2年、22年共変わらない。

有配偶女性について、年齢階級別に年を追ってみると、20歳代後半の労働力率は過去に比べ大きく上

昇しているが、30歳代前半の変化はそれほど大きくなく、平成22年の30歳代後半の労働力率は、むしろ2年よりも低くなっている。これは、子育ての時期が遅くなったことにより、労働市場から離れる時期が高い年齢層に移行したことも影響していると考えられる（第1-2-11図）。

（女性の勤続年数は長期化傾向）

女性雇用者の勤続年数には長期化傾向が見られる。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成22年)によると、平成22年の雇用者のうち女性の平均年齢は39.6歳(21年:39.4歳)、平均勤続年数は8.9年(21年:8.6年)であった。男性は平均年齢42.1歳(21年:42.0歳)、平均勤続年数13.3年(21年:12.8年)となっている。

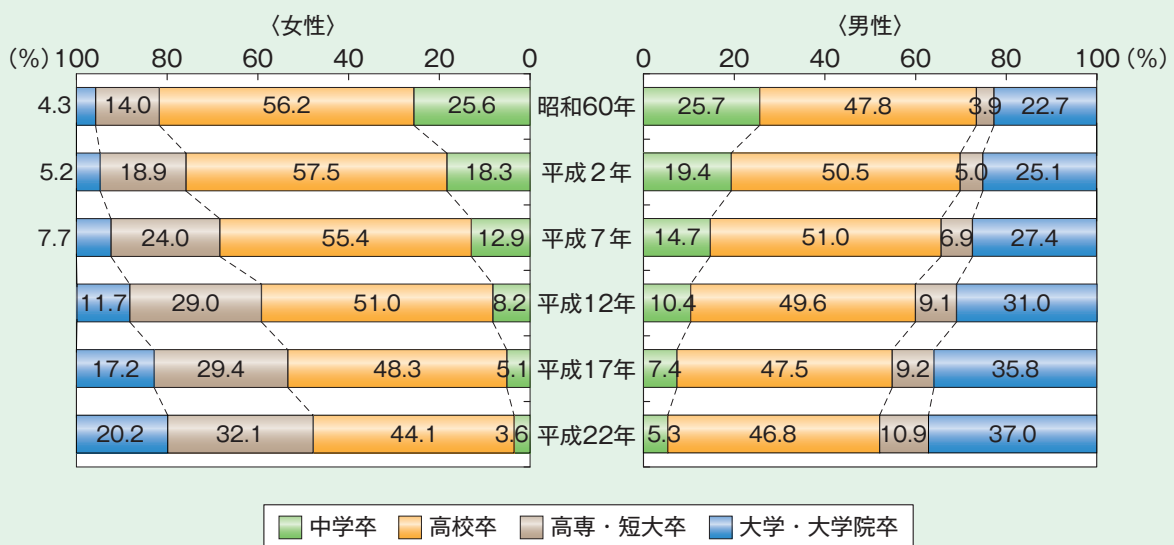
女性の雇用者構成を勤続年数階級別に見ると、10年以上の勤続者割合が約3分の1となっている（第1-2-12図）。

（管理職に占める女性割合の推移）

女性の勤続年数は徐々に長期化傾向にあるが、管理職に占める女性割合は依然として少ない。

総務省「労働力調査」(平成22年)によると、管理的職業従事者（公務及び学校教育を除く）に占める女性の割合は、平成22年は11.0%で、依然として低い水準にある。

第1-2-10図 学歴別一般労働者の構成割合の推移（性別）



（備考）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

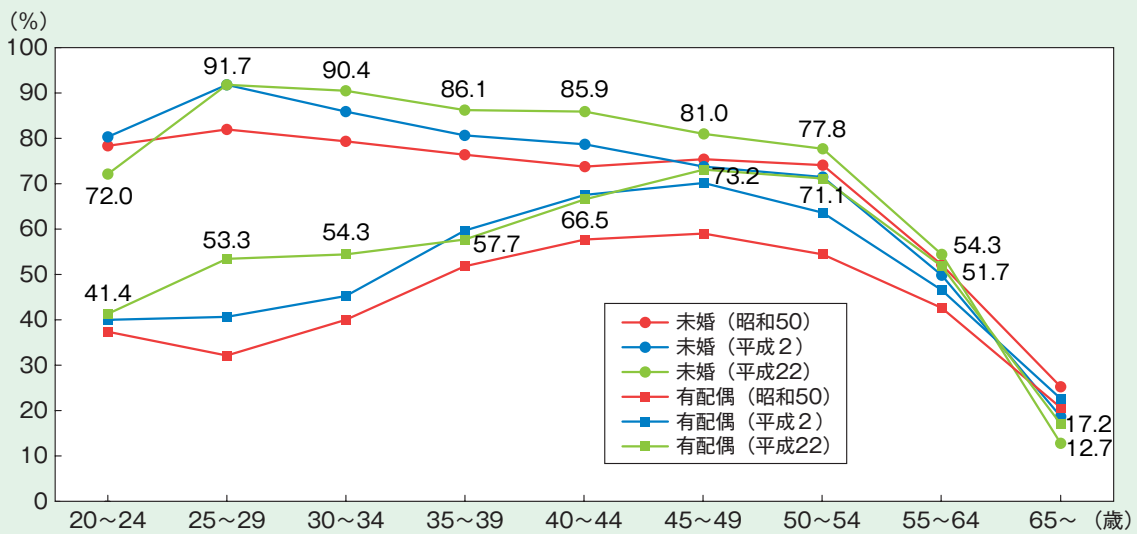
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成22年）で女性管理職を役職別に見ると、係長相当職の割合が最も高く、平成22年は13.7%となっている。また、上位の役職では女性の割合が低く、課長相当職は7.0%、部長相当職では4.2%であり、長期的には上昇傾向にはあるものの極めて低くなっている（第1-2-13図）。

（就業形態や役職、勤続年数の違いを背景とした男女の給与所得格差、女性の6割以上が300万円以下の所得者）

男女の給与所得には大きな差がある。

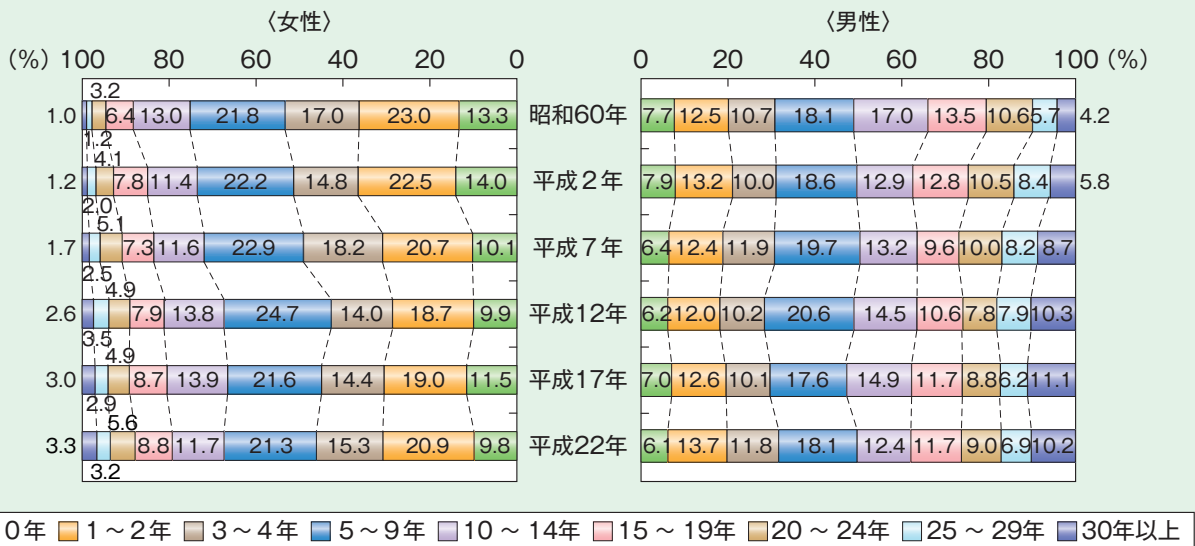
国税庁「民間給与実態統計調査」（平成21年分）により1年間を通じて勤務した給与所得者について男女別に給与水準を見ると、300万円以下の所得者の割合が男性では25.1%であるのに対し、女性では67.7%に達している。また、700万円超の者は、男性

第1-2-11図 配偶関係・年齢階級別女性の労働力率の推移



（備考）総務省「労働力調査」より作成。

第1-2-12図 勤続年数階級別一般労働者の構成割合の推移（性別）



（備考）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

では17.6%となっているのに対し、女性では2.9%に過ぎない（第1-2-14図）。

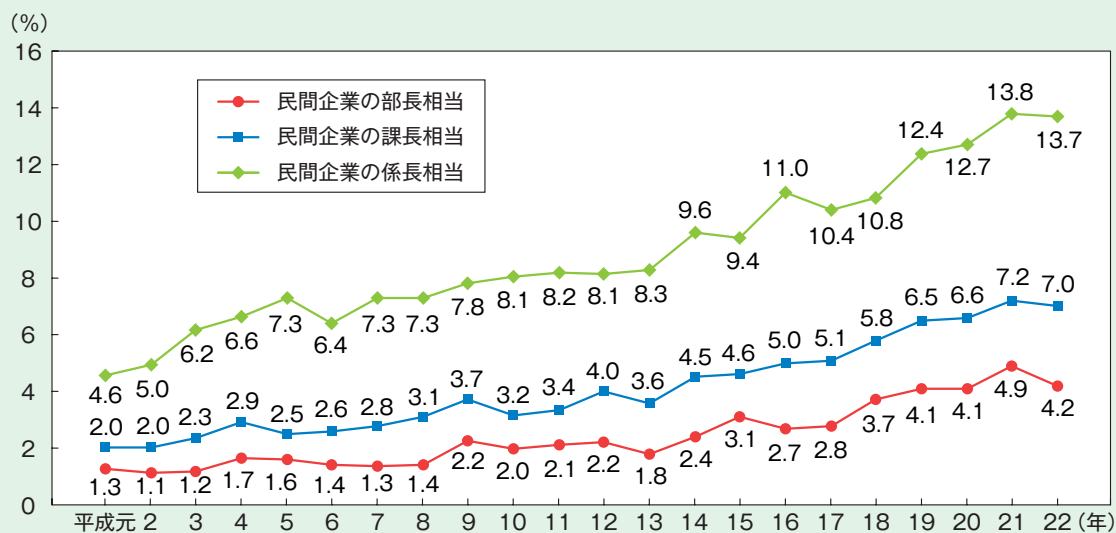
この状況の背景としては、正社員に比べて賃金水準が低い短時間労働に女性の就労が多いなど、雇用形態において男女間に違いがあること、また、パートタイム等に従事する女性では、収入が一定範囲を超えないよう調整する者もいることなどが考えられる。さらに、正規雇用者であっても、役職や残業時間、勤続年数の男女差が大きく影響しているものと考えられる。

（所定内給与格差は、一般男女労働者間には長期的には縮小傾向、短時間労働者と一般労働者間も長期的にはやや縮小）

一般労働者における男女の平均所定内給与額の差は、長期的に縮小傾向にあるものの、平成22年については、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は69.3と前年に比べ0.5ポイント広がった（第1-2-15図）。

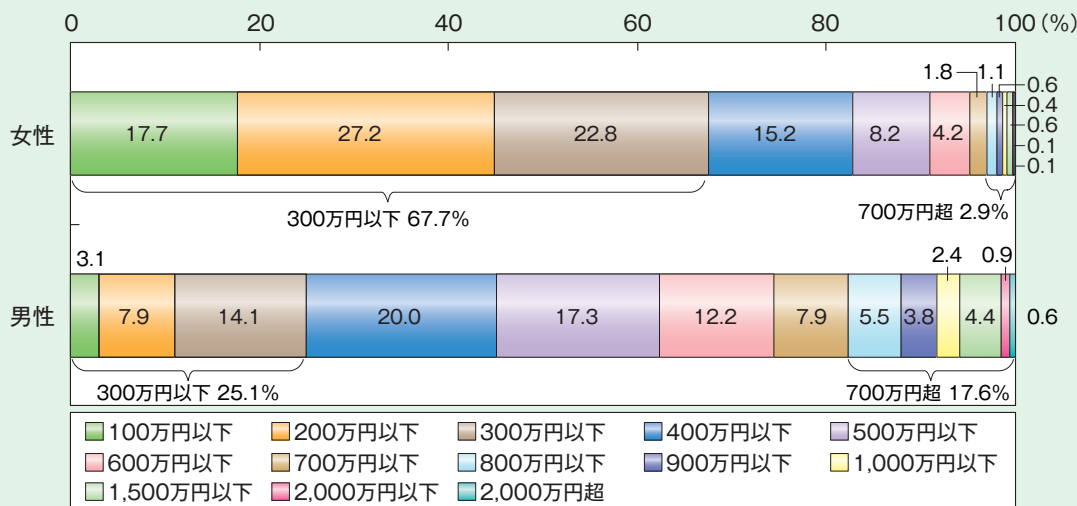
また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額の差は72.1となっており、前年に比

第1-2-13図 役職別管理職に占める女性割合の推移



（備考）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

第1-2-14図 給与階級別給与所得者の構成割合（性別）



（備考）国税庁「民間給与実態統計調査」（平成21年分）より作成。

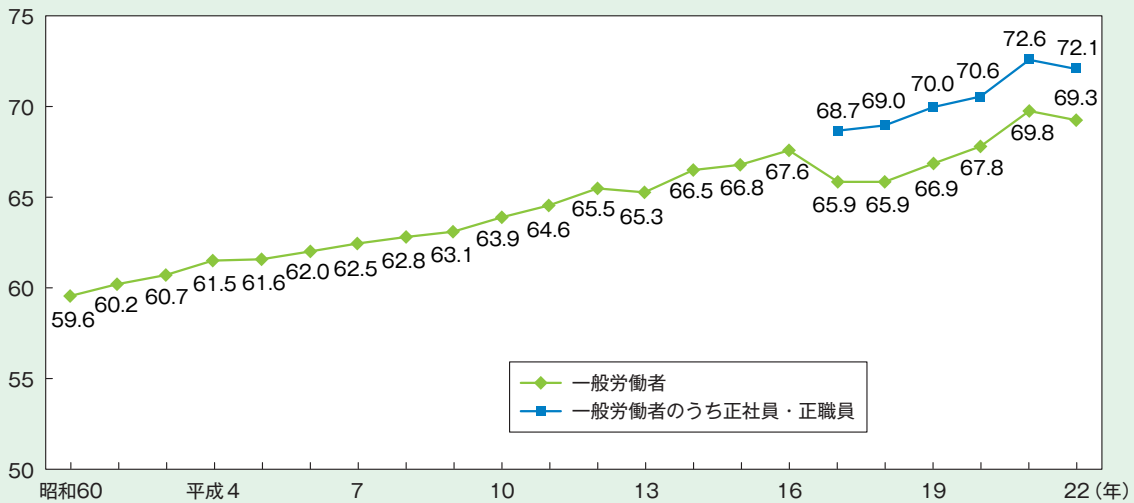
べ0.5ポイント広がった。

次に男性一般労働者と男女の短時間労働者の1時間当たり平均所定内給与額の差について見ると、平成22年では、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、男性短時間労働者は54.7となっており、前年に比べ僅かながら(0.1ポイント)広がり、依然としてその格差は大きい。また、男性の一般労働者と

女性短時間労働者では、女性の短時間労働者の給与水準は男性一般労働者の40台であり、格差は毎年縮小しており、22年も前年に比べ0.4ポイント格差が縮小し49.5となっているものの、依然非常に低い水準にとどまっている(第1-2-16図)。

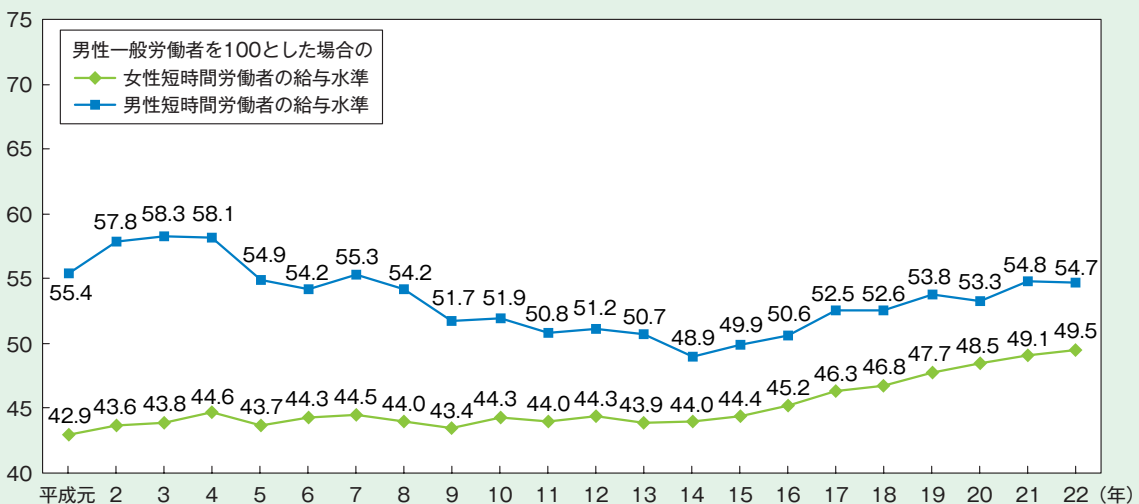
また、20歳代後半から40歳代後半の女性で労働率が低いこと背景には、出産・育児などを経て就

第1-2-15図 男女間所定内給与格差の推移(男性の所定内給与額=100)



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 4. 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
 5. 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

第1-2-16図 労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移(男性一般労働者=100)



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

業継続することが困難である就業環境がある。このような就業継続の困難は、一般労働者間であっても男性に比べて女性の勤続年数が短かったり、職階が低かったりすることなどを主な理由とする男女間の賃金格差につながっている（第1-2-17表）。

第3節 雇用環境の変化

（雇用をめぐる情勢）

平成22年の企業の法的整理による倒産件数は1万1,658件で、前年比12.4%の減少となっている（株式会社帝国データバンク調べ）。

また、総務省「労働力調査」（平成22年）によると、平成22年平均の完全失業者数は334万人で、前年に比べ2万人減少し、3年ぶりの減少となった。完全失業率については、平成22年平均で5.1%と前年と同率となった。年齢階級別に見ると、最も高い15～24歳層では、男性は10.4%、女性は8.0%となり、前

年と比べると男性で0.3ポイント上昇し、女性は0.4ポイント低下した。

さらに、文部科学省及び厚生労働省「平成22年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査」（平成23年2月1日現在）により、大学生の就職内定率を見ると、男女共前年同期を下回り、過去最低の水準となっている。

（共働き世帯が片働き世帯を上回って推移）

昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っている。22年では、雇用者の共働き世帯は1,012万世帯、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯は797万世帯となっている（第1-2-18図）。

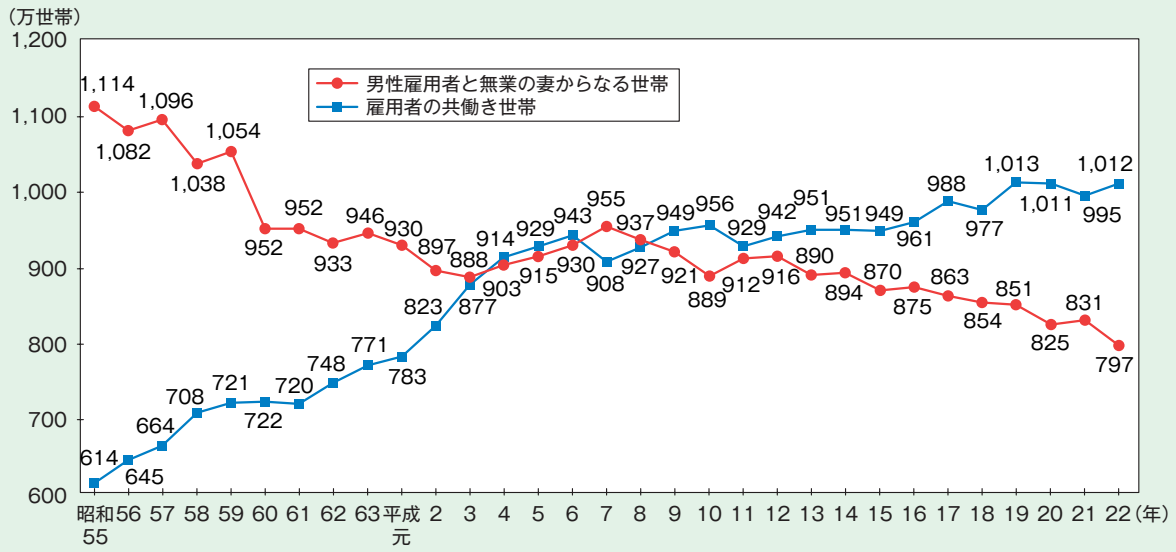
その背景として、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化などがあると考えられる。

第1-2-17表 男女間の賃金格差の要因（単純分析）

要因	男女間賃金格差		男女間格差縮小の程度 (2)-(1)
	調整前 (原数値) (1)	調整後 (2)	
勤続年数	69.8	75.0	5.2
職階	72.1	81.6	9.5
年齢	69.8	71.0	1.2
学歴		71.0	1.2
労働時間		70.6	0.8
企業規模		70.3	0.5
産業		66.9	-2.9

- （備考）1. 資料出所：「平成21年版 働く女性の実情」（厚生労働省，平成22年4月）。
 2. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成21年）結果を用いて算出。
 3. 「調整前（原数値）」は男性100に対する、実際の女性の賃金水準。
 4. 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準。
 5. 「産業」、「職階」による調査結果については、調整の都合上、一部のデータを除外しているの
 で他の要因による調整結果と比較する際に注意が必要。

第1-2-18図 共働き等世帯数の推移



(備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

本章のポイント

第1節 大きな女性の潜在力

- 我が国では、今後、生産年齢人口の減少が見込まれる。
- 我が国の女性の就業率はOECD加盟30か国中22位。
- 女性の「就業希望者」¹¹は25～49歳を中心として342万人に上っている。

第2節 男女の消費行動

- 今後の成長分野とされる「環境・エネルギー」、「健康」、「観光・地域活性化」などの分野を中心に女性は男性を上回る消費意向を示している。

第3節 女性と起業

- 女性の就業形態の一つとして起業が期待されている。その理由は、自分の裁量で働くことができる、技術・資格・知識を活用することができるなど。

第4節 女性と生活困難

- 女性の貧困率はほとんど全ての年代において男性よりも高く、高齢単身世帯や母子家庭において特に高い。

第1節 大きな女性の潜在力

（高齢人口の増加と生産年齢人口の減少）

我が国では、人口減少と少子高齢化が同時に進行しており、高齢人口（65歳以上の人口）が増加する一方で、生産年齢人口（15～64歳の人口）が減少することが見込まれている（第1-3-1図）。単純に高齢人口と生産年齢人口の割合を計算すると、平成23年には、1人の高齢者を2.73人の現役世代が支えているが、国立社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口」（死亡中位、出生中位）によれば、2055（平成67）年には1人の高齢者を約1.26人の現役世代で支える計算となる。

（OECD諸国の中でも低い日本の女性就業率）

我が国の女性の25～54歳の就業率を他のOECD諸

国と比較すると、我が国は30か国中22位である（第1-3-2図）。また、第2章でも見たような女性労働力率のM字カーブは欧米諸国では既に見られない（第1-3-3図）。

（性別役割分担意識の動向）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、昭和54年調査では、賛成の割合（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）が7割を超えていたが、平成16年調査で初めて反対（「反対」+「どちらかといえば反対」）が賛成を上回り、19年調査では反対が5割を超えた（第1-3-4図）。

（M字カーブの解消による労働力人口の増加）

我が国の女性の労働力率を年齢階級別に見ると、35～39歳の年齢階級を底とするいわゆる「M字カーブ」を描いている。しかしながら、現在就業してお

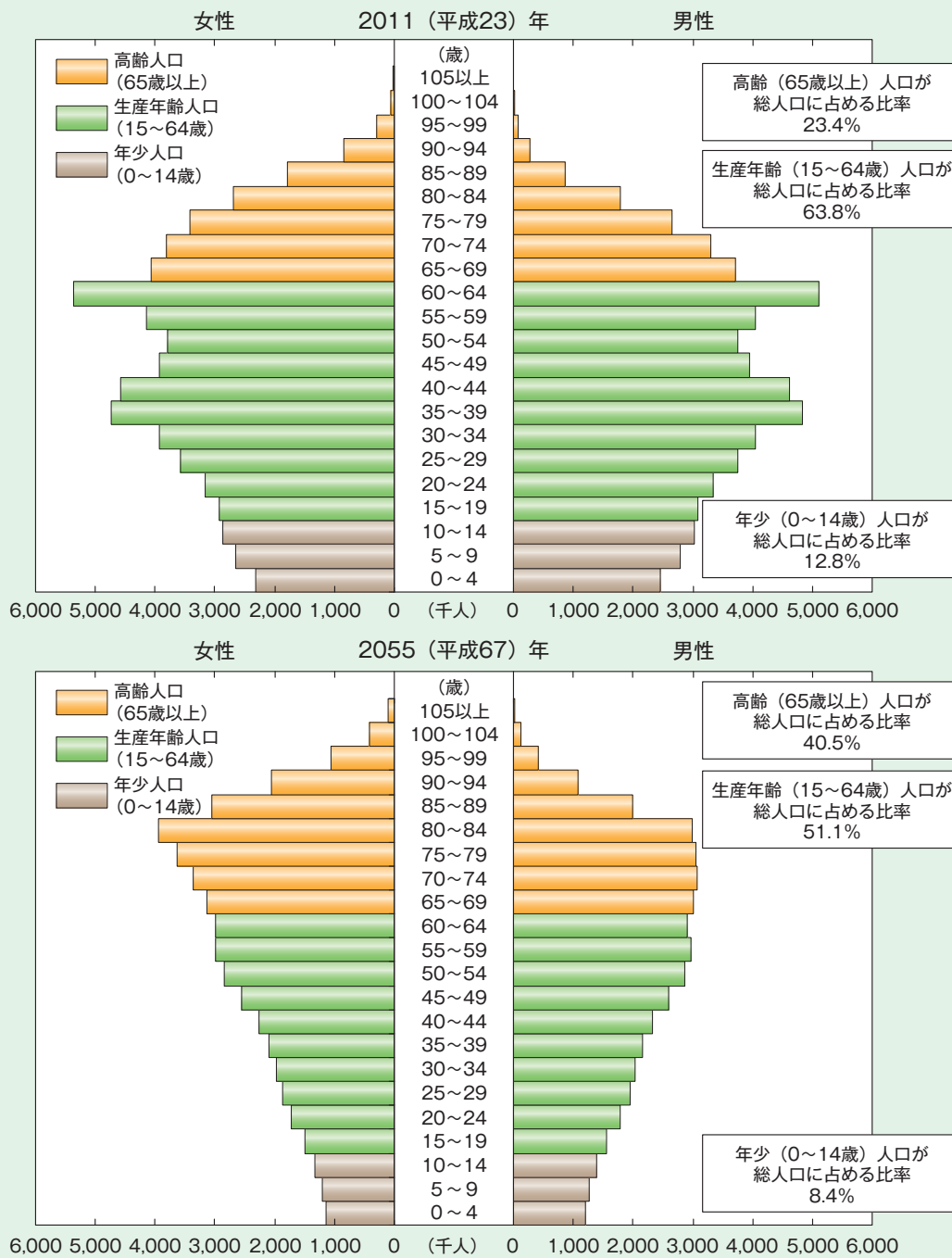
¹¹ 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者（就業はしていないが、求職活動をしており、仕事があればすぐ就くことができる者）を合わせた人口を「労働力人口」という。労働力人口以外の人々を「非労働力人口」というが、そのうち仕事に就きたいと思っている人を「就業希望者」という。

らず、求職活動はしていないものの就業を希望している女性の「就業希望者」は、25～49歳を中心として342万人に上っている。この数値は女性労働力人口2,767万人に対して12.4%、男性も加えた全労働力人口6,581万人に対しても5.2%の比率である。
(第1-3-5図)。

(国際的な動向)

国際的には女性の参画の拡大と経済成長とを積極的に関連付けて取り組もうとする動きがある。女性の経済への参画を促進し所得を増やすことは、財政や社会保障の担い手を増やすことに加え、可処分所得の拡大を通じた消費の活性化にもつながるとの考え方が背景にある。平成22年9月には我が国では初会合となる第15回APEC女性リーダーズネットワーク

第1-3-1図 年齢階級別人口の将来推計



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成18年12月推計)」より作成。

ク（WLN）会合が開催され、「女性による新たな経済活動の創造」をテーマとして議論が行われ、APEC首脳及び閣僚への提言がまとめられた（コラム1）。提言の内容は、APEC首脳宣言、成長戦略、

閣僚会議共同声明、中小企業大臣会合共同声明にも取り入れられた。我が国においても、女性の参画促進を経済社会の活性化につなげていくという視点が重要である。

コラム1

APEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合の開催

APEC女性リーダーズネットワーク（以下「WLN」という。）は、APEC（アジア太平洋経済協力）に参加する21エコノミーの産業界、学界、行政、民間団体などの女性リーダーからなるネットワークである。女性の経済活動の発展に寄与し、男女共同参画社会を実現していくことを目的に、1996年に第1回WLN会合がフィリピンで開催されて以来、毎年APEC議長エコノミーで開催され、経済活動における女性の活動に対する意見交換や情報交換を行う国際的な交流の場となっている。

2010年9月19日～21日、東京において日本初開催となる第15回WLN会合が、「女性による新たな経済活動の創造～人・自然・文化を活かす～」をテーマに開催され、約600人の女性リーダーが参加し、活発な議論が行われた。

〈提言〉

第15回WLN会合の最終日にはAPEC首脳・閣僚に向けて、（ア）組織における女性のキャリア構築、（イ）人・自然・文化を活かした女性による起業の実現、（ウ）女性のための新たな経済機会の創出、を柱とする提言が採択され、APEC首脳宣言、成長戦略、閣僚会議共同声明、中小企業大臣会合共同声明に反映された。今回の提言の特色は、提言を実効性のあるものとするべくAPECエコノミー共通の指標を設定したことにある。具体的には主要実績評価指標（KPI）として次の3点を今後フォローしていくことを打ち出した。

- ア （上場）企業における女性の役員の数／比率
- イ 女性の起業家もしくは、女性の中小企業経営者の数／比率
- ウ ABAC（APECビジネス諮問委員会）メンバーに占める女性の数



〈参考1〉第15回APEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合（2010（平成22）年9月19～21日）「APEC首脳及び閣僚への提言」¹²（要旨）

1. 組織における女性のキャリア構築

- ・幹部役員への女性の登用
- ・能力開発－教育・訓練
- ・科学技術分野の女性
- ・労働環境の整備

2. 人・自然・文化を活かした女性による起業の実現

- ・資金調達
- ・零細・中小企業の起業家支援
- ・社会的起業支援

3. 女性のための新たな経済機会の創出

- ・経済の牽引役としての女性
- ・イノベーションと情報通信技術（ICT）
- ・ジェンダー主流化
- ・ネットワークの構築
- ・前進への活路

〈参考2〉第18回APEC首脳会議（2010（平成22）年11月13～14日）

「横浜ビジョン～ボゴール、そしてボゴールを超えて」（首脳宣言）¹³（抜粋）

人材及び企業家精神の育成の課題の下、我々は、より多くの、より良い雇用を創出し、女性、若者、高齢者その他すべての層に対して平等な機会を提供しつつ、教育及び訓練を強化し、また、セーフティネットを改善することを可能にする政策を実施する。我々は、中小企業にとってのより多くのビジネス・チャンスを生み出すとともに、中小企業による高成長分野への参加を促進し、世界市場へのアクセスを向上させるための措置を奨励する。我々は、地域経済に貢献する女性の潜在力が完全に活用されないままとなっていることを認識し、我々は、ビジネス及び政府における女性の起業家精神及びより大きなリーダーシップを促進することにより、ファイナンス、教育、訓練、技術及び保健制度への女性のアクセスを改善する。

〈参考3〉APEC首脳の成長戦略（2010（平成22）年11月14日）¹⁴（抜粋）

今後、APECは、次の行動においてあまねく広がる成長（Inclusive Growth）を促進するための取組に焦点を当てていく。

・女性、高齢者及び脆弱なグループのための新たな経済機会の創出

APECエコノミーは、焦点を絞った雇用、ビジネスチャンスの拡大、訓練、技能開発及び生涯学習の機会に加えて、質の高い教育、特に数学、科学、他言語の習得、専門的、技術的及び職業的な教育並びに21世紀の技能を開発するために不可欠なその他の教育分野への十分な参加を通じ、女性、高齢者及び脆弱な人々のための経済的機会を拡大させるための作業を行っていく。

¹² <http://www.gender.go.jp/wln>

¹³ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2010/>

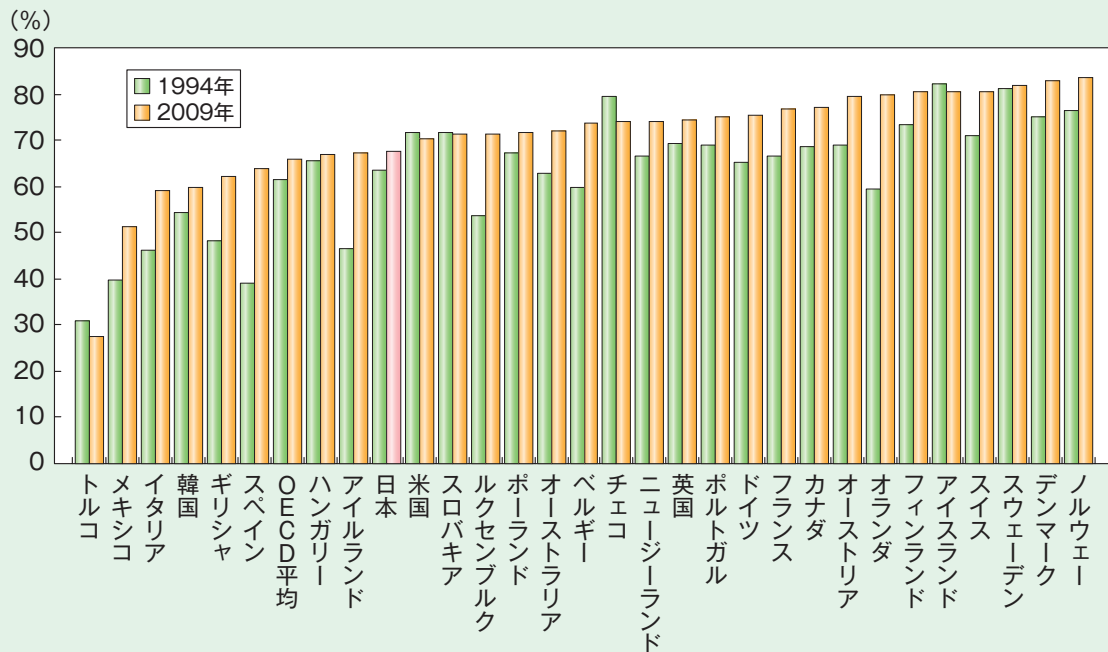
¹⁴ 脚注13に同じ。

〈参考4〉第22回APEC閣僚会議（2010（平成22）年11月10～11日）共同声明¹⁵（抜粋）

「女性の社会進出」

我々は、地域中の女性の完全な連携及び女性の参加が実現せずして、経済の成長と繁栄を達成することはできない。女性の経済機会と起業家精神を養うことにより、成長の恩恵がより広範囲に拡大することにもなる。これに関し、我々は、9月に嵐山で開催された第8回男女共同参画担当者ネットワーク会合の提言を歓迎した。さらに我々は、9月に東京で開催された第15回APEC女性リーダーズネットワーク会合からの、組織における女性のキャリア構築、女性による起業の実現及び女性のための新たな経済機会の創出という三本柱から成る提言も歓迎した。我々は、10月に岐阜においてAPEC初の女性起業家サミットが開催され、金融サービスの平等利用の促進及び仕事と生活の適切なバランスの達成並びに経済成長にもたらす女性の経済的影響の最大化のための措置を提言したことを称賛した。我々は、APEC内における女性の経済機会に関する新たなハイレベル政策対話を米国が2011年に主催する意思を表明したことを歓迎した。女性起業家を支援するためのこのような行動は、APEC指導者の成長戦略を実施するに当たって、鍵となる要素であるべきである。我々は、人材養成を含む女性の経済活動を支援する取組を中小企業と協力しつつ継続していく。

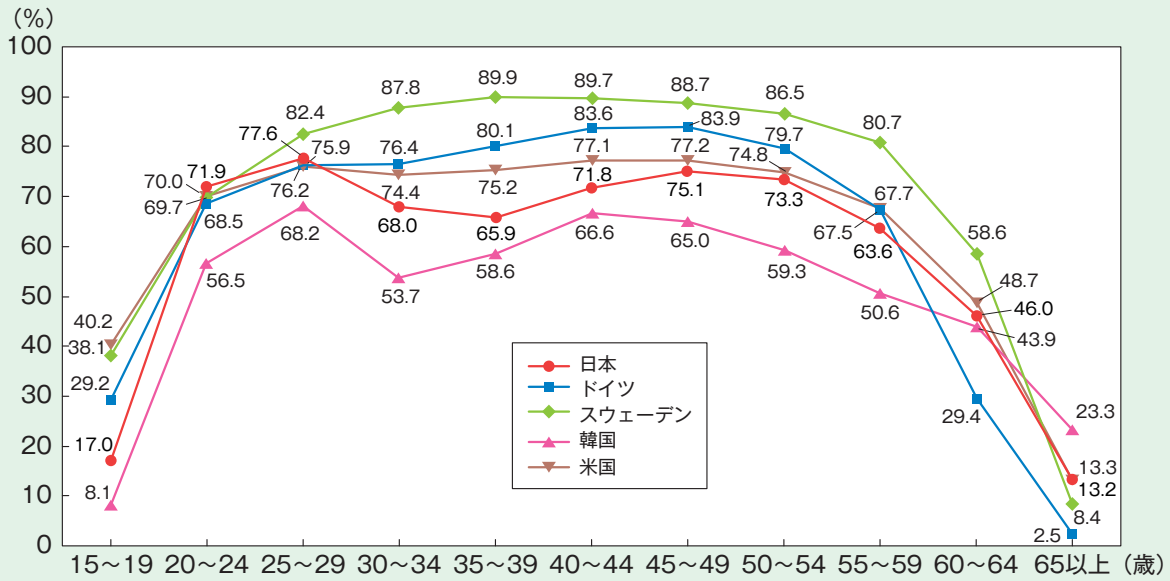
第1-3-2図 OECD諸国の女性（25～54歳）の就業率



(備考) 1. OECD “Employment Outlook 2010” より作成。
2. 就業率は「就業者数/人口」で計算。

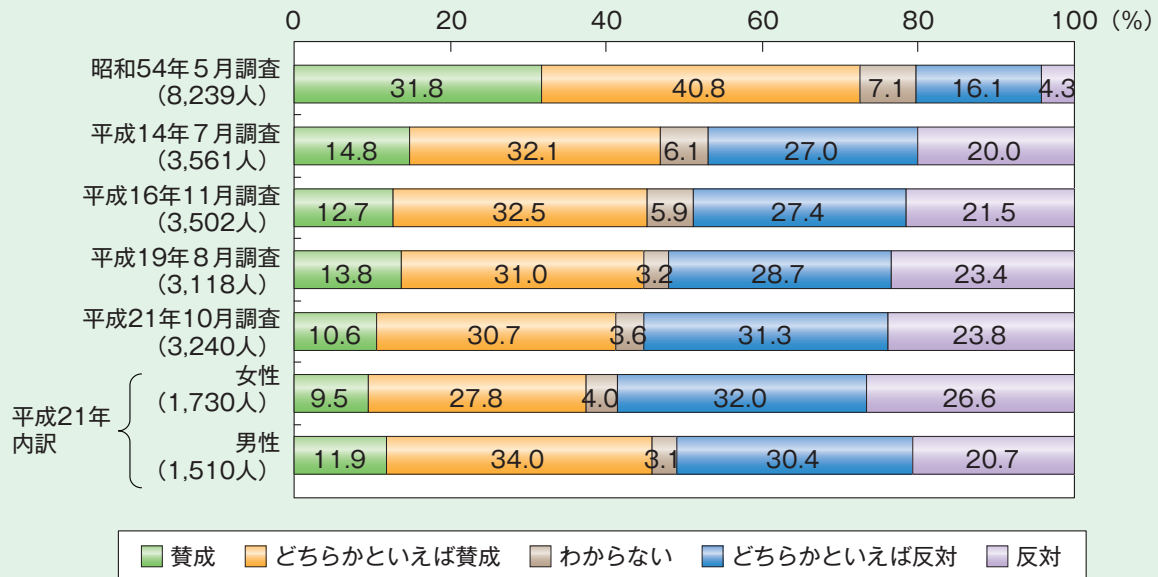
¹⁵ 脚注13に同じ。

第1-3-3図 女性の年齢階級別労働力率（国際比較）



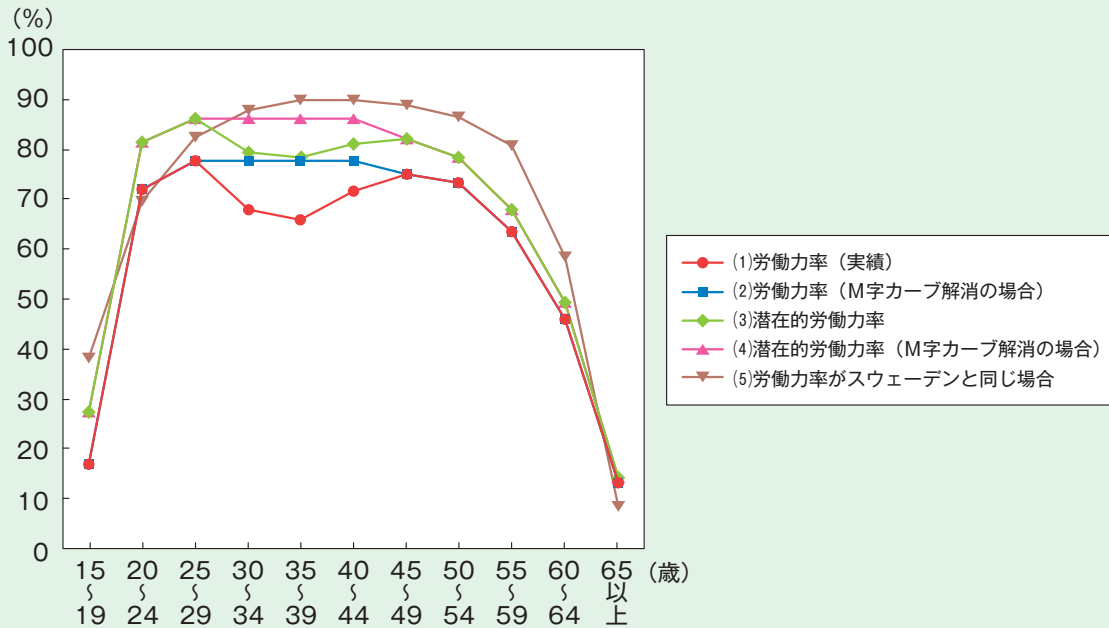
- (備考) 1. 「労働力率」・・・15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。
 2. 米国の「15～19歳」は、16～19歳。
 3. 日本は総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成22年），その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
 4. 日本は平成22年（2010年），韓国は平成19年（2007年），その他の国は平成20年（2008年）時点の数値。

第1-3-4図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について（性別）



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」等により作成

第1-3-5図 M字カーブ解消による女性の労働力人口増加の試算



	労働力人口(女性)の試算 (万人)	実績と比べた増加分 (万人)	増加率 1 *1 (%)	増加率 2 *2 (%)
(1)労働力人口 (平成22年実績)	2,767	—	—	
(2)労働力人口 (M字カーブ解消の場合)	2,887	120	4.3	1.8
(3)潜在的労働力人口	3,109	342	12.4	5.2
(4)潜在的労働力人口 (M字カーブ解消の場合)	3,196	429	15.5	6.5
(5)労働力率がスウェーデンと同じ場合	3,280	513	18.5	7.8

(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成22年), ILO "LABORSTA" より作成。
 2. 「M字カーブ解消の場合」は, 30~34歳, 35~39歳, 40~44歳の労働力率を25~29歳と同じ数値と仮定したもの。
 3. 潜在的労働力率 = (労働力人口 + 非労働力人口のうち就業希望の者) / 15歳以上人口。
 4. 労働力人口男女計: 6,581万人, 男性3,814万人 (平成22年)。
 5. (4), (5)の労働力人口の試算は, 年齢階級別の人口にそれぞれのケースの年齢階級別労働力率を乗じ, 合計したもの。
 * 1 「増加率 1」: 労働力人口 (女性) 2,767万人 (平成22年) を分母とした計算。
 * 2 「増加率 2」: 労働力人口 (男女計) 6,581万人 (平成22年) を分母とした計算。

第2節 男女の消費行動

(消費行動における男女の違い)

個人消費は国の経済を支える大きな要素である。我が国においてはサービス消費、情報消費などの伸びが経済の成長を支えている。政府が平成22年6月に閣議決定した新成長戦略でも「環境・エネルギー」の分野に加え、「健康」、「観光・地域活性化」等、いわゆる内需型のサービス産業が今後の成長分野と位置付けられている。

これらサービス分野に対する消費意欲には、男女による差がみられる。第1-3-6図によれば、環境・エネルギーの分野に関わる「省エネのためのリフォーム」、「(快適さを高める、家事を効率化する)家電製品」、健康に関わる「バリアフリーのためのリフォーム」、「健康関連の器具・医薬品・健康食品など」、「医療関連サービス」、観光・地域活性化に関わる「海外旅行」、「国内旅行」、「特別な外出」などにおいて、いずれも女性の方が「今後お金をかけたい」と答えた者の割合が高くなっている。

第3節 女性と起業

(APECにおける女性と起業)

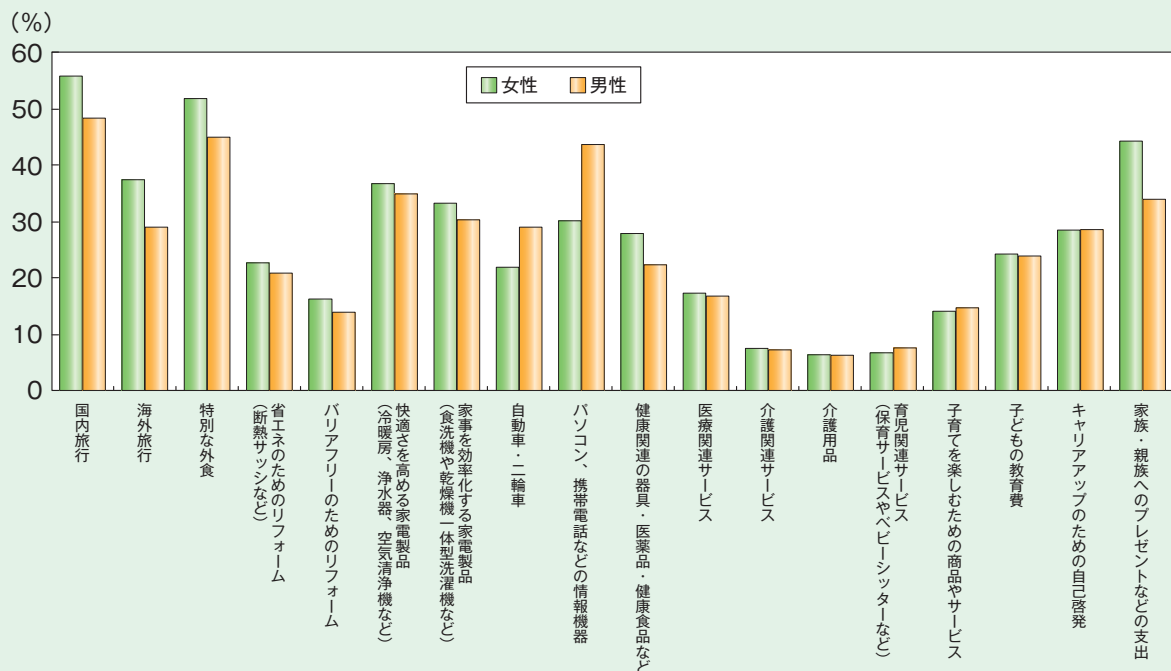
「横浜ビジョン～ポゴール、そしてポゴールを超えて」と題されたAPEC首脳宣言には、ビジネス及び政府は、女性の起業家精神及びより大きなリーダーシップを促進することにより、ファイナンス、教育、訓練、技術及び保健制度への女性のアクセスを改善することが盛り込まれている(コラム1〈参考2〉)。

また、女性と起業に特化した会合としては、平成22年10月に開催された女性起業家サミット(WES)が挙げられる(コラム2)。

(女性による起業理由)

起業を希望する女性にその理由を尋ねると、自分の裁量で働きたい、技術・資格・知識の活用といった理由を挙げる者が多い(第1-3-7図)。財団法人女性労働協会が実施した「起業セミナー」の受講者を対象とした調査によると、既に起業した人の

第1-3-6図 今後お金をかけたい消費分野(性別)



- (備考) 1. 内閣府「男女の消費・貯蓄等の生活意識に関する調査」(平成22年)より作成。
2. 男性(N=5,054)、女性(N=4,957)に尋ねたもの。
3. 「将来お金をかけたいものをお知らせください(複数回答)」との問いに対し「お金をかけたい」、「まあお金をかけたい」と回答した者の合計。

APEC女性起業家サミット（WES）の開催

APEC女性起業家サミット（以下「WES」という。）は、アジア太平洋地域での経済成長と事業創出を後押しするために、女性ビジネスリーダーや女性起業家の間での情報交換を促し、一連のベストプラクティスを確立する場として、日米両政府によって今回初めて開催された。2010年10月1日、APECに加盟する21エコノミーから、政府関係者、ビジネスリーダー、学者、ジャーナリスト600名が岐阜市に集まり、活発な議論が行われた。参加者は、アイデアを共有し、女性の起業に際し依然残る障壁について確認し、政策提言を行った。また、このイニシアティブの進捗状況を確認し、更に深掘りすべく、今後もAPECのネットワーキングや支援を行うサイトを設立した。2011年の米国APECにて、より一層の取組の強化拡大が期待される。

政策提言の内容

- ・アジア太平洋地域の女性起業家と主要産業とのビジネスマッチングプログラムの創設
- ・金融や小規模金融へのアクセス機会の増大
- ・女性起業家等に対する研修、メンター、教育のための官民連携の促進
- ・アジア太平洋地域の女性リーダー成功事例の広報
- ・女性起業家に対する政治的イニシアティブの拡大



77.1%が、これまでに就業経験を持つ分野において起業をしたと答えている。

一方で、女性が起業しようとする際には「知識・ノウハウの不足」、「自己資金不足」などが課題となっている。

第4節 女性と生活困難

（女性で高い相対的貧困率）

前述したように女性の労働をめぐる様々な課題などを背景に、女性の貧困率はほとんど全ての年代において男性よりも高い。女性は現役時代の賃金において男性よりも低いのみならず、その差が蓄積されることにより、高齢期の経済的基盤も脆弱である（第1-3-8図）。

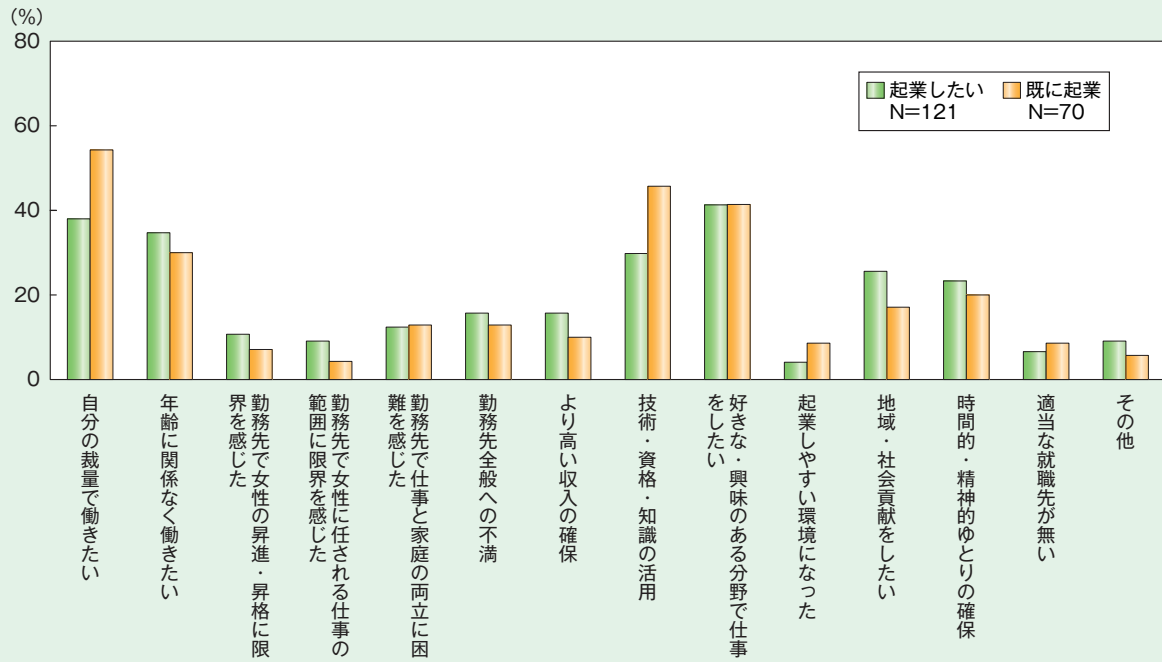
また、相対的貧困率は、女性の中でも高齢単身世帯や母子家庭において特に高い（第1-3-9図）。

（「あまねく広がる成長」に向けて）

母子家庭での高い貧困率は、母子家庭の子どもの貧困にもつながる。日本では、母子家庭の母の就業率が高いにもかかわらず貧困率が高い（第1-3-10図）。また、現役世代の貧困世帯では、日本は稼ぎ手が2人以上の世帯の比率が他のOECD諸国に比べ高い（第1-3-11図）という特徴がある。

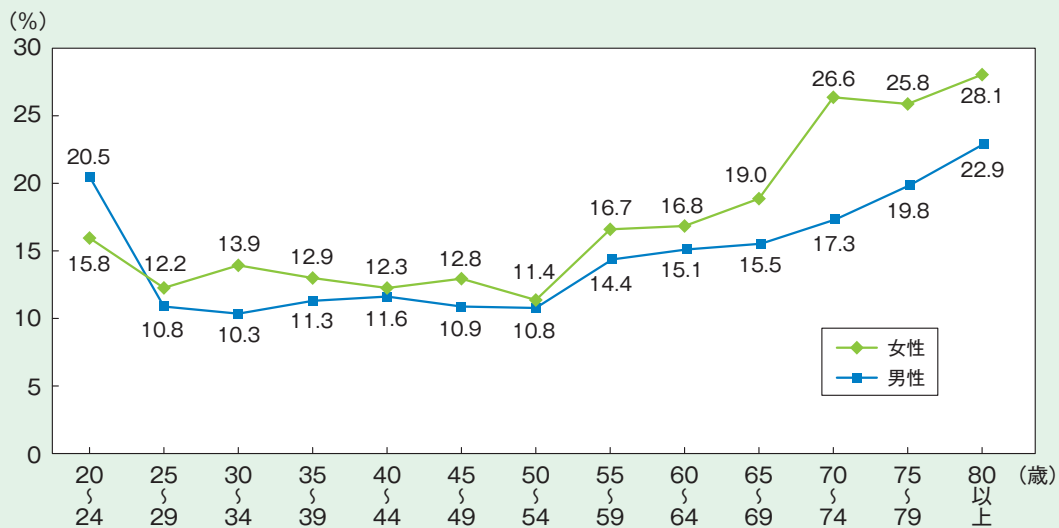
平成22年6月に改定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」には「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の概念が盛り込まれた。女性の就業環境の整備等を通じて貧困に陥るリスクを低減し、より多くの人に経済成長の恩恵が及ぶような「あまねく広がる成長（inclusive growth）」を目指すことが重要と考えられる。

第1-3-7図 起業を希望した理由（複数回答）



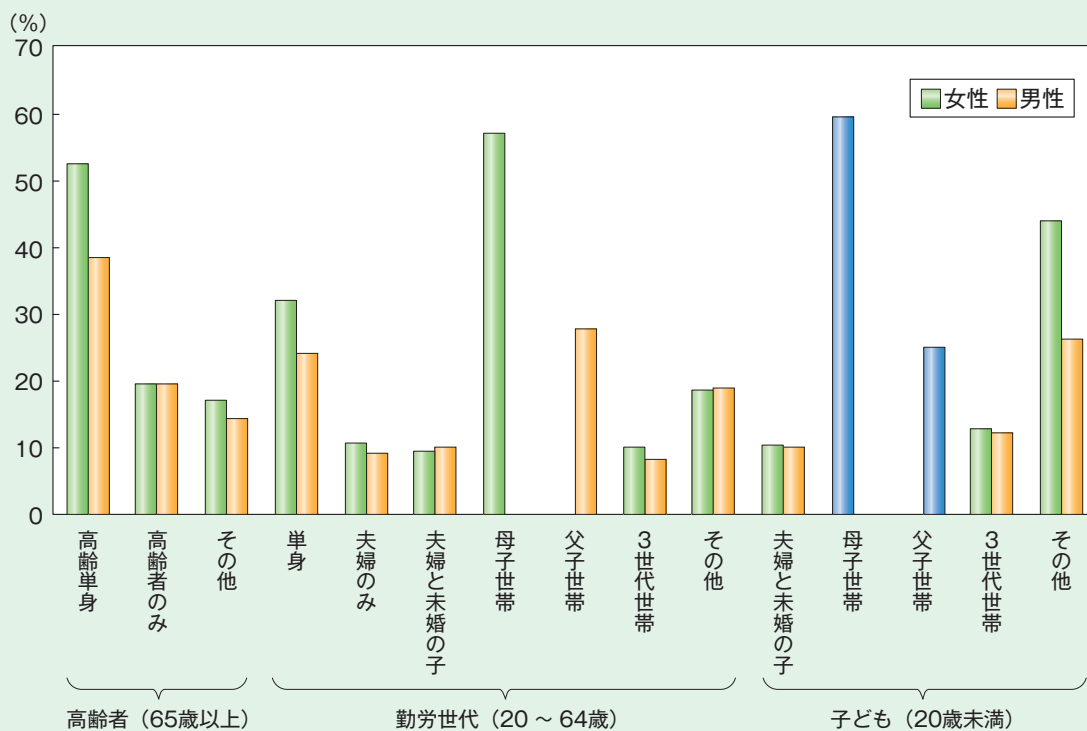
(備考) 1. (財) 女性労働協会が実施した調査。
 2. 平成17年度から平成21年度（9月まで）に実施した起業セミナーに参加又は参加申込みをした方762名を対象に実施し、215名から回答を得ている。
 3. アンケート発送は平成21年11月14日、アンケート回収は平成21年11月20日～12月20日。

第1-3-8図 男女別・年齢階層別相対的貧困率（平成19年）



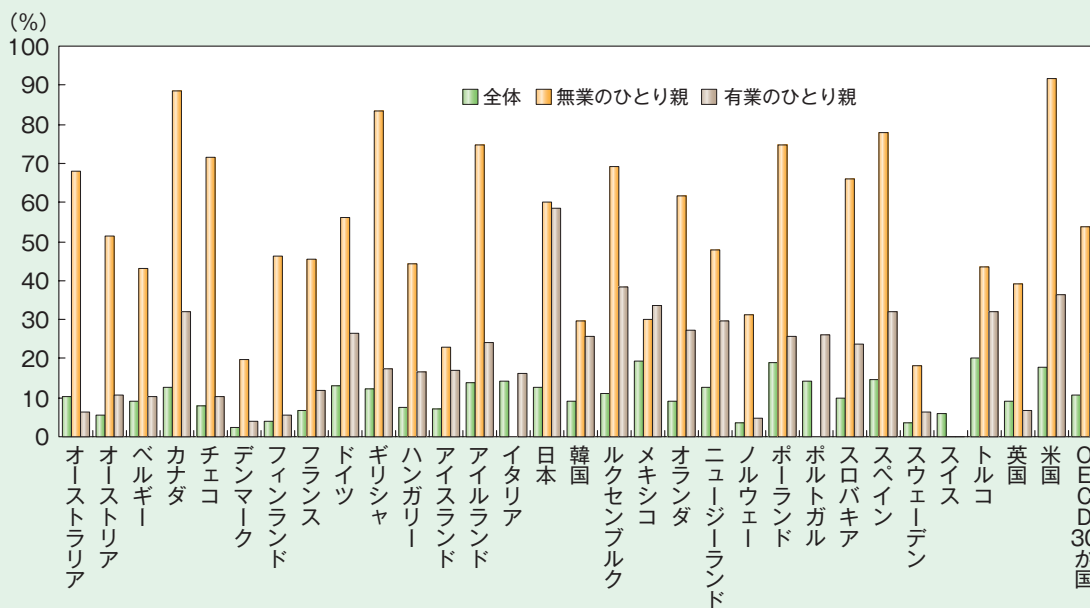
(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)を基に、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。

第1-3-9図 年代別・世帯類型別相対的貧困率（平成19年）



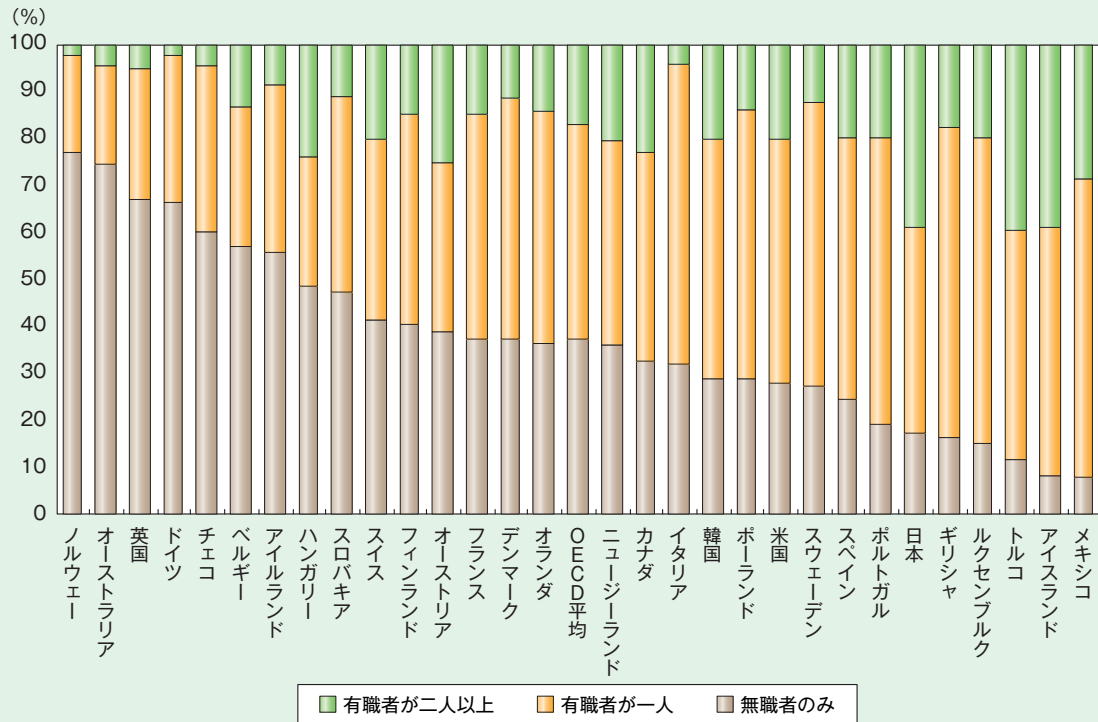
- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)を基に、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。
 2. 父子世帯は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。
 3. 母子世帯、父子世帯の子ども(20歳未満)は男女別ではなく、男女合計値。
 4. 高齢者のみ世帯とは、単身高齢者世帯を除く高齢者のみで構成される世帯。

第1-3-10図 子どものいる世帯の相対的貧困率（2000年代中盤）



- (備考) 1. OECD (2008) 'Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries'より作成。
 2. イタリア、ポルトガルの無業のひとり親世帯は、サンプルサイズが小さいため比較の対象としていない。
 3. スイスは、就業の有無別ひとり親世帯のデータがない。

第1-3-11図 貧困線を下回る現役世帯の有業者



- (備考) 1. OECD "Factbook2009" より作成。
 2. 各国の2000年代半ばにおけるデータ。
 3. 「現役世帯」とは、世帯主が18～65歳の世帯。
 4. 「貧困線」とは等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の一定割合(50%が一般的)をいう。相対的貧困率を算出する際の基準となる。

本章のポイント

第1節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

- 仕事と生活の調和の認知度は2割にとどまっている。
- 女性のライフステージに応じた働き方の希望と現実を見ると、子どもが小さな時期は働きたくないという人も多いが、子どもが中学生以上では9割以上の人働くことを希望している。

第2節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性

- 育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、女性の就業継続をめぐる状況は依然として厳しい。
- 6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に関わる時間は、1時間程度と他の先進国と比較して低水準。
- 働き方の見直しや意識改革を図るなど仕事と生活の調和の推進に向けた取組が重要である。

第1節

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

（仕事と生活の調和の認知度）

内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に影響を与える生活環境に関する意識調査」（平成23年）によると、ワーク・ライフ・バランスという言葉をご存知ですか、という質問に対し、「言葉を聞いたことがある」人の割合は5割を超えているが、「言葉も内容も知っている」人の割合は約2割にとどまっており、まだ十分に知られていないことが分かる（第1-4-1図）。

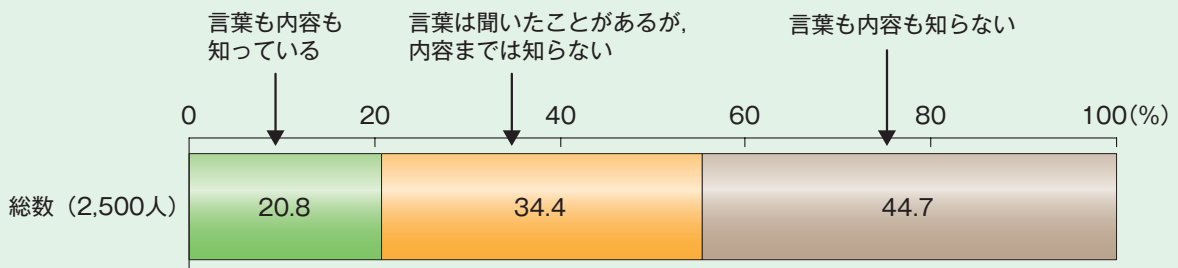
また、内閣府の世論調査（21年10月）においては、ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞い

たりしたことがある人の割合は37.0%となっている。

（仕事と生活の調和に関する希望と現実）

また、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年）において、全国20歳以上の者に、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を聞いたところ、全体としては、男女共に「仕事」と「家庭生活」を共に優先したいといった複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高くなっているが、現実には、「仕事」や「家庭生活」といった単一の活動を優先している人の割合が高くなっている。とりわけ、男性の30～40歳代では、現実に「仕事」を優先している人の割合

第1-4-1図 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度

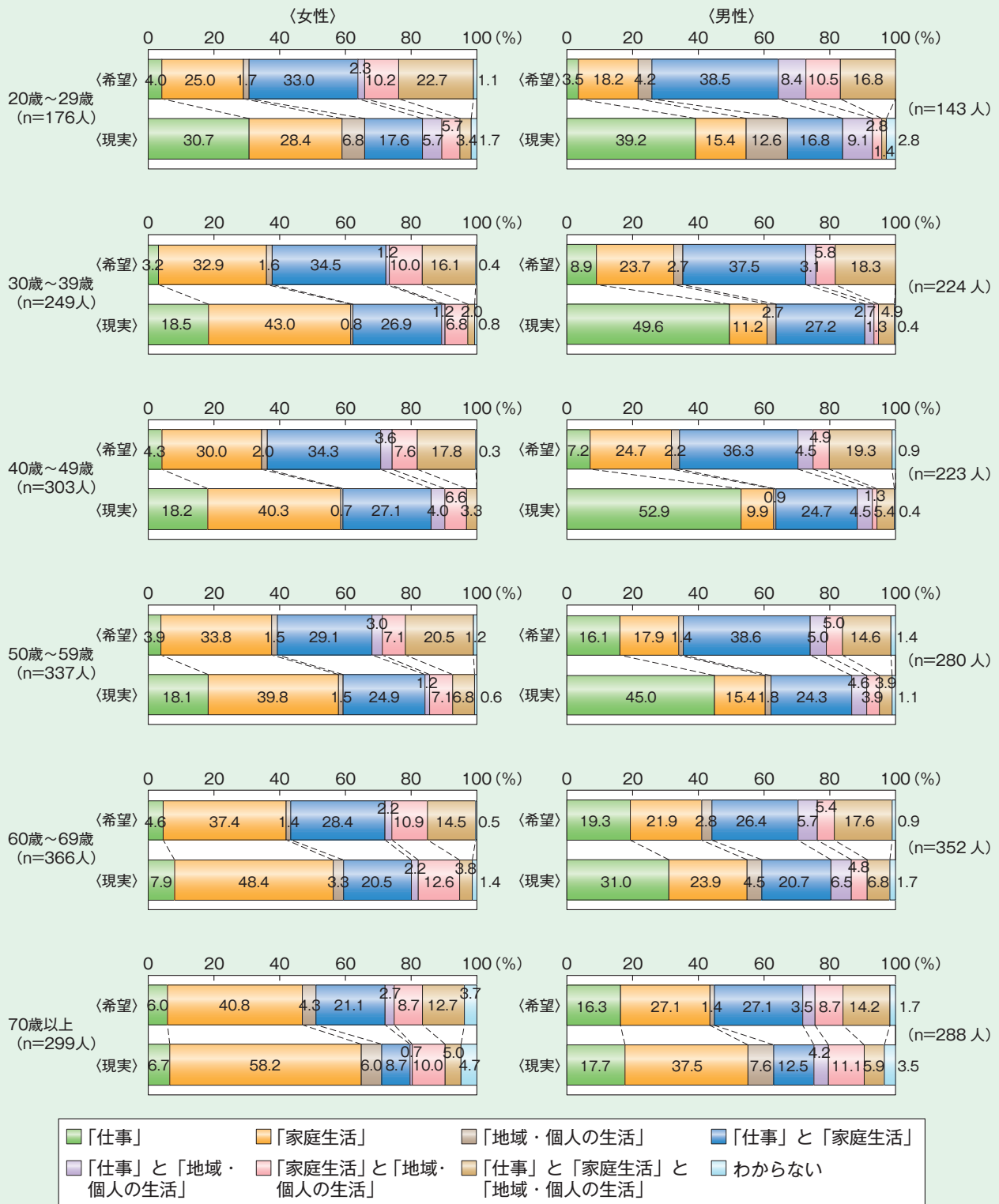


（備考）内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に影響を与える生活環境に関する意識調査」（平成23年2月調査）より作成。

が5割程度と高くなっている。また、60歳代以上では、「家庭生活を優先したい」人の割合が高いが、現実には家庭生活を優先している人の割合はそれ以上に

高く、希望と現実の乖離が見られる（第1-4-2図）。

第1-4-2図 仕事と生活の調子に関する希望と現実（性別・年代別）



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月調査)より作成。
 2. 「生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度についてお伺いします。まず、あなたの希望に最も近いものをこの中から1つだけお答えください。それでは、あなたの現実(現状)に最も近いものをこの中から1つだけお答えください。」への回答。

（女性のライフステージに応じた働き方の希望と現実）

女性の働き方の希望は、結婚・出産や子どもの年齢とともに変化している。子どもが小さな時期は、働きたくないという人も多いが、子どもが中学生以上では9割以上の人働くことを希望している。働き方も子どもの年齢が上がるとともに、フルタイムで働くことを希望する人が増えるなど変化が見られる。一方、現状を見ると、働いていない人が希望よりも多く、働き方も多くがパート・アルバイトに集中しており、希望と現実の間にギャップが見られる（第1-4-3図）。

第2節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性

（女性の就業継続をめぐる状況）

育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、出産を機に離職する女性は以前と変わらず多い（第1

-4-4図）。

また、いったん仕事を辞めても、子どもが育つにつれて就労を希望する女性は多いが、実現できていない人が多い（第1-4-3図（再掲））。

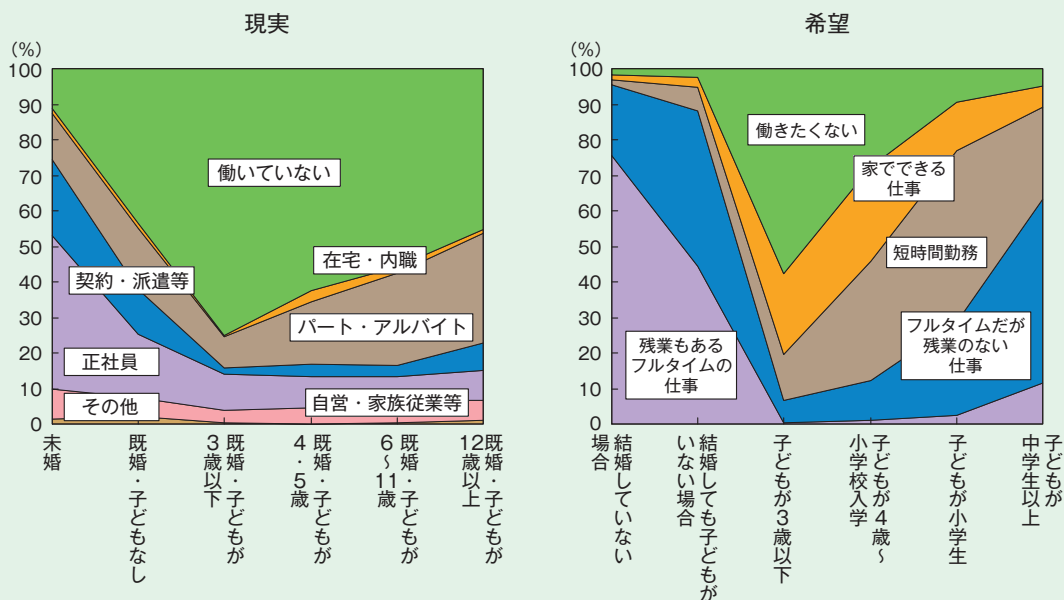
（夫の家事・育児関連時間）

総務省「社会生活基本調査」（平成18年）によると、男性の長時間労働の影響もあって、我が国では、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間は1時間程度と他の先進国と比較して低水準にとどまっている（第1-4-5図）。

（仕事と生活の調和推進の必要性）

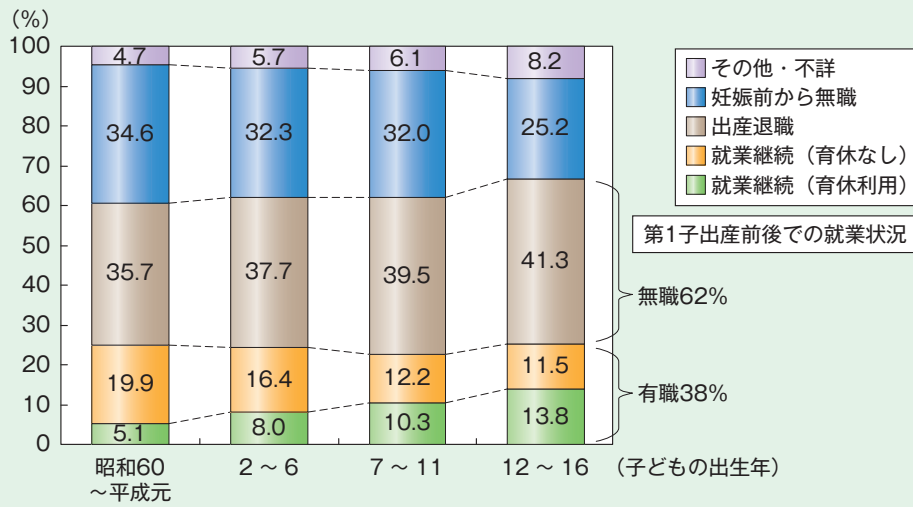
男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育てなど様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる社会を構築するためには、こうした現状を踏まえ、働き方の見直しや意識改革を図るなど仕事と生活の調和の推進に向けた取組が重要である。

第1-4-3図 女性のライフステージに応じた働き方の希望と現実



(備考) 1. 内閣府「女性のライフプランニング支援に関する調査」（平成19年）より作成。
 2. 「自営・家族従業等」には、「自ら企業・自営業」、「自営の家族従業者」を含み、「契約・派遣等」には、「有期契約社員、委託職員」、「派遣社員」を含む。
 3. 調査対象は、30～40歳代の女性である。

第1-4-4図 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
 2. 1歳以上の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続（育休利用）- 第1子妊娠前就業～育児休業取得～第1子1歳時就業
 就業継続（育休なし）- 第1子妊娠前就業～育児休業取得なし～第1子1歳時就業
 出産退職 - 第1子妊娠前就業～第1子1歳時無職
 妊娠前から無職 - 第1子妊娠前無職～第1子1歳時無職

第1-4-5図 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日当たり）



- (備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary" (2006) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。
 2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。

本章のポイント

第1節 高齢男女をめぐる状況

- 国民の5人に1人が65歳以上の高齢者であり、75歳以上では6割以上を女性が占めている。
- 女性の働き方は、結婚・出産・育児等のために非正規雇用が多く、就業年数も短い傾向にあるが、その結果、高齢期における年金等の収入も少なくなりがちである。
- 中でも、経済的に厳しい状況に置かれているのが離別高齢女性である。離別高齢女性は、夫の収入や遺族年金に頼ることができず、安定した再就職もままならないことが少なくない。
- 男性については、単身の男性の地域における孤立が深刻化している。
- 孤立や経済困窮などの状況に置かれやすい高齢の単身世帯は、未婚や離婚が増える中で今後急速に増えていくと考えられる。
- 非正規雇用が若年層も含めて増加傾向にある。非正規雇用者は、現状においては厚生年金等被用者保険の適用から除外されやすい状況にあるとの指摘もあり、その増加は将来において老後の生活設計を描きにくい層の増加に結びつく可能性がある。

第2節 高齢男女の自立と共生に向けた今後の課題

- 高齢者の就労促進には、高齢女性特有の状況を踏まえた取組が必要。
- 女性の高齢期の経済的自立につなげるため、税制や社会保障制度を多様なライフスタイルに中立的なものとする方向で見直していくことが必要である。
- 高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要がある。

第1節 高齢男女をめぐる状況

(経済的自立がしにくい高齢女性)

平成22年10月1日現在、我が国の総人口は1億2,806万人であった。一方で、高齢化率(総人口に占める高齢者人口の割合)は前年の22.7%から23.1%となり、国民の5人に1人が65歳以上の高齢者となっている。75歳以上では6割以上を女性が占めている(第1-5-1表)。

高齢者の中でも、経済的に厳しい状況に置かれているのが高齢単身女性である。中でも特に厳しい状況に置かれているのが離別女性である。離別女性は、夫の収入や遺族年金に頼ることもできず、安定した再就職もままならないことが少なくない。離別女性は、その3人に1人が年収120万円未満である

が(第1-5-2図)、雇用者のうち約4割が非正規雇用中心の就労経歴であったことなどが影響しているとみられる(内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成20年))。

女性の働き方は、結婚・出産・育児等のために非正規雇用が多く、就業年数も短い傾向にあり、その結果、高齢期における年金等の収入も少なくなりがちである。55~74歳の男女について本人の就業パターン別に現在の年間収入を見ると、正規か非正規かという雇用形態による収入格差に加えて、同じ正規雇用中心でも女性は男性に比べて収入が極めて低いことが分かる(第1-5-3図)。

(単身男性の問題)

他方、男性については、単身の男性の地域における孤立が深刻化している。内閣府「高齢男女の自立

した生活に関する調査」では、単身の55～74歳の男性の4人に1人が「話し相手や相談相手がいない」と回答している（第1-5-4図）。男性で単身の場合は、約半数は子どもがいないため、家族による支えも期待しにくいといえる。

また、特に未婚の単身男性について、約1割が年収60万円未満であるなど、一部に経済的に厳しい状況があることも分かる（第1-5-2図（再掲））。

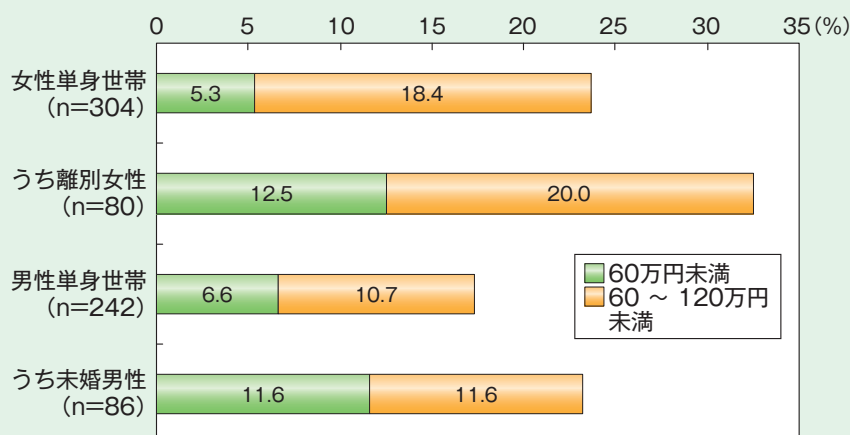
第1-5-1表 高齢化の現状

単位：万人単位(人口)，%(構成比)

		平成22年10月1日			平成21年10月1日		
		総数	男	女	総数	男	女
人口 (万人)	総人口	12,806	6,236 (性比)94.9	6,570	12,751*	6,213 (性比)95.0	6,538
	高齢者人口(65歳以上)	2,958	1,264 (性比)74.7	1,693	2,901	1,240 (性比)74.7	1,661
	65～74歳人口(前期高齢者)	1,528	720 (性比)89.0	808	1,530	720 (性比)89.0	809
	75歳以上人口(後期高齢者)	1,430	545 (性比)61.5	885	1,371	520 (性比)61.0	852
	生産年齢人口(15～64歳)	8,152	4,102 (性比)101.3	4,050	8,149	4,101 (性比)101.3	4,048
	年少人口(0～14歳)	1,696	869 (性比)105.2	827	1,701	872 (性比)105.1	829
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	高齢者人口(高齢化率)	23.1	20.3	25.8	22.7	20.0	25.4
	65～74歳人口	11.9	11.5	12.3	12.0	11.6	12.4
	75歳以上人口	11.2	8.7	13.5	10.8	8.4	13.0
	生産年齢人口	63.7	65.8	61.6	63.9	66.0	61.9
	年少人口	13.2	13.9	12.6	13.3	14.0	12.7

- (備考) 1. 総務省「人口推計」(各年10月1日現在)より作成。
 2. 平成21年は「平成17年国勢調査」、平成22年は「平成22年国勢調査人口速報集計」による人口を基準としている。
 3. 「性比」は、女性人口100人に対する男性人口
 * 平成22年国勢調査人口速報集計結果を基に遡及的に補正した暫定値では12,803万人。

第1-5-2図 高齢単身世帯(55～74歳)における低所得層の割合(年間収入)



- (備考) 1. 内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成20年)より作成。
 2. 「収入」は税込みであり、就業による収入、年金等による収入のほか、預貯金の引き出し、家賃収入や利息等による収入も含む。

(高齢単身世帯の増加)

孤立や貧困などの状況に置かれやすい高齢の単身世帯は、未婚や離婚が増える中で今後急速に増えていくと考えられる。特に単身世帯の増加が著しいのが男性である。2030年には男女共に高齢者の約2割が一人暮らしの社会になると予測されている。

(多様な働き方～非正規雇用の増加)

雇用就業をめぐる状況が変化中、非正規雇用が若年層も含めて増加傾向にある(第1-2-6図(再掲))。

非正規雇用者は、現状においては厚生年金等被用者保険の適用から除外されやすい状況にあるとの指摘もあり、その増加は将来において老後の生活設計を描きにくい層の増加に結び付く可能性がある。

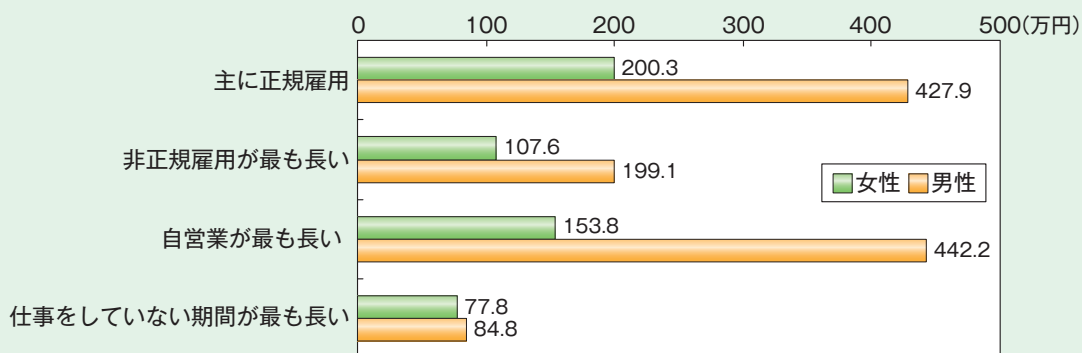
第2節

高齢男女の自立と共生に向けた今後の課題

(高齢男女の就業と社会参画)

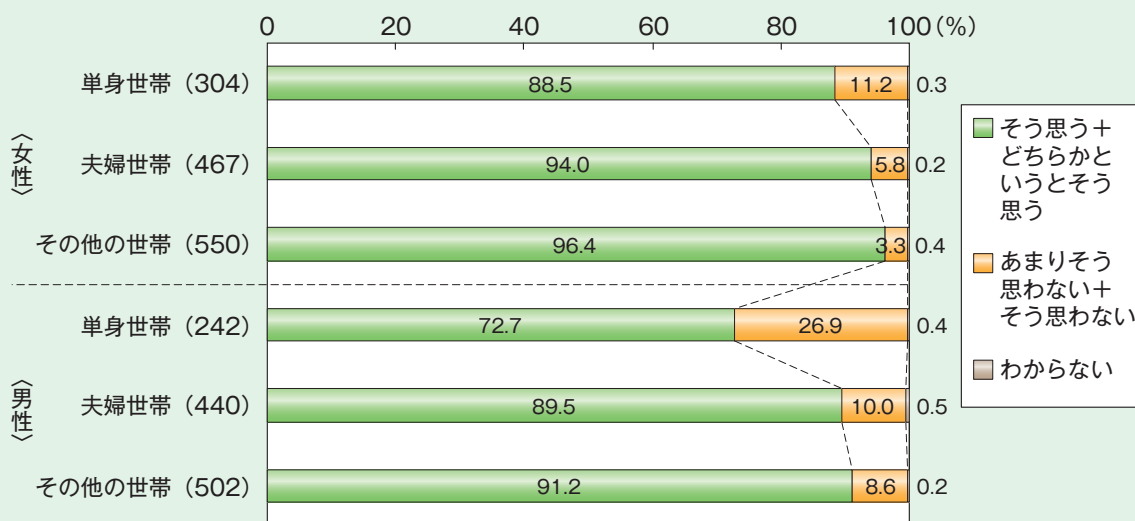
総務省「就業構造基本調査」(平成19年)によれば、65~69歳の女性の3割強が就業意欲を持っている。また、そのうち無業者については「収入を得る必要」

第1-5-3図 高齢者等(55~74歳)の本人の就業パターンによる年間収入(平均額)(性別)



(備考) 1. 内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成20年)より作成。
2. 「収入」は税込みであり、就業による収入、年金等による収入のほか、預貯金の引き出し、家賃収入や利子等による収入も含む。

第1-5-4図 話し相手や相談相手がいる者の割合(55~74歳)



(備考) 内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成20年)より作成。

を挙げる割合は男性よりも高くなっている。しかし、女性は男性に比べて、就業中断などで就業経験の蓄積や能力開発が不十分であるために、就業希望が実現されにくい現状がある。高齢者の就労促進には、このような高齢女性特有の状況を踏まえた取組が必要である。

また、高齢女性は就労に限らず家庭や地域など様々な場面において蓄積されてきた能力発揮を促進することも重要である。

（高齢期の経済的自立につなげるための制度）

女性パートタイム労働者の約2割が、税制や社会保障制度における被扶養者としての優遇措置を受けるために年収や労働時間を「調整している」と回答している。配偶者控除や第3号被保険者制度などは、女性の就業調整や非労働力化を促し、女性自身の経済的自立を阻害してきた側面がある。

今後の方向性としては、これらの制度について、高齢期の経済的自立につながるよう、世代間で公平であり、かつ、多様なライフスタイルに中立的なものとする方向で見直していくことが必要である。

（家庭・地域における支え合いの下での生活自立）

高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が自立し、健康で安心して暮

らせる社会の実現には、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援施策等の展開が必要であり、さらに、若い時期からの働き方や家族の持ち方など世代横断的な視点が必要である。

（性差に配慮した医療・介護予防）

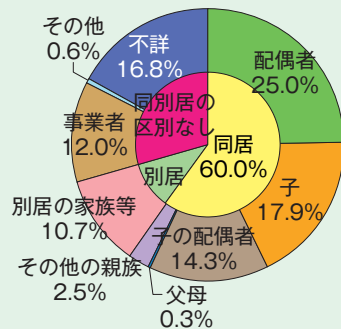
疾患の罹患状況や要介護になった原因には男女間で違いが見られる。例えば、男性については肝疾患や悪性新生物が、女性については認知症や関節性疾患等の罹患率が高い傾向がある。このような男女の違いに配慮した性差医療の推進や男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防対策を進めることが必要である。

（良質な医療・介護基盤）

介護を必要とする高齢者は、女性が男性の約2.5倍となっている。女性は長寿ゆえに一人暮らしになる可能性が高い等の理由により、高齢女性の介護は重要な課題である。

他方、介護の担い手としての女性を取り巻く状況を見ると、家族内の主な介護者の7割は女性であり（第1-5-5図）、老老介護の負担の深刻さも指摘されている。また、ホームヘルパー等の介護労働者も約8割が女性であるが（第1-5-6図）、介護労働者についてはその賃金等の低さも指摘されている。

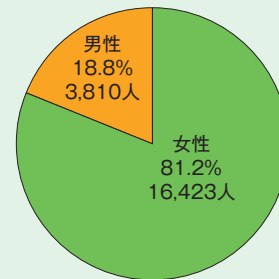
第1-5-5図 要介護者等からみた主な介護者の続柄



同居の家族介護者の男女内訳（単位：％）	
女性	71.9%
男性	28.1%

（備考）厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成19年）より作成。

第1-5-6図 介護労働者割合（性別）



（備考）1.（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査－介護労働者の就業実態と就業意識調査」（平成21年度）より作成
2.「無回答」は掲載を省略している。

本章のポイント**第1節 配偶者等からの暴力の実態**

- 女性の10.8%、男性の2.9%はこれまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを一つでも受けたことが「何度もあった」と答えている。
- 被害者は、相手から離れて生活を始めるに当たって、「当面の生活をするために必要なお金がない」、「自分の体調や気持ちが回復していない」など、様々な困難な状況に置かれている。
- 配偶者間における刑法犯（殺人、傷害、暴行）の被害者の92.4%が女性。
- 配偶者暴力相談支援センターは全国に193か所（平成23年1月現在）。
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加（平成21年4月～22年3月に寄せられた相談件数は7万2,792件）。
- 配偶者暴力防止法施行後平成22年12月末までの間に、発令された保護命令の件数は1万8,340件。

第2節 性犯罪の実態

- 強姦の認知件数は、平成16年から減少傾向に転じており、22年は1,289件。強制わいせつの認知件数は、7,027件で、7年ぶりに増加。
- これまでに異性から無理やりに性交された経験のある女性は7.3%。若年・低年齢時の被害が多い。
- 異性から無理やりに性交された経験のある女性のうち、被害をどこ（だれ）にも相談しなかった人は62.6%。

第3節 売買春の実態

- 平成21年中の売春関係事犯検挙件数は1,973件で、前年比減少。
- 平成21年中の要保護女子総数は1,700人で、そのうち未成年者が占める割合は21.9%であり、いずれも前年に比べ減少した。
- 平成21年中の児童買春事件の検挙件数は、1,095件で前年比増加。

第4節 人身取引の実態

- 平成22年中に警察が確認した人身取引被害者の総数は37人で、5年ぶりに増加。

第5節 セクシュアル・ハラスメントの実態

- 平成22年度中の雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントに係る都道府県労働局雇用均等室への相談件数は1万1,749件。

第6節 ストーカー行為の実態

- 平成22年中のストーカー事案に関する認知件数は1万6,176件。
- 平成22年中のストーカー行為での検挙件数は220件、禁止命令違反での検挙件数は9件。

第1節 配偶者等からの暴力の実態

(配偶者からの暴力についての被害経験)

内閣府では、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為に抽出し、「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)を実施した。本調査によると、これまでに結婚したことのある人(2,435人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から“身体に対する暴行”、“精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫”、“性的な行為の強要”のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.8%、男性2.9%、「1,2度あった」という人は、女性22.4%、男性14.9%となっており、1度でも受けたことがある人は、女性33.2%、男性17.7%となっている(第1-6-1図)。

(様々な困難な状況に置かれる被害者)

内閣府は、配偶者等から暴力を受けた被害者を対象に、被害者の置かれている状況、自立や心身の健康回復のために望む支援等についてのアンケート調査を実施し(回答799人)、その結果を平成19年1月

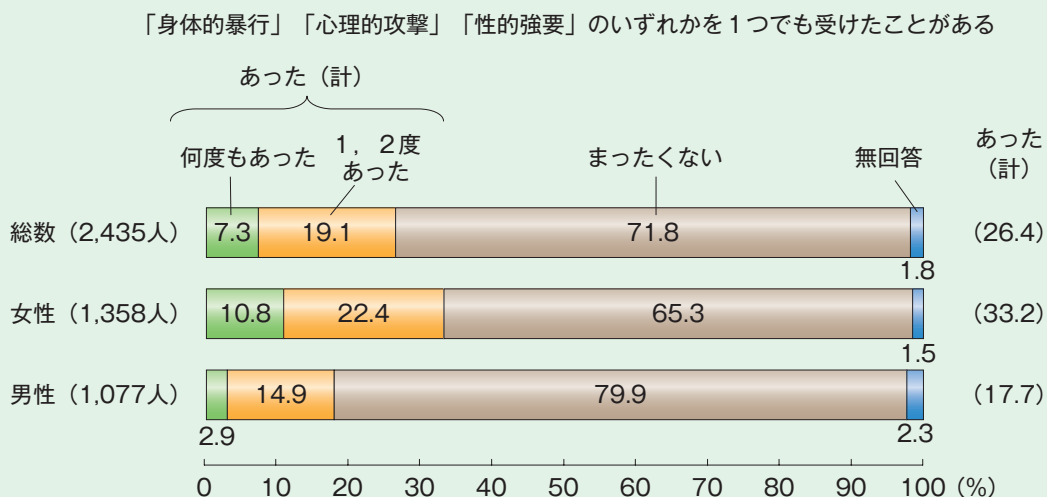
に公表した。調査結果によると、配偶者等から暴力を受けた被害者が、相手と離れて生活を始めるに当たって困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がない」(54.9%)が最も多く、以下「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%)、「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)等となっており、被害者の多くが一人で複数の困難な状況に置かれていた(第1-6-2図)。

(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

警察庁の統計によると、平成22年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む。)間における殺人、傷害、暴行は3,159件、そのうち2,927件(92.7%)は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合は、殺人は184件中114件(62.0%)と、やや低くなっているが、傷害は1,523件中1,437件(94.4%)、暴行は1,452件中1,376件(94.8%)、とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている¹⁶(第1-6-3図)。

第1-6-1図 配偶者からの被害経験(性別)



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)より作成。
 2. 身体的暴行: 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
 3. 心理的攻撃: 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 4. 性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要された。

16 数値については解決事件を除く。解決事件とは、刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

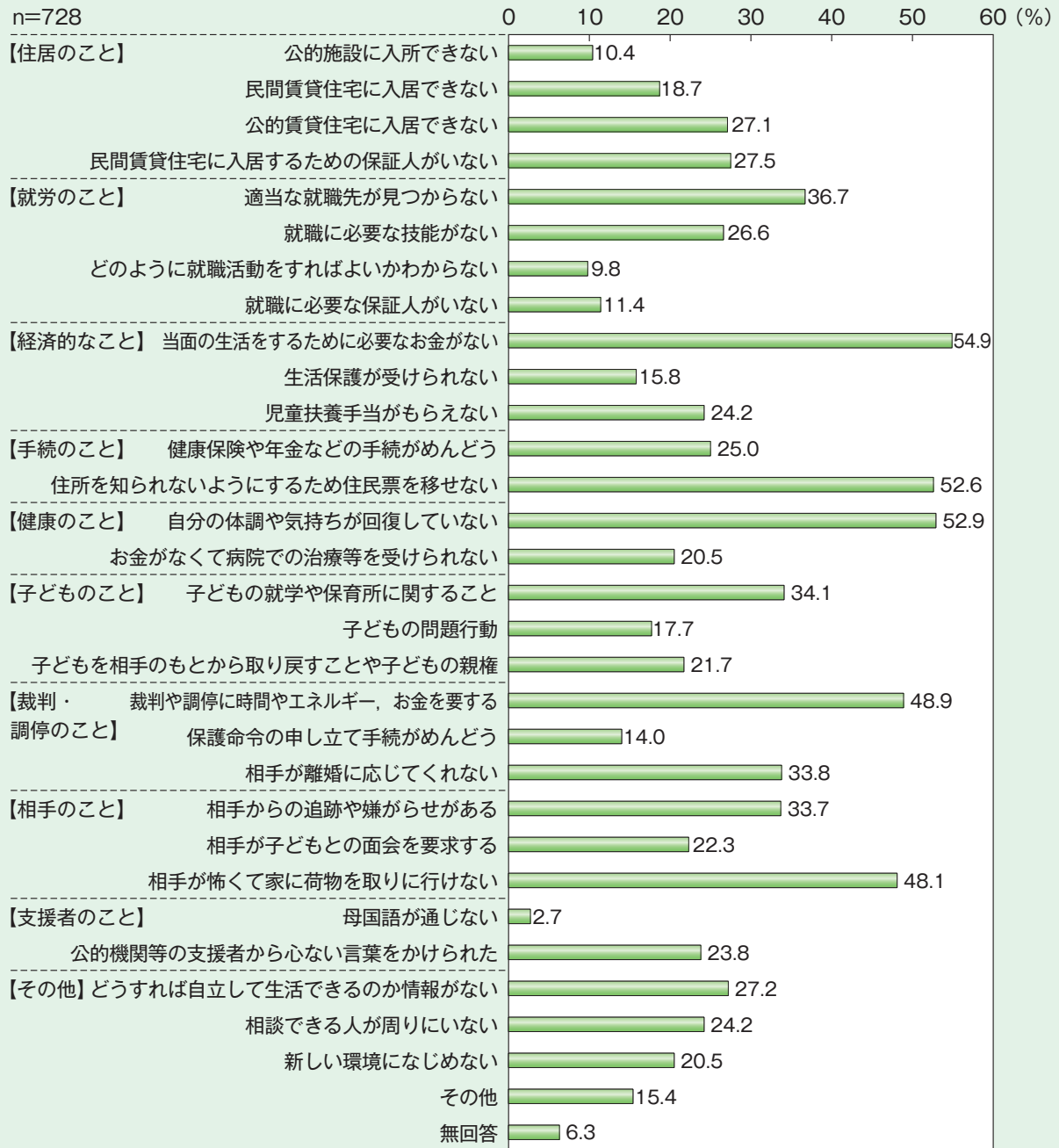
(増加傾向にある夫から妻への暴力の検挙件数)

配偶者間における犯罪のうち女性が被害者である場合の検挙件数の推移を罪種別に見ると、平成22年において、傷害は1,437件となり依然高水準で推移し、暴行は1,376件で12年度以降増加傾向にある¹⁷(第1-6-4図)。

(増加傾向にある夫からの暴力を理由とする婚姻関係事件数)

平成21年度の家庭裁判所における婚姻関係事件の既済総件数は6万8,156件、うち妻からの申立総数は4万9,323件、夫からの申立総数は1万8,833件となっている。

第1-6-2図 離れて生活を始めるに当たっての困難



(備考) 内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果」(平成19年1月)より作成。

17 脚注16に同じ。

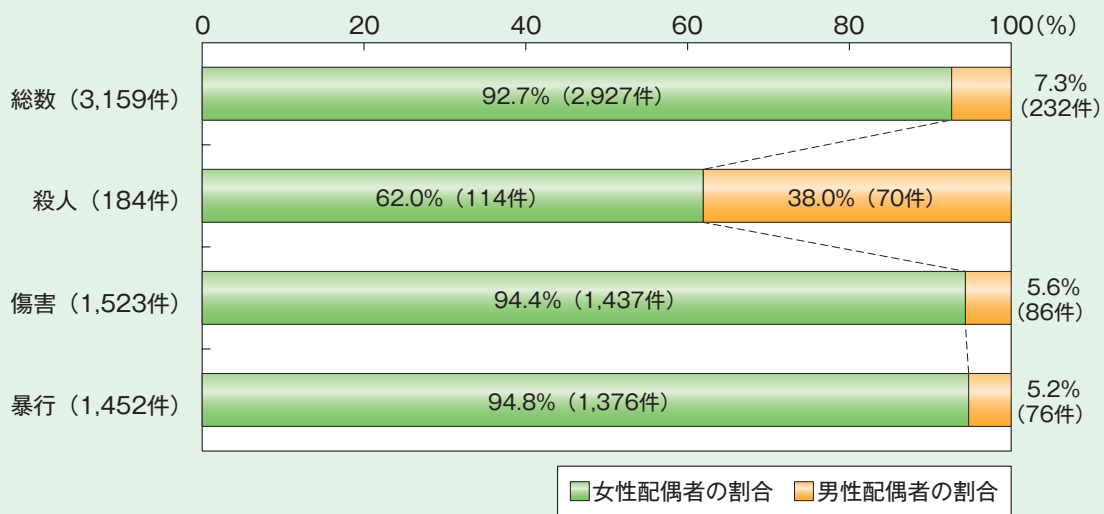
妻からの申立ての動機は、「性格が合わない」に次いで「暴力を振るう」(29.4%)が多く、さらに、「精神的に虐待する」(25.3%),「生活費を渡さない」(23.9%)など、夫からの暴力が大きな動機となっている(第1-6-5図)。

(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数)

平成13年10月、配偶者からの暴力の防止及び被害

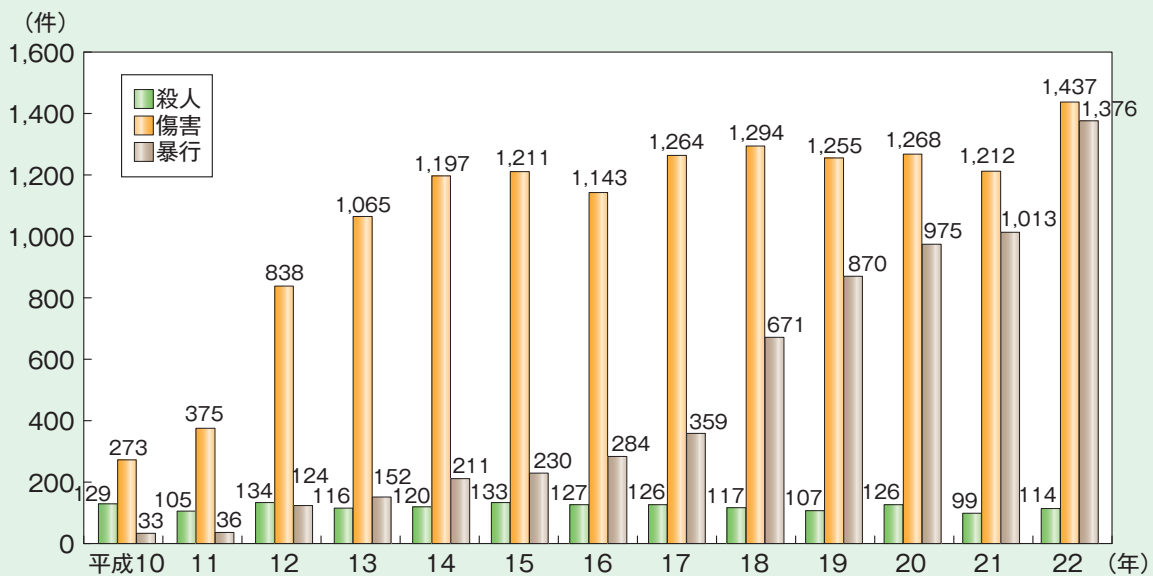
者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)が施行され(配偶者暴力相談支援センター等に係る規定については平成14年4月から施行)、14年4月から、各都道府県は、婦人相談所等その他の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの業務を開始した。19年7月の法改正(平成20年1月施行)により、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務と

第1-6-3図 配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人, 傷害, 暴行)の被害者(検挙件数の割合)(平成22年)



(備考) 警察庁資料より作成。

第1-6-4図 夫から妻への犯罪の検挙状況



(備考) 警察庁資料より作成。

なった。23年1月現在、全国193施設（うち市町村が設置する施設は22施設）が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。平成21年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は7万2,792件で、毎年度増加している。また、法施行後22年12月末までの間に、警察に対し寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数は、18万8,062件（平成22年の対応件数は3万3,852件）で、ここ数年、毎年増加している（第1-6-6図、第1-6-7図）。

（婦人相談所一時保護所（委託を含む）並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由）

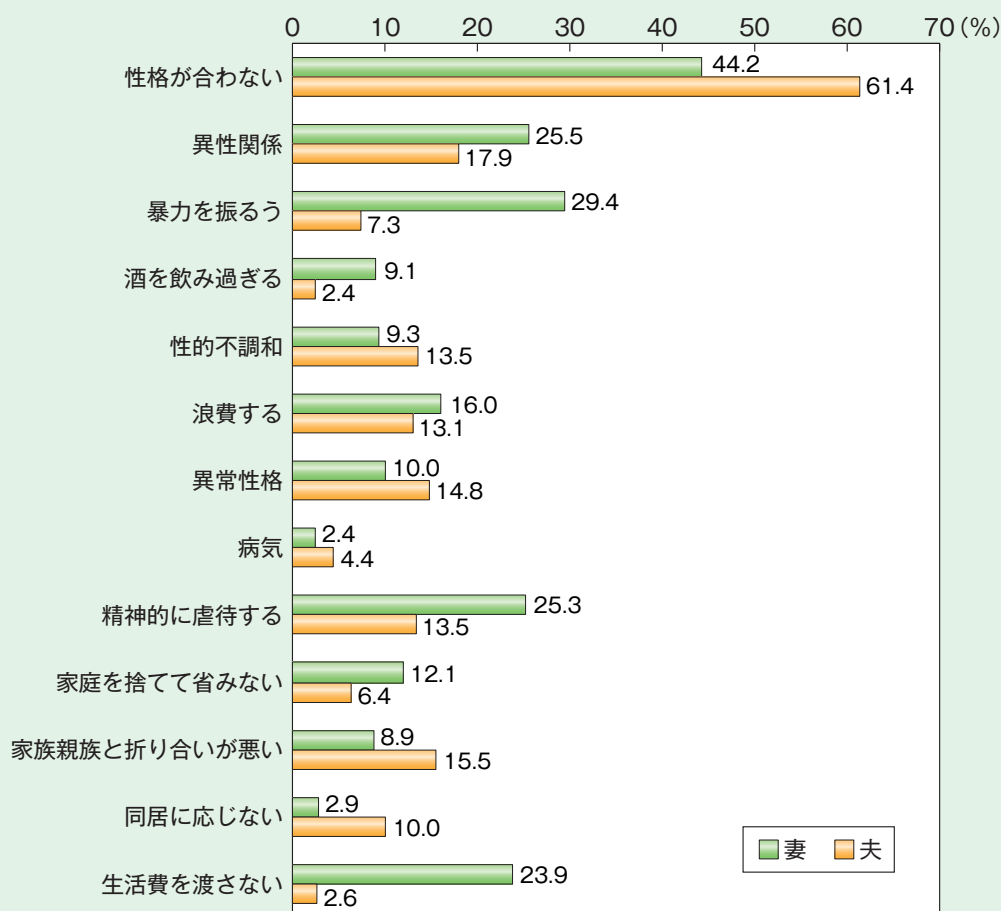
平成21年度中の婦人相談所一時保護所（委託を含む）への入所理由のうち、「夫等の暴力」を挙げた割合は、70.7%となっている。婦人保護施設及び母子

生活支援施設の入所理由を見ると、「夫等の暴力」を挙げた割合はそれぞれ40.7%、54.1%となっている。いずれの施設においても、「夫等の暴力」を理由とする入所が最も高い割合となっている（第1-6-8図）。

（シェルター設置状況）

シェルター（配偶者からの暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所）として利用できる施設で、法律に設置根拠があるものとしては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設がある。婦人相談所は売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、各都道府県に1か所、婦人保護施設は同じく売春防止法に基づき、全国に49か所（公営22か所、民営27か所（平成22年4月1日現在））、母子生活支援施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、全国に272か所（公立155か所、私立117か所（平

第1-6-5図 婚姻関係事件における申立ての動機別割合



（備考） 1. 最高裁判所「司法統計年報」（平成21年度）より作成。
2. 申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査重複集計したもの。

成22年3月末現在))がそれぞれ設置されている。

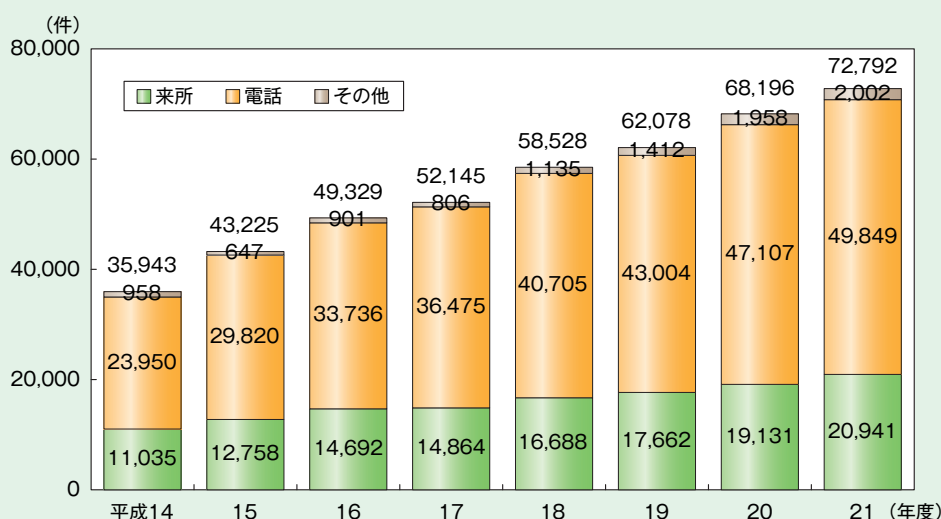
このほかに、民間の団体等が自主的に運営している「民間シェルター」がある。民間シェルターは、被害者の保護や自立支援をきめ細かく行うなど、配偶者からの暴力の被害者支援に関し、先駆的な取組を実施している。

(保護命令の申立て及び発令状況)

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令、退去命令を発する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

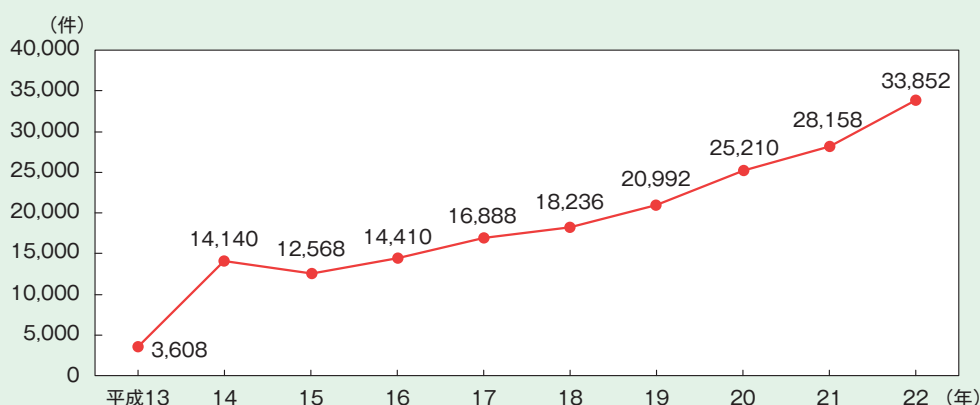
また、配偶者暴力防止法は、これまで2度の改正を経ており、平成16年12月に施行された第1次改正において、被害者への接近禁止命令に加え、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令も発令できることとされた。20年1月に施行された第2次改正においては、これまで身体に対する暴力を受けた者に限り、保護命令を申し立てることができたのに対し、生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、保護命令を発することができることとなったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令

第1-6-6図 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



(備考) 内閣府資料より作成。

第1-6-7図 警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等対応件数



(備考) 警察庁資料より作成。

の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発令することができることとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設された。

保護命令の申立書に、配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に相談等をした事実等の記載がある場合は、配偶者暴力防止法第14条第2項に基づき、裁判所は配偶者暴力相談支援センター又は警察に対し、被害者が相談等をした際の状況等を記載した書面の提出を求めることとなっている。申立書にこうした事実の記載がない場合は、公証人役場で認証を受けた宣誓供述書を申立書に添付しなければならない。法施行後から平成22年12月末までに終了した保護命令事件2万3,094件のうち、支援センターへの相談等の事実の記載のみがあったのは3,820件、警察への相談等の事実の記載のみがあったのは1万990件、双方への相談等の事実の記載があったのは7,594件となっている。また、申立書に宣誓供述書が添付されたのは602件となっている。

終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は1万8,340件(79.4%)、そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたのは9,134件(49.8%)となっており、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたのは1,429件(7.8%)、「子」へ

の接近禁止命令のみ同時に発令されたのは7,096件(38.7%)、「親族等」への接近禁止命令のみ同時に発令されたのは681件(3.7%)となっている(第1-6-9表)。

法施行後平成22年12月末までの間に保護命令が発令された事件の平均審理期間は12.8日となっている。

なお、法施行後から平成22年12月末までの間の保護命令違反の検挙件数は606件である。

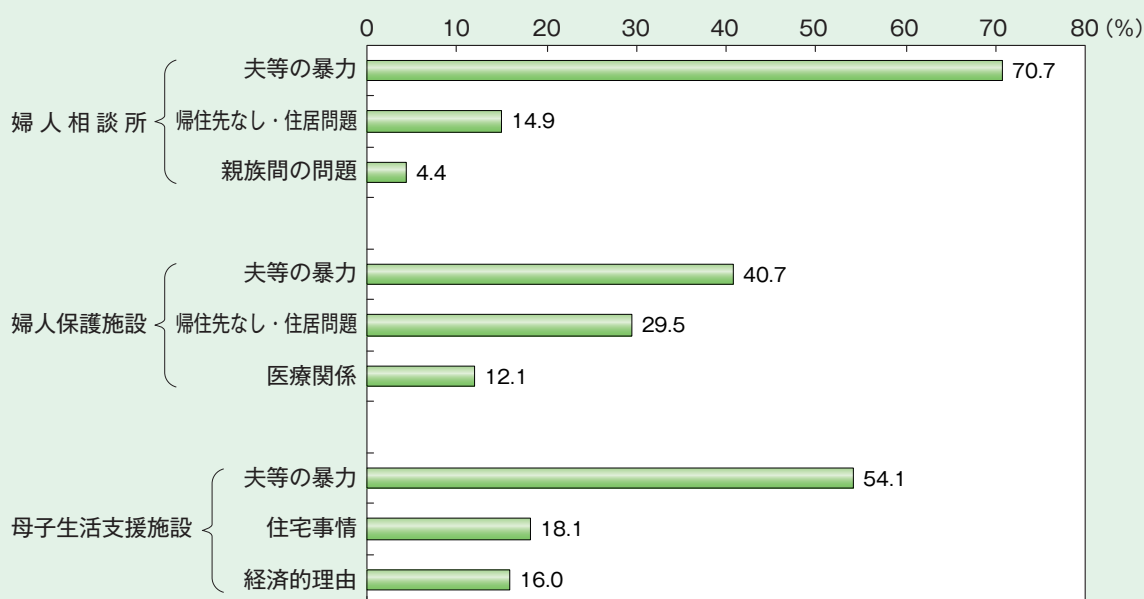
第2節 性犯罪の実態

(強姦・強制わいせつの認知件数)

警察庁の統計によると、強姦の認知件数は、平成12年以降6年連続で2,000件を超えていたが、16年から減少傾向に転じ、22年は1,289件であり、前年に比べ113件(8.1%)減少した。

強制わいせつの認知件数は、平成16年から減少していたが、22年は7,027件と、前年に比べ339件(5.1%)増加している。なお、警察では、女性警察官による被害者からの事情聴取の拡大、相談電話の設置等、被害申告を促進するための施策を中心とした性犯罪被害者対策を推進している(第1-6-10図)。

第1-6-8図 婦人相談所一時保護所(委託を含む)並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由(平成21年度)



(備考) 厚生労働省資料より作成。

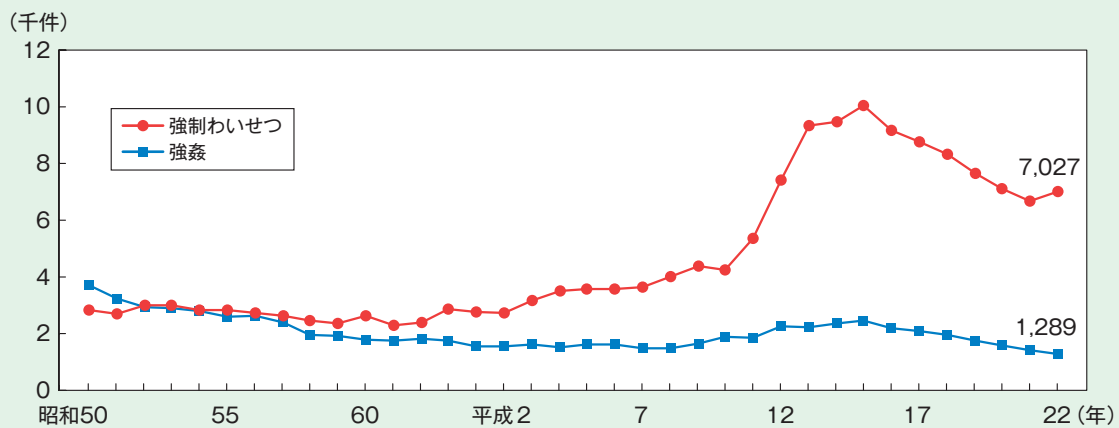
第1-6-9表 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

(単位：件)

	新受件数		既済件数														却下	取下げ等	
	総数	総数	認容（保護命令発令）件数																
			1. 被害者に関する保護命令のみ発令された場合										2. 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合		3. 「子への接近禁止命令」が発令された場合（2.以外）				4. 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合（2.以外）
うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るもの	うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るもの	(1) 接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令	(2) 接近禁止命令・退去命令	(3) 接近禁止命令・電話等禁止命令	(4) 接近禁止命令のみ	(5) 退去命令のみ	(6) 電話等禁止命令（事後発令）	(1) 被害者への接近禁止命令と同時	(2) 事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	(1) 被害者への接近禁止命令と同時	(2) 事後的な子への接近禁止命令	(1) 被害者への接近禁止命令と同時	(2) 事後的な親族等への接近禁止命令						
平成13年総数	171	153		123			32		91	0							4	26	
平成14年総数	1,426	1,398		1,128			326		798	4							64	206	
平成15年総数	1,825	1,822		1,468			406		1,058	4							81	273	
平成16年総数	2,179	2,133		1,717			554		1,098	5			55	5			75	341	
平成17年総数	2,695	2,718		2,141			190		730	4			1,205	12			147	430	
平成18年総数	2,759	2,769		2,208			166		710	8			1,320	4			146	415	
平成19年総数	2,779	2,757		2,186			173		640	7			1,364	2			140	431	
平成20年総数	3,147	3,143	519	2,524	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450
平成21年総数	3,100	3,087	643	2,411	471	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526
平成22年総数	3,095	3,114	760	2,434	577	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504
合計	23,176	23,094	1,922	18,340	1,448	360	1,945	1,215	5,549	57	8	1,426	3	7,064	32	657	24	1,152	3,602

(備考) 1. 最高裁判所資料より作成。
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される（表の2、3、4のそれぞれ(1)が前者、1の(6)、2、3、4のそれぞれ(2)が後者である）。
 4. 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数である。

第1-6-10図 強姦、強制わいせつ認知件数の推移



(備考) 警察庁資料より作成。

(異性から無理やり性交された経験)

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)において、女性(1,675人)に、これまでに異性から無理やりに性交された経験を聞いたところ、「1回あった」が3.1%、「2回以上あった」が4.2%で、被害経験がある女性は7.3%となっている。

被害にあった時期としては、「20歳代」が38.2%で最も多く、次いで「30歳代」が15.4%となっており、「中学卒業から19歳まで」(12.2%)となっている。「中学生のとき」(4.9%)、「小学生のとき」(12.2%)、「小学校入学前」(3.3%)など低年齢で被害を受けている人も2割程度いる(第1-6-11図)。

異性から無理やりに性交されたことがあった女性のうち、被害について「どこ(だれ)にも相談しな

かった」人は62.6%で6割を上回っている(第1-6-12図)。

第3節 売買春の実態

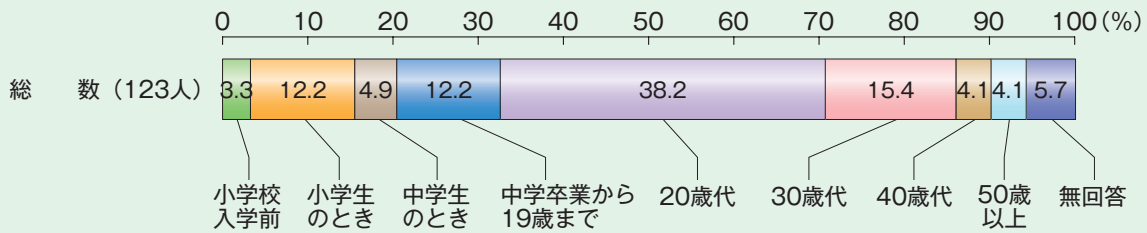
(売春関係事犯検挙件数等)

平成21年中の売春関係事犯検挙件数は1,973件となり、前年に比べ減少した。また、要保護女子総数は1,700人で前年に比べ減少し、未成年者が占める割合も21.9%で、前年に比べ2.2ポイント減少している(第1-6-13図)。

(児童買春検挙件数)

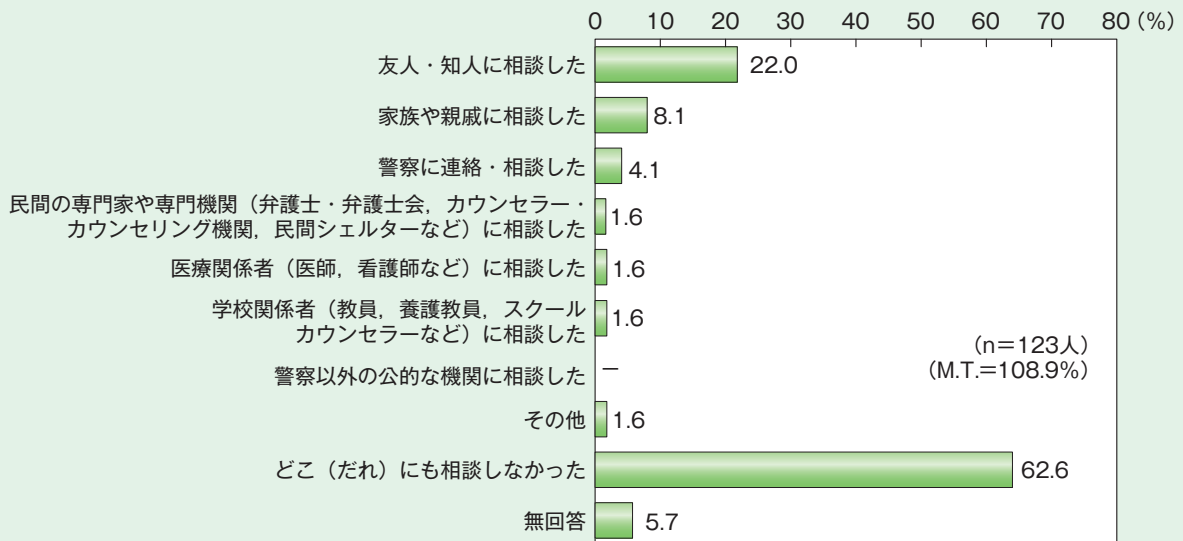
平成21年中の児童買春事件の検挙件数は1,095件(前年比39件増)であり、このうち、出会い系サイ

第1-6-11図 被害にあった時期



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)より作成。

第1-6-12図 被害の相談先



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)より作成。

トを利用したものが358件（32.7%）、テレホンクラブ営業に係るものは72件（6.6%）となっている。

第4節 人身取引の実態

（人身取引事犯検挙件数等）

警察庁の統計によると、平成22年中における人身取引事犯の検挙件数は19件、検挙人員は24人であり、検挙人員のうちブローカーが3人となっている。また、警察において確認した被害者の総数は37人と、前年に比べ20人（117.6%）増加している。被害者の国籍は、フィリピン24人（64.9%）が最も多く、次いで日本12人（32.4%）、韓国1人（2.7%）の順となっている（第1-6-14図）。

第5節 セクシュアル・ハラスメントの実態

（雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数）

平成22年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せら

れたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は1万1,749件で、前年度に比べ減少しているものの、そのうち、女性労働者からの相談件数は7,361件（62.7%）で相談件数の6割を占めている（第1-6-15図）。

第6節 ストーカー行為の実態

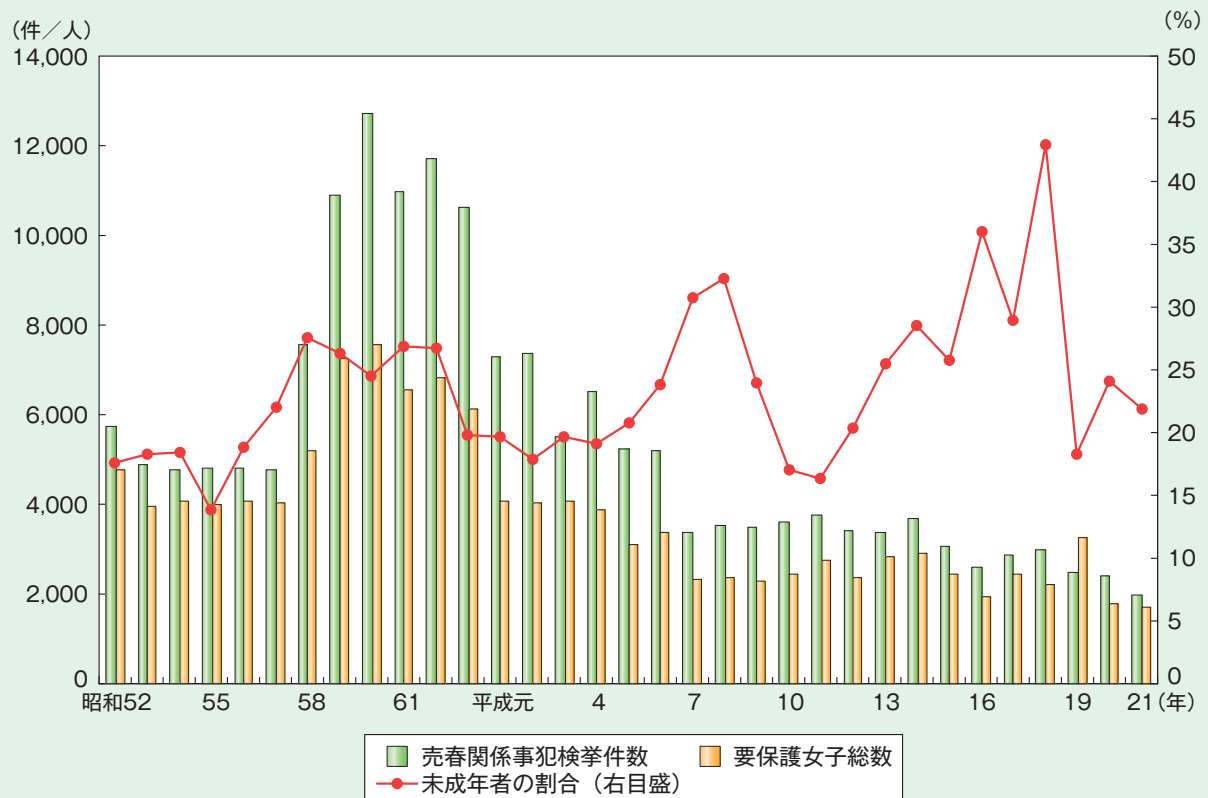
（ストーカー事案の認知件数）

平成22年中のストーカー事案の認知件数は、1万6,176件で、前年に比べ1,353件（9.1%）増加している。また、被害者の89.8%が女性で、行為者の85.7%が男性となっている（第1-6-16図）。

（ストーカー規制法の適用状況）

平成22年中のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく警告は1,344件で、前年に比べ32件（2.3%）減少している。警告に従わない者に対する禁止命令は41件発令されている。

第1-6-13図 売春関係事犯検挙件数、要保護女子総数及び未成年者の割合



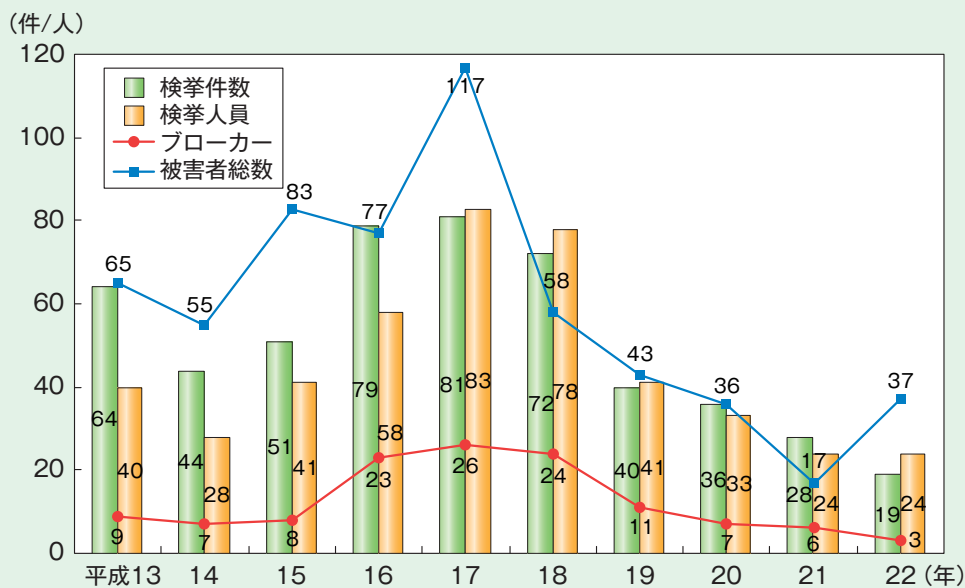
（備考）警察庁資料より作成。

また、ストーカー行為罪での検挙件数は220件で、前年に比べ41件減少している。禁止命令違反での検挙件数は9件である。

平成22年中に、ストーカー規制法第7条に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は2,470件で、

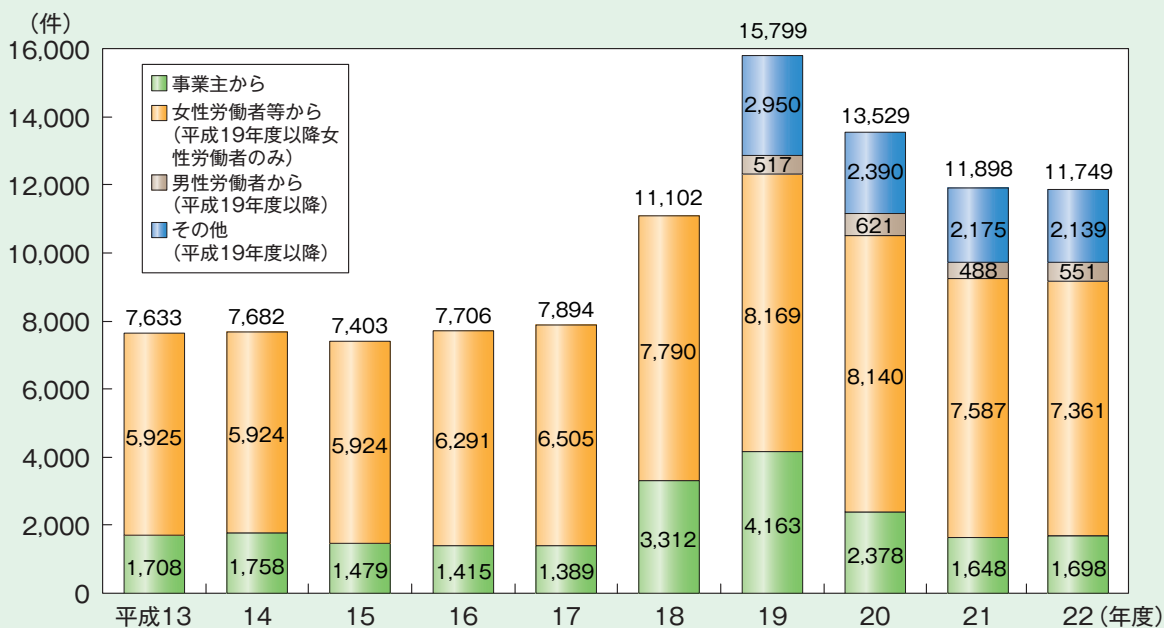
前年に比べ167件（7.3%）増加している。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が1,068件（前年比126件減少）、防犯ブザー等の被害防止品の教示又は貸出しが417件（前年比1件増加）となっている。

第1-6-14図 人身取引事犯の検挙状況等



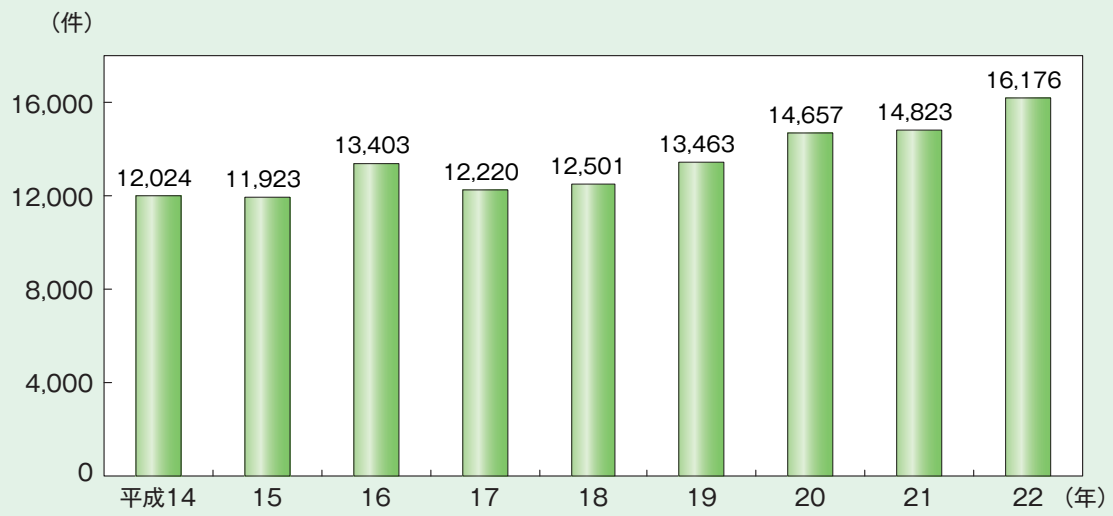
(備考) 警察庁資料より作成。

第1-6-15図 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



(備考) 厚生労働省資料より作成。

第1-6-16図 ストーカー事案に関する認知件数



(備考) 警察庁資料より作成。

本章のポイント

- 乳児死亡率等は低下傾向にある。
- 平成21年の新規HIV感染者数は過去最高となった平成20年に比べ減少。感染が報告された年齢を見ると30歳代の割合が高い。
- 肥満者の割合は、男性は30～60歳代では3割超、女性も60歳以上で割合が高い。女性は若年層を中心に必要以上の減量を行う人も多い。
- 女性の医療施設従事医師、同歯科医師の割合は年々増加しているが、薬局・医療施設従事薬剤師の割合はここ数年横ばいとなっている。

（乳児死亡率等は低下傾向）

女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。

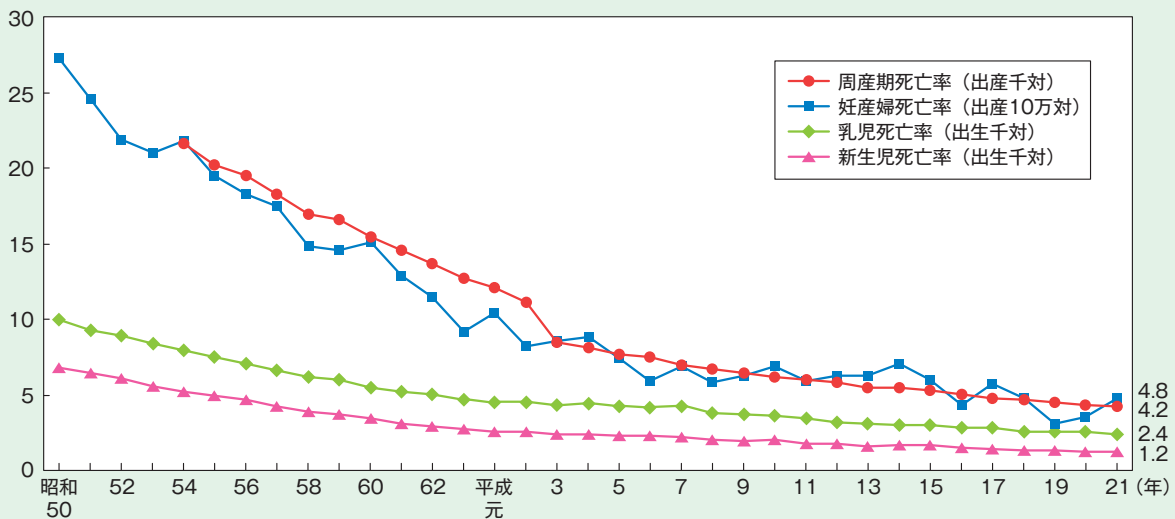
母子保健関係の主要な指標の昭和50年から平成21年までの動向を見ると、いずれも総じて低下しているものの、妊産婦死亡率については平成19年以降上

昇傾向となっている（第1-7-1図）。

（年齢別周産期死亡率）

母の年齢別周産期死亡率を見ると、19歳以下の場合に平均より高いほか、30歳代以降は年齢とともに増加する傾向にある（第1-7-2図）。

第1-7-1図 母子保健関係指標の推移



（備考） 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。
 2. 妊産婦死亡率における出産は、出生数に死産数（妊娠満12週以後）を加えたものである。
 3. 周産期死亡率における出産は、出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

(総数では減少傾向にある人工妊娠中絶件数)

人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）の昭和50年から平成21年度までの動向を見ると、総数では件数、実施率共に総じて減少傾向にある（第1-7-3図）。また、20歳未満の件数の全年齢に占める割合は、昭和50年には1.8%だったものが、平成14年度に13.7%となった後、減少傾向にあり、21年度には9.5%となった。

(若年での感染が多いHIV感染者)

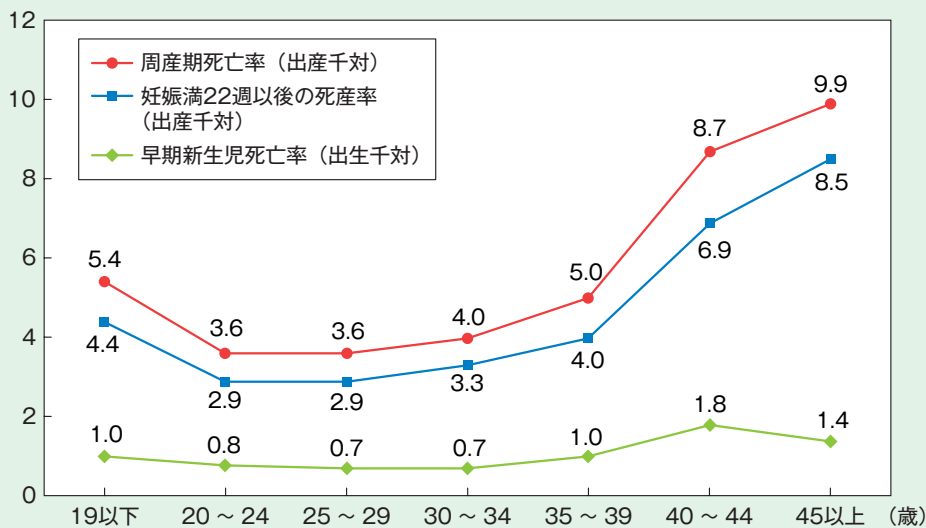
HIV感染者とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）

に感染している者を指す。一方、エイズ患者とは、HIV感染によって免疫不全が生じ、ニューモシスチス肺炎等の日和見感染症や悪性腫瘍が発生した者を指す。

凝固因子製剤による感染例を除いて、平成21年末までに我が国において報告されたHIV感染者及びエイズ患者の累計数は、HIV感染者数11,573人、エイズ患者数5,330人となっている。

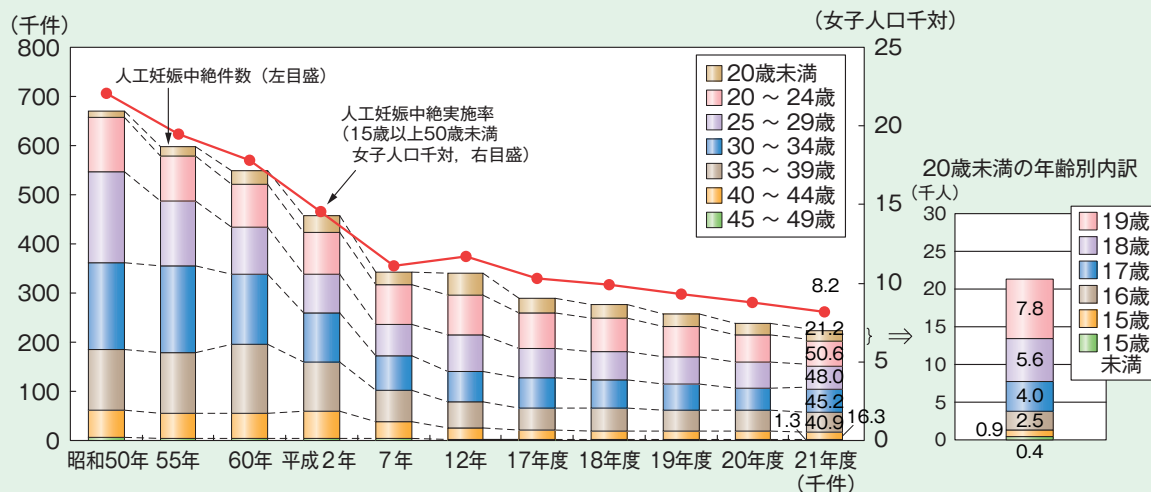
平成21年に新規で感染が報告されたHIV感染者は1,021人（第1-7-4図）、エイズ患者は431人で、過去最高の20年に比べHIV感染者数で105人の減少、

第1-7-2図 母の年齢別周産期死亡率（平成21年）



(備考) (財) 母子衛生研究会「母子保健の主なる統計」(平成22年度)より作成。

第1-7-3図 年齢階級別人工妊娠中絶の推移



(備考) 平成12年までは厚生省「母体保護統計」、17年度からは厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。

エイズ患者は同値となった。HIV感染者の推定感染地域を見ると、全体の85.6%（874件）が国内感染となっている。

感染が報告された時点の年齢で年代別に新規で感染が報告された感染者数を見ると、20歳代が全体の29.7%を占めているのに対し、30歳代が41.6%を占めており、30歳代での感染が多い。

（女性のがん）

女性特有のがんとして子宮がん、乳がんなどがあり、これらのがんの総患者数を厚生労働省「患者調査」（平成20年）で見ると、子宮がんは5.7万人、乳がんは17.7万人となっている。

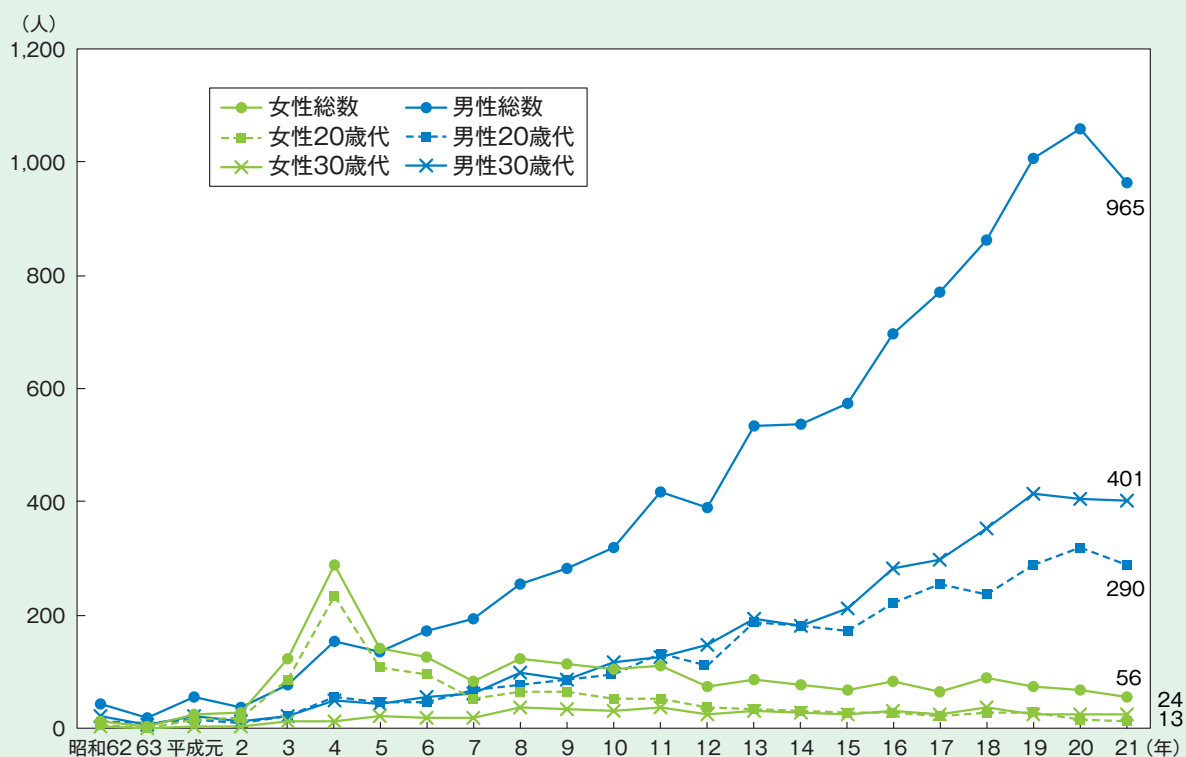
国民生活基礎調査（平成19年）によると、我が国における女性のがん検診の受診率は、子宮がん検診においては20歳以上で21.3%、乳がん検診においては40歳以上で20.3%であり、欧米諸国と比べて低い状況にある。がんは早期発見が重要であることから、より一層、がん検診の受診の必要性について広く周知していく必要がある。

（健康増進に必要な適切な自己管理）

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要である。厚生労働省「平成21年国民健康・栄養調査結果の概要」を見ると、肥満者の割合は、男性では、40歳代が36.2%と最も高く、次いで30歳代が34.8%、50歳代が33.3%となっている。女性では、年齢とともに肥満の割合が高くなる傾向にあり、60歳代以上では約4人に1人となっている。一方、低体重（やせ）の割合は、女性では、20歳代が22.3%と最も高く、次いで30歳代が14.3%となっている。年次推移を見ると、20歳代女性の低体重（やせ）の割合は約2割と横ばいで推移している。

また、肥満者のうち、メタボリックシンドロームの予防や改善のために適切な食事や定期的な運動をすることについて、「既に行っている」あるいは「するつもりがある」と回答している者の割合は、男女共約9割に達する。その一方で、運動習慣のある者の割合は、男性32.2%、女性27.0%で、平成15年以降ほぼ横ばいとなっている。年代別に見ると、男女

第1-7-4図 HIV感染者の推移（性別・年代別）



（備考） 1. 厚生労働省資料より作成。
2. 各年の新規HIV感染者報告数である。

共60歳代が最も高く約4割で、男性では50歳代以下はいずれも2割台、女性では、年代が下がるごとに低くなり、20歳代では12.4%となっている。

健康に生活するための自己管理について、より一層適切な情報提供が求められる。

（喫煙率の動向）

平成4年から21年の喫煙率の推移を男女別に見ると、男性は50.1%から38.2%に低下しているが、女性は9.0%から10.9%とほぼ横ばいで推移している。年代別に見ると、ここ数年20歳代男性の喫煙率が低下傾向にある（第1-7-5図）。

喫煙は、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇などにより喫煙者自身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、受動喫煙によって非喫煙者にも影響を及ぼすことが指摘されている。平成15年5月には健康増進法（平成14年法律第103号）が施行され、病院や劇場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設には、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務が課された。これにより、公共の場での受動喫煙の機会が減少することが期待されるが、家庭などでの受動喫煙によって、非喫煙妊婦の低出生体重児出産の発生率が上昇するという研究報告もあり、更に喫煙の健康への悪影響に

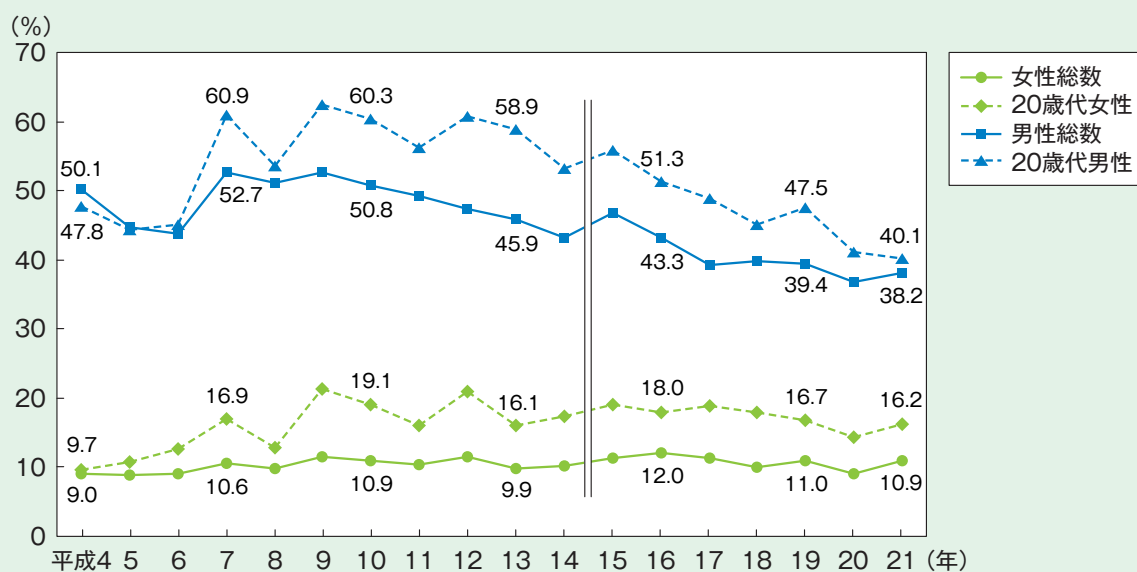
ついて広く周知していく必要がある。

（上昇を続ける女性医師等の割合）

女性の高学歴化に伴い、医師等の専門職に進出する女性も増加しており、医療施設等で働いている医師、歯科医師、薬剤師における女性の割合はいずれも増加傾向にある。しかし、医師、歯科医師における女性の割合は依然低いものとなっている（第1-7-6図）。

また、医師を取り巻く状況を見ると、多くの女性医師は、慢性的な長時間労働、夜勤や当直等不規則な勤務形態により育児、介護等と仕事との両立が難しく、長期休業や勤務形態等を限定的にするなどの変更を迫られている。また、育児等が一段落しても、第一線に戻って活躍するためには、その間の医療技術の進歩へのキャッチアップ等、多くの課題を乗り越える必要がある。医師不足が社会問題となっている中で、特に、産婦人科医、小児科医については、女性医師の割合が、新規に医師になる者の多い20歳代でそれぞれ68.1%、48.8%となっていることに鑑みれば、こうした状況を放置すると一層深刻な問題となるおそれがある（第1-7-7図）。このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や女性が能力を発揮しやすい環境の整備を積極

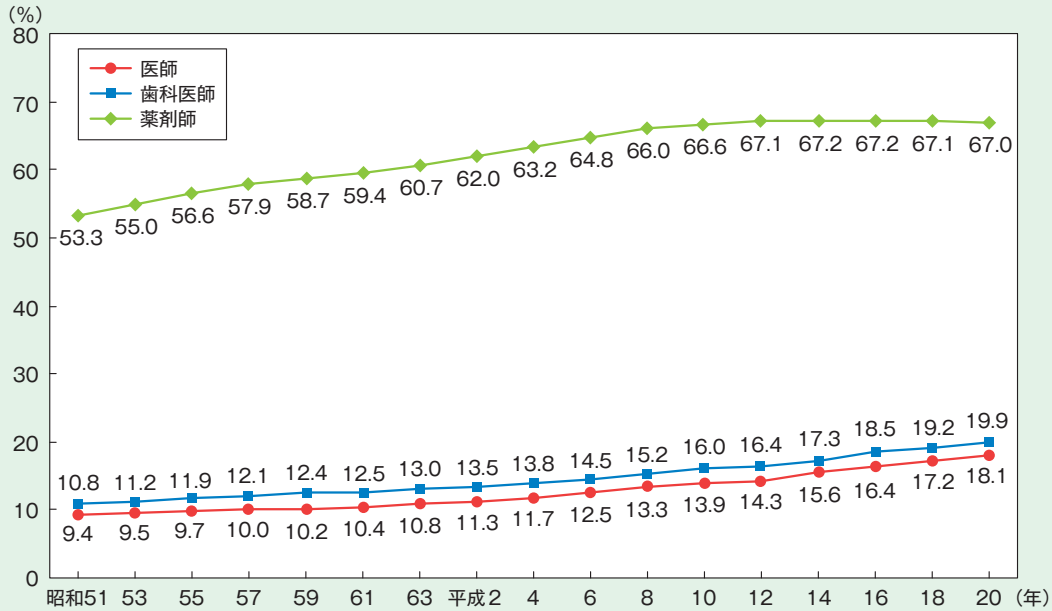
第1-7-5図 喫煙率の推移（性別・年代別）



（備考） 1. 平成14年までは「国民栄養調査」、15年からは「国民健康・栄養調査」（どちらも厚生労働省）より作成。
2. 国民栄養調査と国民健康・栄養調査では、喫煙の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

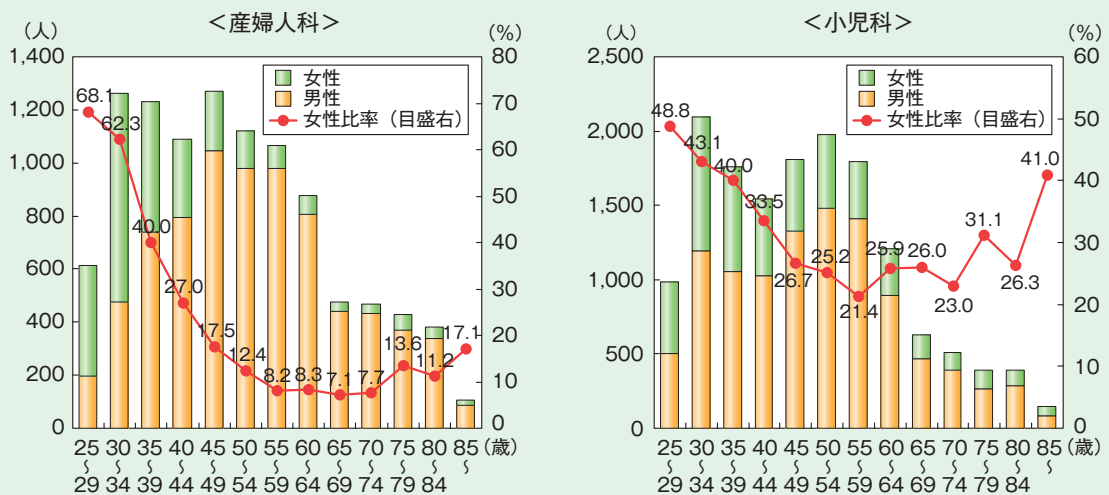
的に進める必要がある。

第1-7-6図 女性の医療施設従事医師，同歯科医師，薬局・医療施設従事薬剤師の割合の推移



(備考) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より作成。

第1-7-7図 年齢階級別医師数の男女比（産婦人科，小児科）



(備考) 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成20年)より作成。
2. 産婦人科の医師とは、主たる診療科が産婦人科と産科の医師である。

本章のポイント

第1節 教育分野における男女共同参画

- 男女別の進学率を見ると、女子の大学（学部）への進学率は上昇傾向にあるが、依然として男女差がある。
- 公民館等での学習者においては、女性の割合が高くなっている。
- 教員の女性割合を見ると、上位の学校、上位の職になるほど、女性の就任割合が小さい傾向が続いている。小学校教諭の女性比率が65.2%に上る一方、大学及び大学院教授は12.5%にとどまっている。

第2節 研究分野における男女共同参画

- 研究者に占める女性の割合は、緩やかに増加しつつあるが、欧米の国々と比べるとまだ低い。
- 研究者の所属機関や専攻分野には男女で偏りが見られる。

第1節

教育分野における男女共同参画

（女子の大学進学率は上昇傾向）

平成22年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等への進学率は、女子96.5%、男子96.1%と、若干女子の方が高くなっている。大学（学部）への進学率を見ると、男子56.4%、女子45.2%と男子の方が10ポイント以上高い。しかし女子は、全体の10.8%が短期大学（本科）へ進学しており、この短期大学への進学率を合わせると、女子の大学等進学率は56.0%となる。近年、大学（学部）への女子の進学傾向が上昇している一方で、短期大学への進学率は6年度の24.9%をピークに、減少し続けている。

大学（学部）卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、平成22年度では男性17.4%、女性7.1%となっている（第1-8-1図）。

（高等教育在学率の国際比較）

我が国の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較して低い水準になっている（第1-8-2図）。また、韓国を除き、他の国では、男性より女性の方が在学率が高くなっているが、日本では逆に女性の方が在学率が低いという状況にある。

（男女の専攻分野の偏り）

平成22年では、女子学生全体の26.8%が社会科学分野を専攻しており、社会科学分野を専攻している全学生の3割以上が女子となっている。また、工学分野を専攻する女子学生は、工学分野専攻の全学生の10.9%となっている一方、人文科学分野を専攻する女子学生は人文科学分野専攻の全学生の66.5%となっており、男女の専攻分野の偏りが見られる（第1-8-3図）。

また、女子学生の大学院における専攻分野については、修士課程では人文科学、社会科学の分野が並んで多く、これに次いで工学、保健、教育の分野が多くなっている（第1-8-4図）。全学生に占める女子学生数の割合について、近年増加傾向にあり、修士課程の社会人学生の割合を見ると、平成22年では女子は半数近い48.9%を占めている。

博士課程では、家政、芸術、教育、人文科学といった分野での専攻が多く、また、法科大学院では、28.2%が女子となっている。

（社会教育での学習者）

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、多様な学習機会の整備が進められているところであるが、大学での社会人学生や、放送大学で学ぶ人々、公民館、青少年教育施設にお

ける学級・講座の受講者については女性の割合が高い。文部科学省「社会教育調査」(平成20年度)によると、学級・講座の受講者のうち女性が占める割合は、公民館で65.8%、生涯学習センターで63.1%、青少年教育施設で55.4%となっている。

(上位の職に少ない女性教員の割合)

初等中等教育について女性教員の割合を見ると、小学校では教諭の6割以上を女性が占めているが、中学校、高等学校と段階が上がるにつれて低くなっている。校長、副校長及び教頭に占める女性の割合は、小学校の校長で平成2年の4.1%が22年には18.4%と大幅に上昇しているのを始め、上昇傾向にあるが、その割合は教諭に比べて依然として低い。

大学及び大学院、短期大学の全教員に占める女性の割合を見ても、短期大学では5割近いが、大学及び大学院では2割台にとどまっており、特に教授、学長に占める女性の割合は低い(第1-8-5図)。

第2節

研究分野における男女共同参画

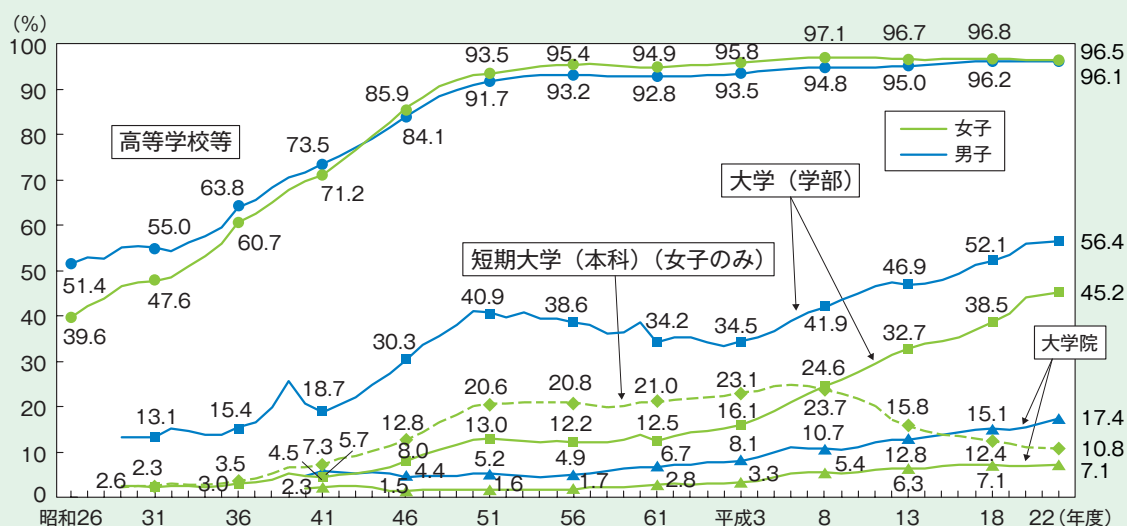
(女性研究者の割合)

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にはあるが、平成22年3月31日現在で13.6%にとどまっており(第1-8-6図)、諸外国と比べて低いものとなっている(第1-8-7図)。高等教育段階の女性の割合は、大学の学部42.1%、大学院(修士課程)29.6%、大学院(博士課程)32.5%であり、これらを比較して見ても、女性の研究者の比率が高くなる余地はあるといえる。

(女性研究者が少ない理由)

男女共同参画学協会連絡会「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」(平成20年)によると女性研究者が少ない理由としては、家庭と仕事の両立が困難なことや、育児期間後の復帰が困難であることなどが上位になっている(第1-8-8図)。

第1-8-1図 学校種類別進学率の推移



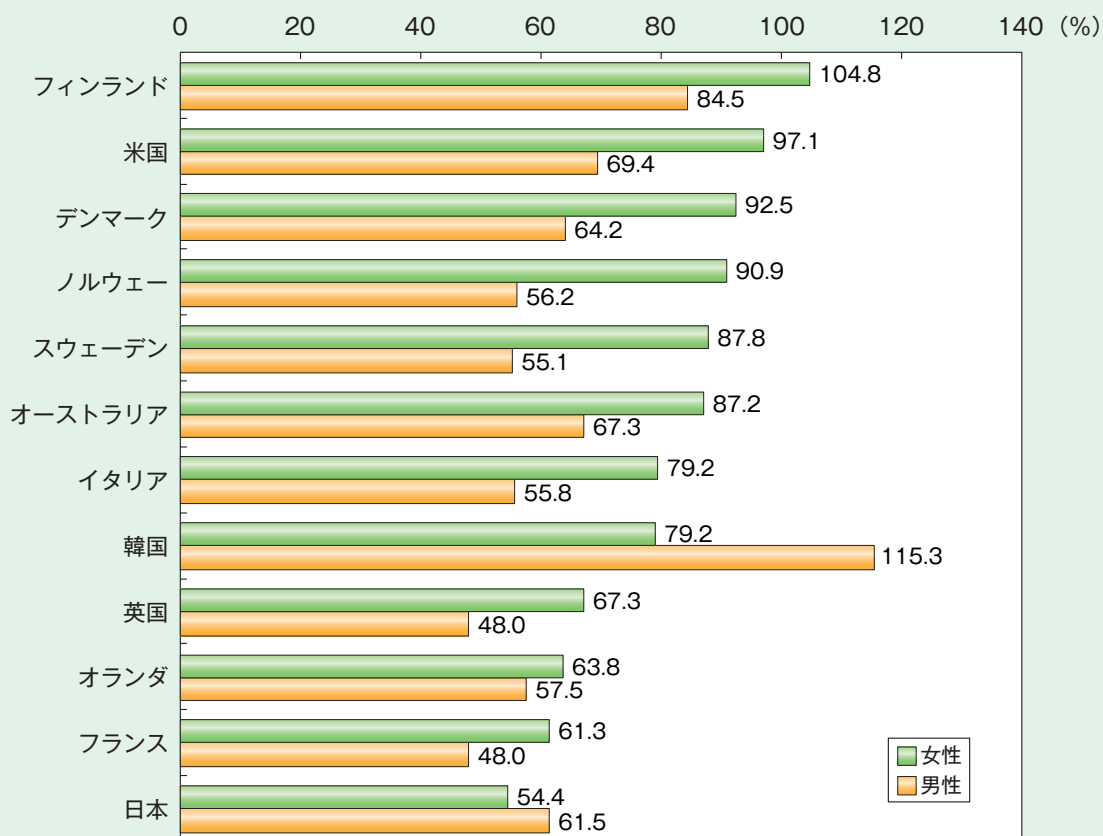
- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程(本科)への進学者を含まない。
 3. 大学(学部)、短期大学(本科)：過年度高卒者等を含む。大学学部又は短期大学本科入学者数(過年度高卒者等を含む。)を3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 4. 大学院：大学学部卒業後のうち、ただちに大学院に進学した者の比率(医学部、歯学部は博士課程への進学者)。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

(女性研究者の所属と専攻分野)

総務省「平成22年科学技術研究調査報告」によると、研究者の所属については、男性の研究者は、企

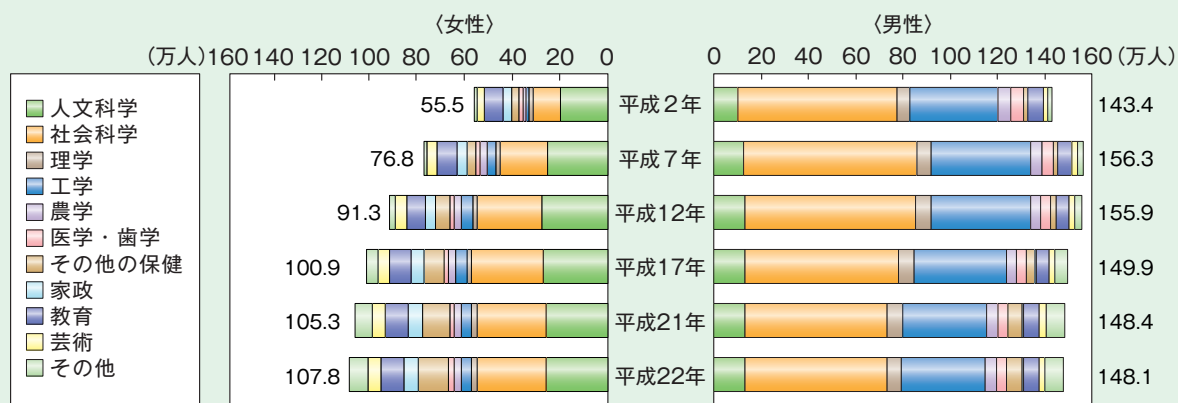
業等に所属するのは6割程度、大学等には3割程度であるが、女性の研究者については、逆に大学等に6割程度、企業等には3割程度となっている(第1

第1-8-2図 高等教育在学率の国際比較



(備考) 1. UNESCO Institute for Statistics ウェブサイトより作成。
 2. 在学率は「高等教育機関 (Tertiary Education, ISCED5及び6) の在学者数 (全年齢) / 中等教育に続く5歳上までの人口」で計算しているため、100%を超える場合がある。
 3. 原典は、Table14 Tertiary Education の Gross enrolment ratio, ISCED 5 and 6.

第1-8-3図 専攻分野別に見た学生数(大学(学部))の推移(性別)



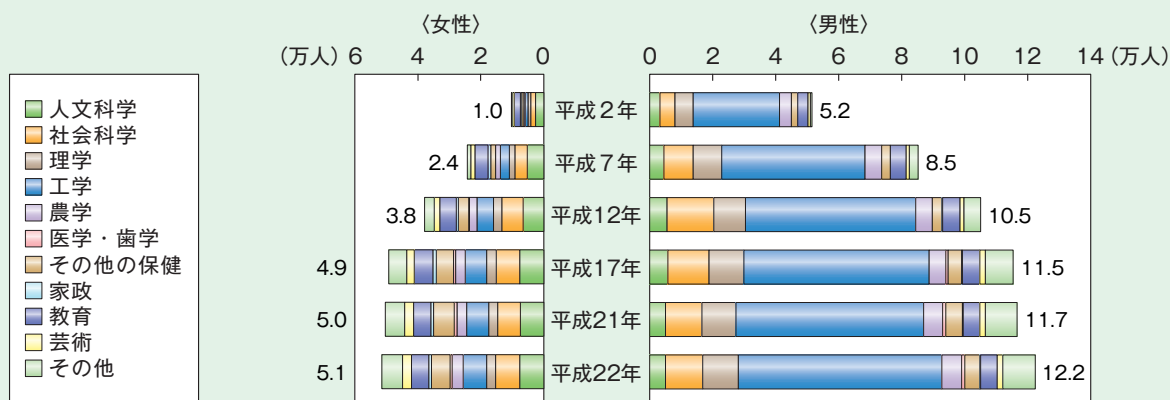
(備考) 文部科学省「学校基本調査」より作成。

－ 8 － 9 図)。

女性研究者の相当部分を占める大学等において研究に従事する女性の専門分野を見ると、平成22年3月31日現在でも、医学・歯学以外の保健分野（栄養学などを含む）においては約半数が女性研究者である一方で、工学分野の研究者に占める女性割合は

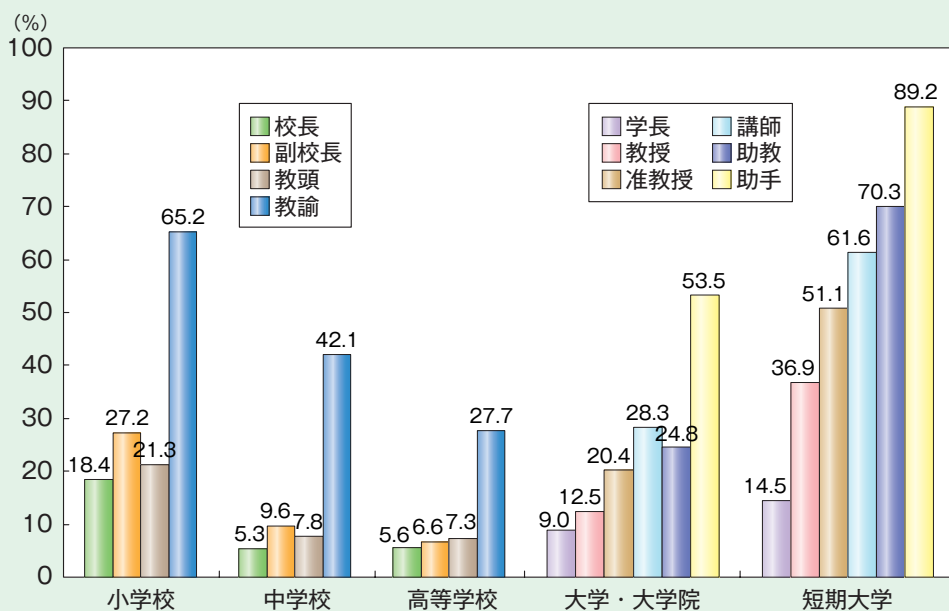
8.3%，理学分野・農学分野などでも1割台にとどまっている（第1－8－10図）。また、比較的女性の研究者割合が高い分野にあっても、講師，准教授，教授と階層が上がるにつれて女性の割合が低くなるという傾向がある（第1－8－11図）。

第1－8－4図 専攻分野別に見た学生数（大学院（修士課程））の推移（性別）



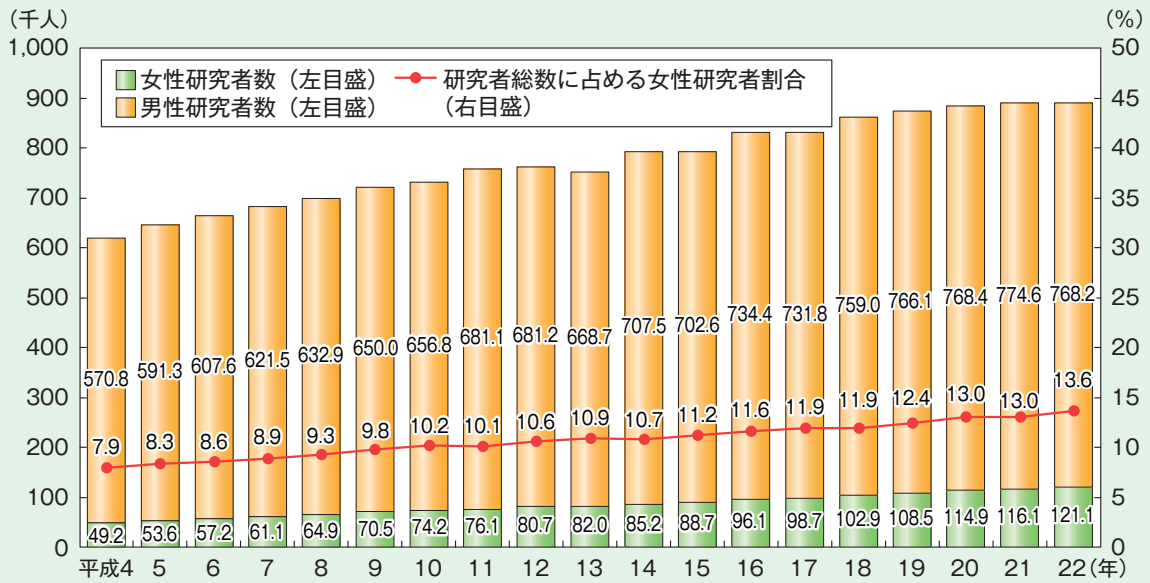
（備考）文部科学省「学校基本調査」より作成。

第1－8－5図 本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育，高等教育）



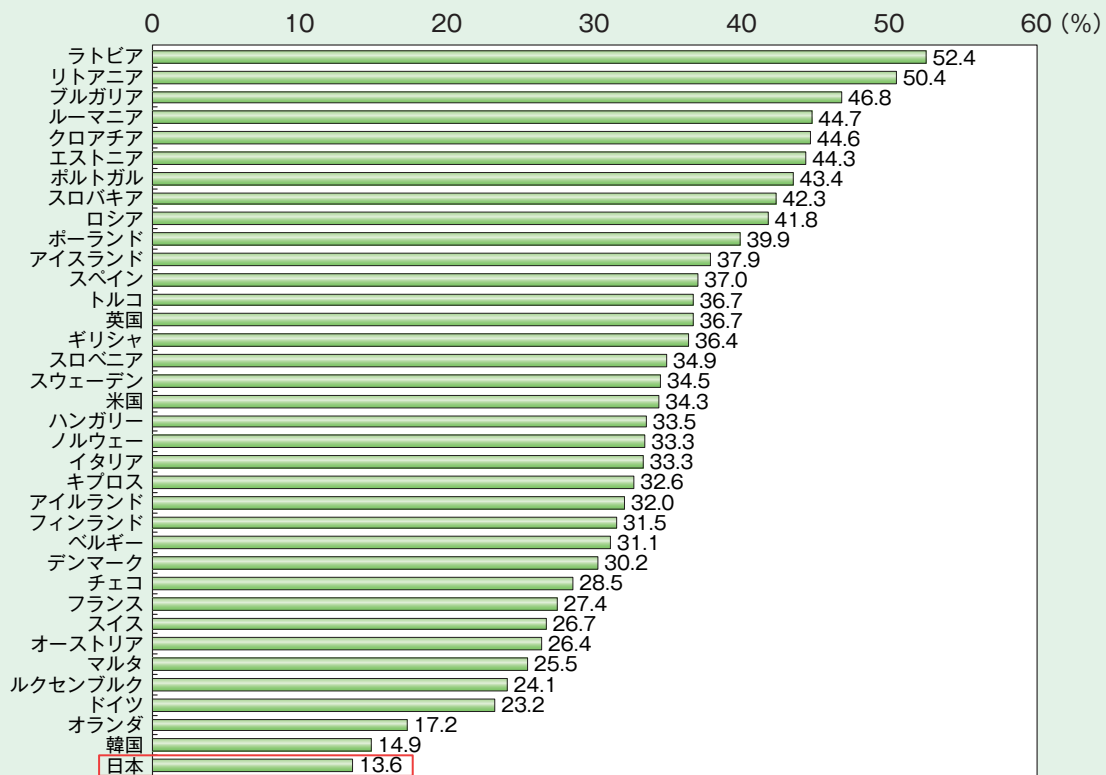
（備考）文部科学省「学校基本調査」（平成22年度）より作成。

第1-8-6図 女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移



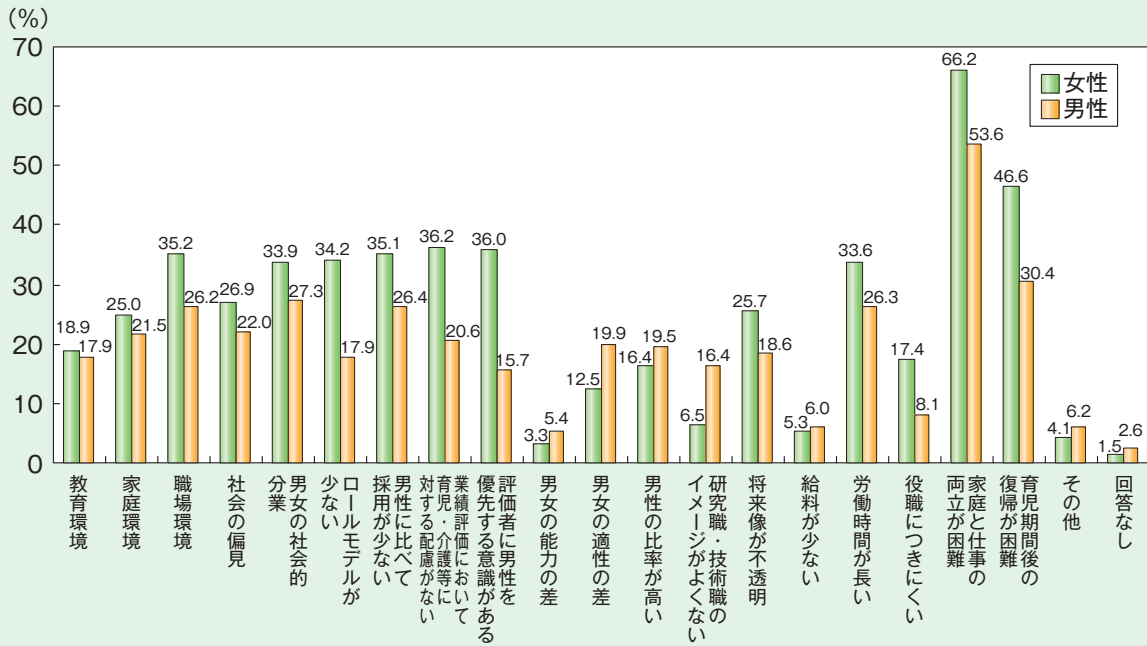
(備考) 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。

第1-8-7図 研究者に占める女性割合の国際比較



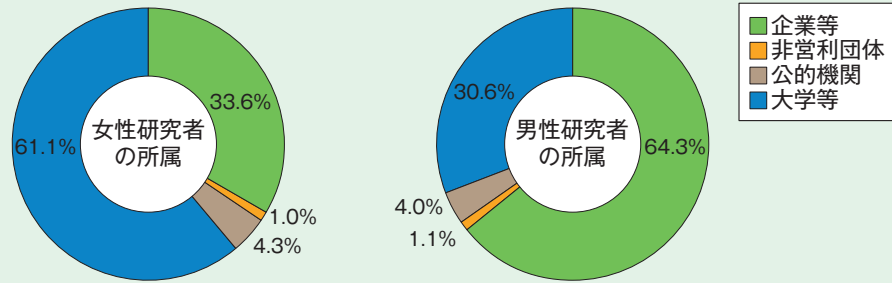
(備考) 1. EU諸国等の値は、EU「Eurostat」より作成。推定値、暫定値を含む。アイスランド、スロバキア、ロシア、チェコは2008(平成20)年。イタリア、フランスは2006(平成18)年。ギリシャは2005(平成17)年。スイスは2004(平成16)年。オランダは2003(平成15)年。他の国は2007(平成19)年時点。
 2. 日本の数値は、総務省「平成22年科学技術研究調査報告」に基づく(2010(平成22)年3月31日現在)。
 3. 米国の数値は、国立科学財団(NSF)の「Science and Engineering Indicators 2006」に基づく雇用されている科学者(scientists)における女性割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。2003(平成15)年時点の数値。技術者(engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.0%。

第1-8-8図 女性研究者が少ない理由（性別）



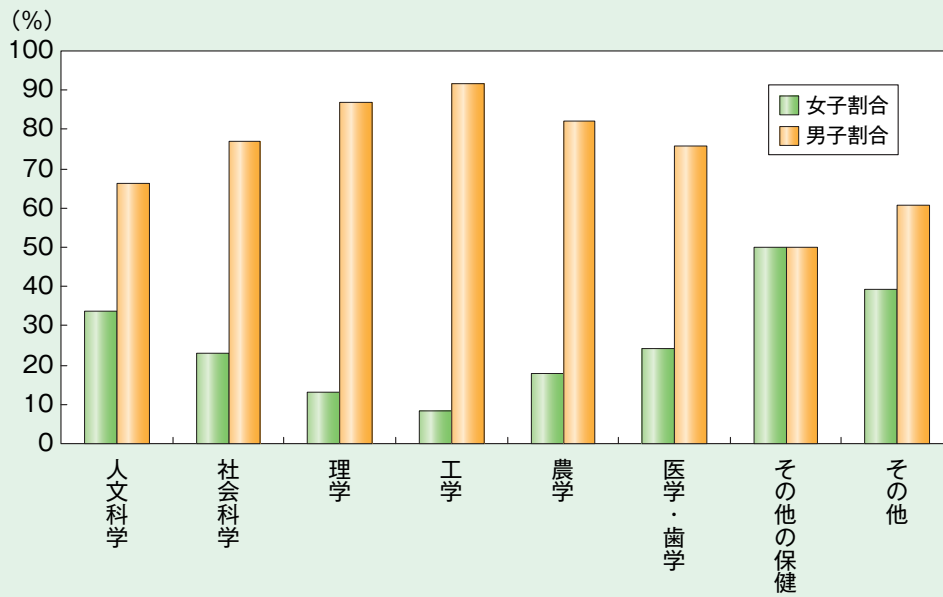
(備考) 男女共同参画学協会連絡会「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」(平成20年)より作成。

第1-8-9図 研究者の所属機関



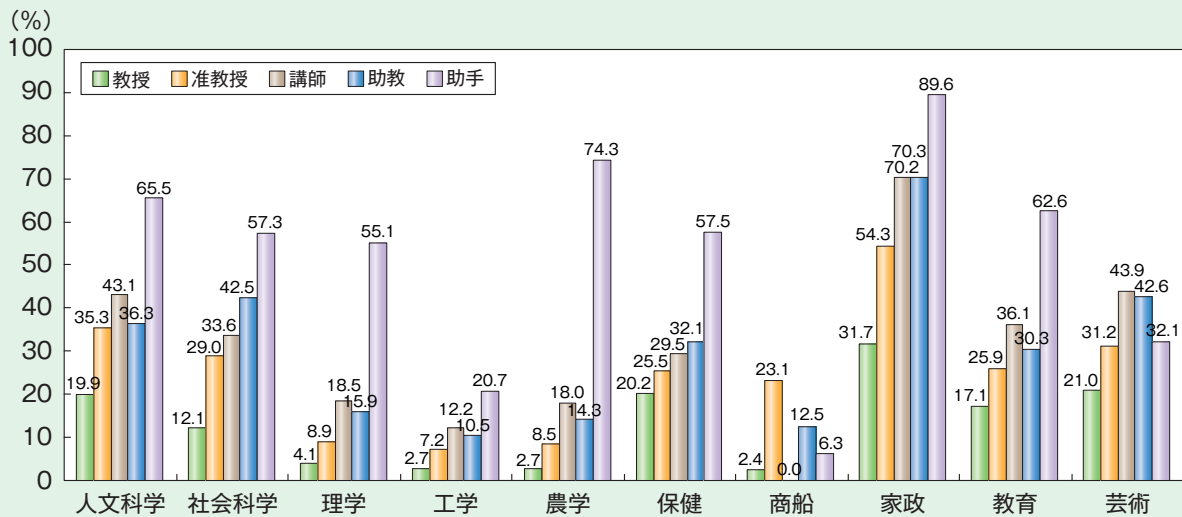
(備考) 総務省「平成22年科学技術研究調査報告」より作成。

第1-8-10図 専攻分野別に見た大学等の研究本務者の割合（性別）



(備考) 1. 総務省「平成22年科学技術研究調査報告」より作成。
2. 大学等:大学の学部(大学院の研究科を含む),短期大学,高等専門学校,大学附置研究所,大学共同利用機関など。

第1-8-11図 大学教員における分野別女性割合



(備考) 文部科学省「学校基本調査」(平成22年度)より作成。